

## 平成 15 年 9 月南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 日(9月17日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
町長行政報告.....	4
一般質問.....	10
渡 邊 嘉 郎 君.....	10
漆 田 修 君.....	20
鈴 木 史 鶴 哉 君.....	39
鈴 木 勝 幸 君.....	49
横 嶋 隆 二 君.....	54
散会宣告.....	69
署名議員.....	71

### 第 2 日(9月18日)

議事日程.....	73
本日の会議に付した事件.....	73
出席議員.....	73
欠席議員.....	74

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	74
職務のため出席した者の職氏名.....	74
開議宣告.....	75
会議録署名議員の指名.....	75
一般質問.....	75
谷川次重君.....	75
保坂好明君.....	90
清水清一君.....	102
梅本和熙君.....	117
議第 4 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	135
議第 4 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	136
議第 4 4 号～議第 4 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	137
議第 4 8 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	142
議第 4 9 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	143
散会宣告.....	146
署名議員.....	147

### 第 3 日（9月19日）

議事日程.....	149
本日の会議に付した事件.....	150
出席議員.....	150
欠席議員.....	150
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	150
職務のため出席した者の職氏名.....	151
開議宣告.....	152
会議録署名議員の指名.....	152
議第 5 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	152
議第 5 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	156
議第 5 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	157
議第 5 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	159

議第 5 5 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	161
議第 5 6 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	168
議第 5 7 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	172
議第 5 8 号～議第 6 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	175
議第 6 1 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	179
議第 6 2 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	181
議第 6 3 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	183
議第 6 4 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	185
議第 6 5 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	187
議第 6 6 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	191
散会宣告.....	195
署名議員.....	197

#### 第 4 日（9月26日）

議事日程.....	199
本日の会議に付した事件.....	199
出席議員.....	200
欠席議員.....	200
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	200
職務のため出席した者の職氏名.....	200
開議宣告.....	201
会議録署名議員の指名.....	201
議第 4 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	201
議第 5 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	205
議第 5 6 号、議第 5 7 号、議第 6 1 号、議第 6 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	211
議第 6 2 号～議第 6 4 号及び議第 6 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	214
議第 5 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	217
発議第 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	233
発議第 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	235
発議第 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	237

閉会中の継続調査申出書について.....	240
議員派遣の申し出について.....	240
閉議及び閉会宣告.....	240
署名議員.....	243

## 平成15年9月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第1日）

平成15年9月17日（水曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和雄君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君

住民課長	内	山	力	男	君	税務課長	外	岡	茂	徳	君
健康福祉 課長	高	野		馨	君	建設課長	山	本	正	久	君
農林水産 課長	勝	田		悟	君	商工観光 課長	飯	泉		誠	君
生活環境 課長	鈴	木		勇	君	下水道 課長	佐	藤		博	君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	楠		千	代	吉	水道課長	渡	辺		正	君
会計課長	土	屋		敬	君	行 財 政 主 幹	鈴	木	博	志	君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡	辺	修	治	主 事	勝	田	智	史
------	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

---

#### 開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成15年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

---

#### 議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

---

#### 開議宣告

議長（齋藤 要君） これより本会議第1日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 勝 幸 君

4番議員 谷 川 次 重 君

---

#### 会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から9月26日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は9月17日より9月26日までの10日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

議長（齋藤 要君） 諸般の報告を申し上げます。

平成15年6月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりで

あり、各行事に参加いたしましたので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 町長行政報告

議長（齋藤 要君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成15年南伊豆町議会9月定例会の開会にあたり、次の7項目について行政報告を申し上げます。

夏の観光客入り込み状況について。

本年の7月から8月における観光客、海水浴客等の入り込み状況及び対前年比について、次のような結果がまとまりましたので、報告させていただきます。

夏の観光客入り込み状況及びイベント参加者対前年比。

弓ヶ浜海水浴場、平成14年度7月、8月計9万3,837人、平成15年7月、8月合計7万8,950人、前年対比84.14%。以下のとおりでございます。

今年は、冷夏と長雨で海水浴客が減少し、また全国各地で豪雨等による災害に見舞われ、旧盆には国道135号線の下田市白浜地内道路の路側決壊、また町内ではのり面崩壊により、県道波勝崎線及び町道伊浜線等の通行止や、総雨量制限による通行止など、伊豆の各市町村は孤立し、観光地伊豆として最悪な印象を与えました。

8月15日の町の対応につきましては、問い合わせの多い観光協会に商工観光課職員を外向かせ、情報収集に努め、午後6時までに立ち寄りを含め128件、そのうち宿泊あっせんの対応は9件で39人でありました。そのほか、旅館等の空き室及び収容可能人員を把握し、受け入れをお願いすべく準備をいたしましたが、対応には至りませんでした。また、そのまま連泊を希望するお客様もいましたが、その数字を把握することはできませんでした。大半は伊豆急下田駅に集中し、下田市で対応したことは新聞等で報道されたとおりであります。

ホテル、旅館の宿泊状況は、冷夏にもかかわらず、前年比103.65%の宿泊者を数えましたが、民宿では短期滞在が主流で、小グループでの宿泊が多く、宿泊客は減少しました。宿泊施設全体では、前年比13%の落ち込みという結果でありました。

観光施設関係では、長雨等により海水浴客の減少が施設利用に反映してか、昨年を上回る

入園者数を示しておりますが、波勝崎苑では土砂災害により波勝崎線が通行止となったため、やむなく10日間の休業を強いられ、昨年8月と比較して44.71%減少いたしました。

各地域等で実施しました花火大会や祭りのイベントは、天候不順により延期や中止が影響し、昨年を上回ることができませんでした。しかし、弓ヶ浜の花火大会はイベントとして定着し、問い合わせも多く成果を上げております。

また、参加型のイベントでは、ユウスゲ鑑賞会やビーチバレーボール大会が昨年以上の参加者となり、盛り上がりを見せました。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）の4月から8月までの利用状況について。

町営温泉銀の湯会館の順調な伸びを示す要因としては、下田市との公共施設相互利用（平成13年9月から実施）の成果はもとより、一般利用者の利用で、8月におきましては、宿泊割引を利用しての入館者が2,159人に達し、温泉ブームもいまだ根強く感じられます。8月15日、国道が通行止になったにもかかわらず、夏期最高の1,231人の入館者があり、1,000人を超える日数は、昨年同様6日間でありました。また、そのほかに子供の日、母の日、父の日の該当者、町内別荘所有者等が無料で入浴できるよう企画し、町営温泉施設のPRに努めたところであります。

なお、利用状況は次の別表のとおりでございます。

豪雨による町道及び普通河川災害について。

平成15年8月14日から16日の3日間にわたり降り続いた豪雨は、天城で460ミリ、下田市で336ミリ、蛇石大峠で367ミリ、下賀茂で340ミリの総雨量を記録いたしました。

この豪雨により、伊豆半島の幹線道路は土砂崩れ及び雨量規制による通行止となるなど交通網が混乱し、一時陸の孤島状態となり、災害に弱い伊豆を露呈することになりました。当町におきまして、公共土木施設災害18件、町単独土木施設災害7件、崩土除去等機械器具借り上げ33件、これらに伴う測量設計業務委託19件で、被害総額は約1億5,800万円と推定されます。

その中でも特に被害が大きかったのは、伊浜地区での集落を縦断する町道伊浜線で、15日午前10時ごろに国道波勝崎線側の山側のり面が崩壊し、土砂が路面をふさぎ全面通行止となり、同時に天神原伊浜線と伊浜線との三差路付近でも巨石と流木が山肌より崩落し、全面通行止となりました。

このため、平成14年4月に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」により、南伊豆建設業協同組合を通じ応急復旧の出動を要請しましたが、各業者が盆休み期間であっ

たこと、また二次災害が予測されたため当日の対応は困難となり、翌日16日から崩土除去作業に着手しました。

この作業中、午後2時ごろ、残された唯一のバス路線区間内である集落手前300メートル付近で山側のり面が崩壊し、土砂が路面をふさいだため全面通行止となりました。同時に、この土砂崩落により電柱が倒壊し、全世帯が停電となり、一時孤立状態となったため、波勝崎側崩壊箇所の応急復旧を緊急最重点とし作業に当たりました。その結果、東京電力の懸命な復旧作業もあり、午後6時には停電が解消し、午後8時には車両の通行が可能となりました。

なお、バス路線の通行止は、8月26日に仮設落石防護さくの設置を完了、午後6時から通行止を解除し、バスも通行可能となり、9月1日から始まる第2学期の通学に間に合わせることができました。

このほかに9カ所の全面通行止箇所発生しましたが、1日から3日間程度の通行止で応急復旧を完了しております。

なお、公共土木施設災害の災害査定予定につきましては、11月17日から21日の間となっておりますので、査定終了後に箇所づけされた工事の設計を実施し、年内発注により年度内完成を目指し、努力する所存であります。

介護保険事業について。

介護保険事業運営期間の最終年度である平成14年度の事業状況及び昨年度作成しました平成15年度から平成19年度までの第2期介護保険事業計画について報告させていただきます。

介護（支援）認定者数の状況について。

平成14年度末現在の要介護（要支援）認定者は426名で、13年度末対比50名（13.3%）の伸びとなっております。高齢者人口に対する要介護（要支援）認定者の割合は12.6%で、県平均12.3%を若干ではありますが上回り、着実に増加しております。

介護認定審査会は月2回、年24回開催しており、審査判定件数については616件で、審査判定結果は下記のとおりであります。

介護サービス利用状況。

介護サービス利用者数は、14年度末309名で、要介護（要支援）認定者に対し76.7%の割合となっており、県平均81.5%に比較すると、やや下回っております。サービス別の利用状況を見ると、在宅サービスが利用者数累計1,959名、13年度末対比697名（35.6%）、施設サービスが利用者数累計919名、13年度末対比106名（13.0%）伸びとなっており、特に在宅サービスの伸びが顕著なものとなっております。これは、利用者数の増加と利用者1人当

たりの利用回数の増加に伴うものが理由と思われます。

また、サービス種類別に見ますと、訪問介護、短期入所サービスの伸びが大きくなっております。居宅介護（支援）サービス利用者数につきましては、今後さらに伸びる傾向にあると思われます。

介護給付費の状況。

保険給付費につきましては、介護サービス利用者の増加に伴い、対前年度28.1%の伸びとなっております。サービス別では在宅サービスが41.3%、施設サービスが17.4%の伸びとなっております。サービス種類別に見ますと、在宅サービス費のうち訪問介護・短期入所サービスが伸びております。原因は、介護サービスの利用状況で申し上げたように、利用者数の増加と利用者1人当たりの利用回数の増加に伴うものと思われます。

介護保険制度施行後3年が過ぎたことにより施設整備が進み、制度が周知されることに伴って給付費が伸びているように、本町においては順調に介護保険制度導入による効果があらわれていると思います。

第2期介護保険事業計画について。

平成15年度を初年度とする（平成17年度までの第2期事業運営期間を含む）平成19年度までの5年間の計画期間とする第2期介護保険事業計画を策定しました。その概要を申し上げます。

第1号被保険者の保険料は、県内市町村では第3段階平均2,932円で、第1期事業計画の保険料に対し3%の引き上げがなされましたが、本町では2,600円と第1期事業計画の保険料より引き下げて設定いたしました。

介護サービス費については、介護報酬の見直し、過去3年間の給付実績、高齢者実態調査による利用意向や伊豆圏域での施設整備計画等を踏まえて、平成15年度を初年度とする（平成17年度までの第2期事業運営期間を含む）平成19年度までの5年間の必要量を見込んでおります。

施設サービスにおいては、河津町において介護老人福祉施設を平成16年4月開設に向け建設中であり、それにより、伊豆圏域内（賀茂地区）では各市町村に1施設設置され、介護老人福祉施設（特養）7施設、介護老人保健施設（老健）3施設が整備されることとなります。

特別養護老人ホームは、最終年度の平成19年度までに537床を必要数と定め、現在整備済み380床（河津町分を含みます）を除き、157床の整備を目標としております。

老人保健施設については、250床（短期入所を含む）を必要数と定め、現在整備済み180

床を除く70床の整備を目標としております。

介護療養型医療施設は187床を必要数と定め、従来整備済み数はゼロ床でしたが、ことし4月に下田温泉病院が圏域では初めて60床を転換しており、今後も整備を図ってまいります。

第2期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者等が安心して暮らし続けることのできる地域社会構築に向け、保健福祉サービスの着実な推進を図ってまいりたいと存じます。

石廊崎ジャングルパーク閉園に係る対応について。

石廊崎ジャングルパークについては、本年2月総支配人から口頭により、「本年9月末をもって閉園の可能性はある」旨を、また3月には口頭により「一部を残し、9月末をもって閉園したい」旨を確認したところですが、6月30日付、総支配人名の文書により、関係者へ、「9月30日をもって閉園する」旨の通知があり、その後、新聞各社の報道により、地域住民周知のこととなりました。

石廊崎ジャングルパークの閉園は、一観光施設及び石廊崎地区の問題としてだけでなく、石廊崎地区が地勢上、伊豆半島の要衝に位置することや、名勝伊豆西南海岸及び富士箱根伊豆国立公園の重要な位置を占めること、また現在事務を進めている近隣市町との合併問題などから思料して、町全体、ひいては伊豆半島全体の問題として対応しなければならないと認識しております。

このような状況から、7月9日付で助役、課局長10名からなるジャングルパーク閉園対策庁内検討委員会（以下「委員会」という）を立ち上げ、対応策を協議するとともに、去る7月29日にはジャングルパーク総支配人に来庁いただき状況を確認し、以後、国・県への働きかけやジャングルパーク財務資料の収集等を続けてまいりました。

引き続き委員会を中心に検討を加え、南伊豆町総合計画、国立公園計画・公園事業等の各種計画と整合性を図り、また静岡県と関係機関または団体と協議しつつ、地域発展及び良好な環境を保全するため、最良の方法を選択しなければなりません。市町村合併や厳しい財政状況の中ではありますが、選択肢は「賃貸借」、「買収」または「これらの組み合わせ」に収れんされるのではないかと思料しております。

今後、議会の皆様にもご支援、ご協力を仰ぐこととなりますので、何とぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステム稼動について。

平成15年8月25日、住民基本台帳ネットワークシステムにおける第2次稼動が開始されま

した。具体的なサービスとしては、利用希望者に住民基本台帳カードを交付、住民票の広域交付、転入転出の特例処理の3点となります。これに備え本町も、ことし5月下旬に南伊豆総合計算センターを中心とし、財団法人地方自治情報センターや近隣自治体と連携をとり、この3サービスに対する具体的な事例を想定し、試験稼動を実施してまいりました。

また、稼動直前の8月12日には、コンピュータウイルス「ブラスター」が世界規模で感染拡大する恐れがあるとの情報が入り、その後、財団法人地方自治情報センターから連日、住基ネット機器へのセキュリティ対策プログラムの送信がなされ早急に対応したため、住民基本台帳ネットワークシステムに関する問題等は発生しておりません。

本町における第2次稼動の状況ですが、9月10日現在、住民基本台帳カードの交付申請は6件、住民票の広域交付依頼承認件数は2件、転入転出の特例処理については、事例は生じておりません。そのほか関連業務につきましては、転入確認通知が6件となっております。

現在、住民基本台帳カードの普及は未知数ですが、身分証明機能や今後予想されているIT社会の構築を踏まえ、インターネットを利用する電子申請等の公的個人認証用カードとしての活用が、普及拡大の要因となる可能性が高いと推測しております。

主要建設事業等の発注について。

平成15年度第2四半期（7月～9月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第1工区） 2,126万 2,500円、有限会社南伊豆造園土木。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第2工区） 2,583万円、有限会社山崎建設。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第3工区） 2,119万円、有限会社南伊豆造園土木。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第4工区） 2,367万 7,500円、株式会社西田。公共下水道事業手石処理分区管渠築造工事（第5工区） 2,537万 8,500円、五味建設株式会社。公共下水道事業手石処理分区地質調査業務委託 378万円、株式会社建設基礎調査設計事務所。町単独下水道事業湊処理分区管渠内面調査業務委託 228万 9,000円、クリーンサービス株式会社。公共下水道事業手石処理分区実施設計業務委託（その1） 1,102万 5,000円、株式会社ウエマツコンサルティング。公共下水道事業手石処理分区実施設計業務委託（その2） 1,281万円、静岡コンサルタント株式会社。町立南上小学校空調設備設置工事 530万 2,500円、平山電気工事店。道路台帳補正業務委託 241万 5,000円、株式会社ウエマツコンサルティング。簡易水道等施設整備事業石廊崎地区配水管布設替工事（第2工区） 535万 5,000円、株式会社イナセツ南伊豆支店。簡易水道等施設整備事業石廊崎地

区配水管布設替工事（第3・6工区）882万円、株式会社塩崎工業。簡易水道等施設整備事業石廊崎地区配水管布設替工事（第4・5工区）519万7,500円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。石綿セメント管更新事業下賀茂地区配水管布設替工事2,152万5,000円、有限会社志村パイピング。石綿セメント管更新事業石井地区配水管布設替工事777万円、飯泉設備工業。上水道第5次拡張事業石井浄水場拡張第7期工事1億4,353万5,000円、株式会社荏原製作所。一般廃棄物最終処分場建設に伴う測量業務委託249万9,000円、有限会社渡辺測量。一般廃棄物最終処分場建設に伴う地質調査業務委託399万円、株式会社建設基礎設計事務所下田営業所。一般廃棄物最終処分場建設に伴う基本設計等業務委託756万円、株式会社日本環境工学設計事務所。焼却施設定期補修工事3,570万円、株式会社タクマ東京支店。下小野地区消防団詰所新築工事958万6,500円、有限会社平井工務店。

以上で、平成15年9月定例町議会の行政報告を終わります。

議長（齋藤 要君） これにて行政報告を終わります。

---

#### 一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

---

#### 渡 邊 嘉 郎 君

議長（齋藤 要君） 10番議員、渡邊嘉郎君の質問を許可いたします。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） それでは、通告書のとおり一般質問をさせていただきたいと思います。

最初に、市町村合併についてを質問させていただきたいと思います。

私が言うまでもございませんけれども、当初は7市町村で合併を進めてまいりましたけれども、中で東伊豆町が外れ、そして西伊豆町、2町1村が外れ、そして今、下田市を中心に、下田市、河津町、そして我が南伊豆町と1市2町の合併が進められておることは、私が言うまでもございませんけれども、そういう形でカウントダウンが始まっておるわけでございます。

そういう中、市町村合併に関する法律では、市町村合併は地域が自主的に進めるべきということをおうたっているわけです。つまり、国・県の指示によるものではなく、地域の自主的、主体的な判断により行うものであり、合併が実現すると、いろいろな面にメリットがありま

すが、住民、商工業者の立場から見ても、市町村合併を考えた場合、損得でなく本当の豊かさを求め、それを得るためにどういう手段がいいのか、住民、商工業者にとって何がメリットなのか、十分に見きわめながら合併の必要性を考えるべきだと私は思います。

そういう立場から、私は合併を推進をしていく立場として質問をさせていただきたいと思えます。

第1にキーワードとしまして、少子高齢化の対応、多様化する住民ニーズの対応、そして生活圏の広域への対応、地方分権の推進、こういうものの効率性の向上、これらに対応する考えの中、なぜ合併なのか、目的のメリットとデメリットですね。そして合併を生かしたまちづくり、本当に合併しか生き残れる道がないのか。もう一つの選択肢はないのか。そういうことを考えた中、町長の町全体の経済あるいは観光等々を把握をした中で、基本的な考えがどこにあるのか。そして、もう1点の法定協議会も設置をいつするのか。これは今回の定例会に提出されている議案の一つになっておりますけれども、その辺を聞きたいなというふうに思えます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町長の合併に対しての基本的な考えだと思いますけれども、我が国の合併というのは、明治の大合併、そして昭和の大合併と行われた経過があります。

現在、市町村は一層厳しさを増す環境、住民ニーズの多様化、権限移譲、財源の自立強化等の中で、質的にも高度化し、量的にも増大する事務を的確に処理することの役割が求められております。

近年我が国の財政は国、地方とも極めて厳しい状況にあり、今後も町の財政全般にわたり歳出の抑制が求められ、各公共団体はコスト意識を持って行政事務や事業に取り組み、多様なサービスの提供方法の検討など、一層効果的かつ効率的な行財政運営が必要と考えております。

また、日本の人口は2006年をピークに減少する中、2030年には人口 5,000人未満の市町村が現在の 700から 1,200近くに増加し、現在よりも高齢者の比重の高い地域社会が予想されるところであります。

このようなことを考えますと、市町村合併を検討する中、経済活動の広がりによる住民の日常生活圏の拡大、少子高齢化の進展による年金や保険制度など行政サービスの破綻懸念、介護保険に代表される新規の行政サービス、既存の行政サービスの充実、地方分権一括法に

よる国などからの権限移譲や地方の自立への対応、経費節減による財政改革の効率化など、さまざまな理由が考えられます。また、今般の合併に対する国や県の財政面を含む各種の支援措置などを考えたとき、市町村合併を論議、検討するのはやむを得ないとの認識で、地区説明会などを実施しているところであります。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） おおよそ町長の考え方はわかったわけですがけれども、下田市、河津町、そして我が南伊豆町と、先般の11日の全員協の中で私も質問をさせていただいたわけですがけれども、そういう中に、1市2町の言い分をまとめた中で考え方が一致したよと合意がなされ、そして合意書を取り交わしたわけです。その合意書を私は何で判こを押す前に、議員会にでも相談がなかったのか、その1点をちょっと先に聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 法定協議会設置についてですがけれども、一般論から述べさせていただきます。

南伊豆町、下田市、河津町の合併につきましては、当初賀茂地区合併問題調査検討会において、賀茂地区7市町村の基礎データの収集などを実施し、賀茂地区7市町村の合併の可能性の調査検討を行い、平成14年5月から、賀茂地区7市町村で検討会を立ち上げ、可能性を検討したところでありますけれども、渡邊議員指摘のように、東伊豆、そして西豆三町村が抜けた経過があります。

南伊豆町、下田市、河津の3市町は、3市町で合併の可能性を検討した中、主たる産業である観光や経済活動の結びつきを検討の結果、共通項が多く見られる地域でありますので、調査検討を重ね、3市町の平成15年9月定例議会に、今回の議会で法定協議会の設置をお願いしたいと考えているわけでございます。

今質問の、合意書の経過の前に議員の方々に合意書の説明があってもよかったんじゃないかという、その指摘はもっともな意見だと思います。しかし、その経過の中に、皆様方にもお配りしましたがけれども、私たちはいろいろ協議会を設置してきたわけです。そして、その中で具体的な話がなかなか——ともかく今回の9月については、法定合併協議会を設置しよう、そういう目標で話を進めてきたわけです。そしてその中で、本来ならば法定合併協議会の中で基本的な考えだとか、まちづくりだとか、そういうことを私たちは進めるべきだと

いう認識を持っていたわけですがけれども、市町の債務に対する考え方の相違というんでしょうか、その辺の考えの相違があり、その中で河津町の方よりこういう案はどうかという、協議してくれという提案があったわけです。それについて、私たちは地区説明会等でやっておりますけれども、私たちの主張する合併の行財政改革、そしてスケールメリットによるスリム化ということを基本に考えたときに、まだこれから話し合う余地があるという、そういう結論に達したわけです。

そして、その日にちの中でそうした案を返事したわけですがけれども、河津の、どうせならばもう少し真剣に考えてほしいよという要望があり、その中で、もう少し慎重に検討しよう。そして、この法定合併協議会も、私たちが主流とする考えというのは地域自治組織によって、お互いに住民サービスだけは守ろうという基本認識はあるわけです。その地域自治組織の方も11月に中間答申が出るという考えを踏まえた中で、私たちは河津の言い分もわかるけれども、ともかく合併の説明会に進もうよと、法定協議会を推進していこうよという形の中で、私たちは合意書ということサインしたわけです。

合意書の中でぜひ注意していただきたいのは、住民の視点に立ち、行財政改革の推進を柱とした合併を目指していくということで、これは私も河津も下田も言っていることでもあります。確かに河津町の言い分がかなり書いてありますけれども、その中で11月の地方制度調査会の報告をこれから重視しなければいけない。そして最後に協議検討するというので、お互いにこれから土俵に上がろうよという形の中でのこの合意書でありますから、南伊豆町が主張している、住民の視点に立つ行財政改革が一番の目的なんだよと。そのために検討協議するというので、お互いにばら色といったら失礼なんですけども、お互いの言い分を取り合った中で合意したと。

ですから、皆様方に、確かにこの合意書を前もってという、ごもっともな意見だと思えますけれども、河津の事情もあり、そこまで言うとは申しわけないですがけれども、そういう事情があった関係で、県の行政センターの所長を含めた中で合意に至ったと。ですから、その辺はぜひご理解願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 今、町長の方から答弁があったわけですがけれども、本当に私もそれは理解はするんですけれども、しかし残念なのは、こういう大事なことを議員に相談なく判をついたということは、私は本当に残念だと思います。我々も一生懸命努力をしているわけ

ですから、今後こういう大事なことはやはり相談をして、いろいろな議論の積み重ねの上でやっていただきたいなということを要望します。

そして、今、行政センターが中に入ったといいますけれども、この合意書の文書をつくったとき行政センターにアドバイスをしていただいたということですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合意書の件なんですけれども、私たちはこれで合意したということじゃなくて、こういうふうな方向性を定めたということでご理解願いたいなと、そう考えております。

あと一つ、今言った行政センターというのは、たまたま行政センターも合併建設検討委員会の中に入る人ですから、その人に相談して入っていただいたということです。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） その辺の説明が、この間の全員協の中で説明がなかったものから、私ちょっと疑問に思って聞いたわけなんですけれども、この合意書の中に「法人格を有する地域自治組織を設置することとし」というふうなことがうたってあるわけなんですけれども、これは新市ができて、その中に今の下田市、そして河津町、南伊豆町が法人格を持つ自治組織にするわけですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 法人格を有する自治組織ということで、またこれは正式に11月の答申が出ておりませんが、住民サービスという、例えば南伊豆町を考えたときに、決して合併によつてのデメリットというのはアンケートにも出ているわけです。要するに庁舎が遠くなるか、住民サービスが低下するんじゃないかとか、そういう住民の不安について、私も100回を超す地区懇談会で説明して、お年寄り方の実態もある面では把握していると。

そういう中で、これが決定になったわけじゃありませんから、少なくとも地方制度調査会の方では市町村合併を促す手法として地域自治組織ということが可能だよということで、それは明文化されております。ですから、その中で法人格を有するのか、法人格を有しないので住民サービスが守れるのか、その辺はまだこれからの検討課題でありますので、そのためにこれからの建設検討委員会の中で十分検討していただいて、そして町民のサービス低下は

できるだけ招かないような合併をするのが、町長としての最低の義務じゃないのかなという考えのもとに、下田市と——地域自治組織をつくるということについては、下田市の方も法人格を有するとか有しないとかで、ある意味では合意しているわけですがけれども、下田、南伊豆、河津の住民の身近な住民サービスの低下が危惧されるわけですから、合併ということは、ですから、それを防ぐ一つの手段になるんじゃないのか、これはまだ決まったわけじゃありませんから、そういう一つの手法としてあるよということでご理解願いたいなと思います。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔 10番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） わかりました。私は法人格を有する、あるいは権限を持つ自治組織、執行権を持つ権限のある自治組織は、二重構造が出てくるんじゃないかなという懸念から、私はこのことに対してちょっと反対をする一人でございますけれども、これが二重構造にならないなら結構ですけれども。それなら3つに分かれていた方が、合併しなくても一緒じゃないのかなと私は思うわけです。そういうことでございます。

いずれにしても、町民に本当に豊かさを与えられるような合併をこれから議会と、そして行政側との十分な議論の中で合併を進めていっていただきたいなというふうに思うし、私も1人の議員として、一生懸命そのことに対して努力をしていきたいなというふうに思います。これで第1点目の質問を終わります。

2点目に、老人健康福祉センター建設についてをお伺いをしたいと思います。

この補正予算の中に、健康福祉センターの建設についてという予算が1,700万円程度とっております。その建設は健康福祉センターというのは、老人健康福祉センターでございますか、その1点、ちょっと先にお伺いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 老人を含めた健康福祉センターでございます。老人福祉センターということですね。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔 10番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） 老人を含めたじゃなくて、老人健康福祉センターですね。

〔「はい」と言う人あり 〕

10番（渡邊嘉郎君） 私の把握している中では、7市町村の中で唯一この施設がないのは、

我が南伊豆町だけだと認識をしておるわけですけれども、こういう中、今後本当に老人健康福祉センターが大事なのか、大事でないのかということはもう私が言うまでもございませんけれども、本当に大事な施設だと思います。このことは、どんなことをしてもつくっていかねばならないんじゃないのかなというふうに思いますけれども、しかし、どうせ建設をするなら、その内容がどういうものなのか、私はよくわかりませんが、私の思うところには、まだ南伊豆町には子供たちの児童会館もございません。そして、勤労者センターもございません、そういう福祉施設もございません。

ですから、私は健康福祉センターを今後つくっていく計画がなされているわけですから、そういうものを含めた総合的な健康福祉センターができないものかな。それはなぜかといいますと、やはり年寄りの知恵を小さな子供たちにも教えてあげていただきたい。そして若者とのふれあい、嫁さんの悩みも、その中で青少年の男女のふれあいが当然出てくれば、そういうものも解消されてくるのではなかろうかなというふうに思います。どうせ建てるなら、倍かからなければ、そういう施設に、場所も中の内容も取り入れていくような考えが町長にあるか、ないのか、そのことを1点先にお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 一応老人健康福祉センターの建設について、その場所、内容等について説明させていただきます。それからまた詳しいことについては答弁させていただきます。

本町では、保健活動の拠点となる施設がないため、各種検診や健康相談等を中央公民館で行っている状況で、人的な問題もあり、非常に非効率となっております。また、介護予防事業や高齢者の健康増進を図るために、保健医療福祉サービスを総合的、一体的に提供できる施設として、保健福祉センターの整備をするものであります。

助役を中心とした庁舎内の保健福祉センター建設検討委員会で、近隣市町村の施設の視察や建設用地について検討してまいりました。人的問題や保健福祉サービス事業の低下にならないこと等を考慮し、役場敷地内、温泉公園を含む中に建設することとし、現在隣接する個人所有者と用地交渉を行い、この交渉がほぼまとまりつつあります。

施設の内容ですけれども、保健部門は運営管理に必要な事務室、健康相談等を行うための相談室、栄養指導等の生活指導を行うための栄養指導室及び実習室。各種の検診を行うため、診察室及び集団検診室のスペースを確保いたします。福祉部門は、高齢者の健康増進のための機能訓練室、介護知識、介護方法の普及を図るため研修室、趣味活動、世代交流のできる

和室、会議室、浴室などを整備するとともに、各部門の相互利用を十分考慮し、デイサービス事業の提供ができるようにしたいと考えております。

また、設計とか配置、これからのことですがけれども、設計コンペ等によって、できるだけ住民のニーズに合うものをつくっていかねばいけないのかと。それから、今言われました、この中で世代交代ができる和室をつくるということでもありますけれども、その辺ではちょっと渡邊議員と意見の相違がありますけれども、私がここを選んだ理由として、やはり町村合併という流れの中で、下賀茂を寂れさせてはいけない——応南伊豆町の中心、また役場ということを考えてときに、この地につくるのが一番いいのかなと。そして、その中でいい施設をつくって、お年寄りに集まってきていただいて、それが商店の活性化にもつながるという、これはそういう考えを持っていますので、できることならば、せっかく用地の交渉も前向きに進んでおります。ですから、皆様方の意見は当然お聞きしますけれども、その設計コンペ等によっていいものをつくっていきいたいなど。

そして、規模でございますけれども、大体 1,200平方メートルから 1,500平方メートルと。そして、県とのスケジュールが11月に現地確認となって、県との協議に入っていきたいなど、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 今、町側の町長の考え方も下賀茂の商店街への配慮、その他もる説明がございましたけれども、できたら子供たちの児童会館、そして勤労者のセンター、そういう福祉センター、総合的なものができれば、そういう形がいいのかなというふうに私は思うわけです。

しかし、子供たちも本当に都会の子供たちと教育を1つとっても、そういう児童会館もない町、やはりそういうことがあっていいのかなと、格段の差があっていいのかなと、教育に。私はそういう観点からも、どんなことがあってもこの児童会館、そして青少年の場、そして年寄りから若い小さな子供までがふれあいができるような、これがやはり心の健康福祉センターかなというふうに思います。そして、老人の培ってきた大事な経験を小さな子供たちにも教えていっていただきたいし、そして生涯の学習センターとして考えていけるなら考えていっていただきたいなというふうに思います。

そしてもう1点は、ここの場所にどうしても児童会館、勤労者の会館、そういうものが中に組み込まれないなら、この役場の支所、庁舎の支所が併設ができないものなのか。そうい

うことも考えていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、生涯の学習センターというような、おぎゃーと生まれた子供たちからお年寄りまでがふれあいのできる心の健康福祉センターという形のものをつくっていただきたいなということを要望しておきます。

そして、第3点の景気対策についてをお伺いをしたいと思います。

町長として、また行政を預かる人として、現在の南伊豆町の景気をどのようにとらえて、そして考えているのか。また、それらを分析をし、どういうふうな対応を今後していくのかを聞きたいと思います。

私は、農漁業、観光、商工業すべての業界が今血の出るような思いをして毎日、毎日を過ごしているのかなというふうに把握をしているわけです。そして商店でも、たった1本の鉛筆、たった1枚の紙といえますけれども、たった1本の鉛筆の100円を売って、仮に100円の鉛筆だと、100円を売って、この中の2円がもうかるのかなと、純利益で残るのかな、1円が残るのかなというようなこと、もっと皆さん方に考えていただきたい、真剣に。そして、どこで鉛筆を売っているのかな、どこで紙を売っているのかなということも大事なことだと思います。そういうものをもっともっと皆さんが調べて、そしてこの町の中の景気を助けていただきたい。

そういう中で、町長にただいまの質問を答えていただきたいなというふうに思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 国を挙げて不景気という中で、本当にきつい質問だなと、それは実感しております。

ということは、本当に具体策があるのかなのか。それすらわからないような、大きな国という器を考えたときに、じゃそれが本当に可能か可能でないのか。そう考えたときに、なかなか即答ということはできませんけれども、今、渡邊議員の言われるとおり、日本全体が不景気であり、南伊豆もその中の一つ、これは間違いありません。

町の景気の把握は、商業統計あるいは税務の所得申告の営業所得や農業所得を参考に認識はしております。例えば税務署の調べによりますと、給与所得は平成13年度、14年度で80億3,205万6,000円。ところが、平成14年度中、15年度になると78億8,084万4,000円、前年対比1億5,100万円、そして営業所得も同じように2億6,200万円減っております。農業所得については、185万円増えて、そのうえに所得合計しますと、町の方が4億5,600万、平

成13年度より、金銭の面を考えたならば、4億 5,642万 2,000円、95.41%ということで、前年度より5%減している、そういうことになっております。

また、景気全般にしても、南伊豆町の商工会の調べによりますと、ほとんどが下向きということで、私たちも本当に一般の方々の生活が大変だというのは認識しております。しかし、私は事業者の人から伺っておりませんが、町内での消費が基本であり、そういうことで町内での消費は基本ということは、役場の方もできるだけ地域のところから買わなければならない、これが基本だと思います。

しかし、私たち行政を預かるものとしても、ある面では安く仕入れなければならないという、その相反するものがあるんじゃないかなと。私も平成13年12月議会で質問があって答弁いたしましたけれども、役場におきましては、予算編成ヒアリングの際、町内発注を促しております。そして、また今後もそういうつもりでございます。景気対策として、特に予算計上してありませんけれども、町ではさまざまな観光イベントを実施しております。

例えば、南の桜と菜の花祭り、推計によりますと、70数億の経済効果があるかと、そういうことに対しては大々的に、また全力を挙げて協力をしているわけです。少なくともそういうイベントによって、この地域の方々にプラスの影響もあるんじゃないかなと。そういうことですから、こういう町が企画したイベントに対して、ぜひ議員の方々もご理解願ひ、そしてそれに協力してくださるお互いの協働関係というのをこれから構築していかなければいけないのかなと考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 今、町長の言われるとおりだと私も思います。本当にこの夏の冷夏でも、私が言うことでもないんですけれども、町長以下行政の人たちが、ここに立派な課長さんたちも全部認識しておられることと思います。

そういう中で、先ほども申しましたけれども、本当に紙1枚、消しゴム1つ、あるいは鉛筆1本でも、どこに売っているのかなということをもっともっと調べて、そして交互に買っていくようなことを、職員皆さんに意識づけをしていただきたいなというふうに思うわけです。

そういう中、町税も去年から比べるとことし約1億ぐらい減っているわけです。そして、私が議員になってちょうど丸2期を務めて、3期目を務めさせていただいているわけです。そのころから比べますと1億 5,000万から2億の収入が減っているわけです。それはなぜか

などという、日本の景気はもちろんのことですけれども、やはり働き口がない、それが大きな原因、それと仕事がない、これも大きなものだと思います。

そういう形で、今後町ももっともっと商工会、あるいは議会と連携をとって、この景気対策は真剣に取り組んでいていただきたいということを、町長以下皆さんに要望して、私の質問を終わりたいと思います。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君の質問を終わります。

ここで、10時40分まで休憩をいたします。

（午前10時31分）

---

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

（午前10時40分）

---

漆 田 修 君

議長（齋藤 要君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 岩田町政が発足後、15カ月目の2000年4月からの地方分権改革から3年余りが経過しました。機関委任事務制度の廃止や必置規制の大幅緩和を軸とした改革は、中央と各自治体の関係に新しい局面を開くものであり、本来であれば、基礎的自治体は機関委任事務の廃止を受けて、法令解釈能力を向上させ、まちづくりの方向性を明確にすべきであらうし、あるいはまた行政組織のあり方を根本から見直し、まちづくりに対応し得る行政組織を構築すべきであります。

ところが、この3年間には、こうした余裕を失わせるような事態が続出しております。とりわけ市町村合併をめぐる動きが急展開しており、当初は自主的合併を語っていた政府だが、小泉政権発足後、強制合併の色彩を濃厚にしたのであります。また、地方への税源移譲、補助・負担金の改革、地方交付税制度の改革を一体として行うとした三位一体の改革も、地方分権推進会議の報告に見られるように、補助・負担金の削減のみに軸足を置くかのような状況を呈しています。

そして、市町村合併の進捗は、地域間に大きな違いが見られ、また県の取り組みにも温度差があり、強力的に推進指導している県もあれば、市町村の自主性にゆだねようとしている県も見られます。

とはいえ、合併を強力に説く自治体の首長や地域の政治リーダーがそろって語るのは、このままでは立ち行かなくなるという説明が多いのが実態であります。国、自治体を通じた財政の破綻状況は、今までの国の拡張主義的財政運営の惰性によるものと言っていいのであって、80年代のバブル経済期のような高度な経済成長が続き、財政的にも税の自然増収が期待できる状況ではないのであります。立ち行かなくなったことへのみずからの反省こそが、今問われているのであります。

政府が市町村合併を強力に進めているのも、地方分権改革推進会議の報告に如実にあらわれているように、国から地方への移転支出を削減し、国財政の身軽化を図ろうとしているからであります。

そこで、通告に従い、幾つか要旨ごとに質問いたしますので、その都度ご答弁をお願いいたします。

第1番目ではありますが、近年、ローカルマニフェストという言葉がはやっております。もともとは英国が発祥であり、日本でも選挙に当たり候補者は選挙公約を掲げる。例えば福祉を充実します、教育についてももっと予算を高額の配分をいたします、こういったことあります。しかし、これは単なる願望リストに過ぎないとされています。しばしば選挙公約で示される政策は、抽象的なスローガンで、文言自体が抽象的であり、政策目標になり得ないこと、このため具体的にどのような施策によって実現を図るのか明らかでないからであります。

それは、一般の公約とどのように違うかということ、政策のビジョン、目標を明示しているか、そして特に重要な政策目標には数値目標まで示されていること。個々の政策目標の実現手段である施策を明記していることなどであり、特に個々の政策目標の実行期限や財源まで明示されていることが重要であると言われております。つまり、期限つき、目標つき、財源つきがそれなのであります。

町長、あなたはことし1月の町長選挙において、数々の公約をいたし選挙に臨まれたと思いますが、今般の質問の一つである自治体の合併問題を町民に対してどのような表現で公約したのかお答えください。そしてそれ自体はマニフェストであると認識しているのか、まず最初にご答弁を賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

選挙の期間中でありましたけれども、町村合併について、ちょうどそのときはまだ東伊豆も脱退というのは表現しておりません。ということは、2月2日に住民投票を行って、その結果ということでございます。ですから、私は選挙の期日の間においては、1市5町1村と、それが郡が1つになるという考えのもとでやっていたわけです。

ですから、今言われますように、選挙公約の件ですけれども、大きな合併についてはそれだけのメリットがあるよということで、選挙のときには、選挙目標、許していただければ、具体的には出陣式のときも述べたと思いますし、それがまた細部が変わっていくならば、その都度説明会等によって補完していけばいいんじゃないかな、そういうことを私は言ったつもりであります。

〔「マニフェストについてはどういうふうに」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） ですから、それがマニフェストに該当するかどうか、私は少なくとも町長就任の当時より、財政改革論者、要するに行財政改革というのは原点に戻ろうということと言っているわけです。ですから、そういう面からするならば、この合併を私は常に財政再建ということにとらえていますから、政策はその範囲内で、大きな合併か小さな合併かによって財政的なメリットはあるかと思えますけれども、その件については、私はマニフェストと言わせていただく――根幹は何ら変わっていないということを考えたならば、政策としては一貫性を持って町政に当たっていると自負しております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） どちらかという明確な答弁ではない方に属すると思うんですが、つい最近の町長の政治姿勢全般に私は言えることだと思うんですね。

1月の選挙の期間中、町民は何によってそれを判断するかということなんです。その時点で、例えば東伊豆を除く6市町村の合併に対する基礎的自治体の優先の原則にも、実はそれは合致するわけでありまして、そういう意味では、そのときには町民はある意味では良識のある判断をしたと思えますが、そう言いつつも、3月、4月あたりから非常に西豆地区の3町村が結束したと、合意したと。それを受けて、即あなたはそういう数々の協議会なり、助役会なりを設けて、そういう動きに向かったわけですね。選挙後、しかも3カ月もたっていない段階でそういう動きをするということは、そのときにあなたに票を入れた町民の意識ということ考えたことがありますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、選挙中も、基本的には町村合併は賛成だよということを言っております。ですから、基本的な考え方は変わっておりません。

ただ、今、漆田議員が指摘をするように、急に変わったと言われては、私にとっては語弊があるんですけれども、その中で2月4日ですか、助役と私は石川知事のところへと選挙の報告に行ったわけです。その中で、今は大きな流れとして、財務省の大きな流れとして地域自治組織という考えがあるよと。それによって、住民サービスをできるだけ補完する制度としてこれから考えたらどうかということを説明を受け、それから私は———ということは、先ほど言いましたけれども、私は100回にわたる地区懇談会を開いております。それを考えたときに、合併によってお年寄りの方々が今よりサービス低下にならない手法が、私に課せられた大きな施策じゃないかと。

そういうことを考えたときに、地域自治組織がもしできたならば、合併という平成17年3月までという期限がなければ、それは私ももっと緩やかにやったかもしれません。しかし、平成17年3月という期限が示されている中で、合併が是か非かという判断をした場合には、やはり住民サービスの低下が防げる施策があるならば合併に進むべきという、そういう判断をし、そして法定協議会についても、広域な行政については首長の中で協議会を設置することができる。そして、その設置については、これが現に今回の議会になるかと思えますけれども、その議会は是か非かとするのが今回の議会だと、そういうとらえ方をしておりますから、その辺は平成17年4月の期限がなければ、またほかの方法があったかもしれません。しかし、期限付きの合併、是か非かを言われた場合には、私とするならば、住民のサービス部門については、できるだけ補完できるとして、地域自治組織を考えていた、知事からも言われたということもありますけれども、そういう考えになったことは事実であります。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 最初の質問は、その辺の町長自身の言質をとるのが目的でありますのでこの辺にしますが、実は、第2番目の質問の一部まで町長は答えていただいたんです。

2番目の方へ徐々に移りますが、あなたの町長選挙の前後を時系列でいろいろな出来事を羅列しますと、昨年11月末、アンケート調査をいたしました。これは郡下ですね。11月末に担当部会会議の中で事務事業の確認と、分科会の今後の進め方が検討された。今、14の分科会がございますけれども、こういったことの前段であります。そして11月25日、賀茂地区

の合併検討委員会が開催、これはあくまでも7市町村、賀茂郡を1本にという話が前提であります。そして、例のアンケートの中間報告が12月25日ですね。あなたの町長選もほぼ終わりごろになっております。

そして、1月28、29日、合併に関する視察、これは事務職員7名が外部の自治体を研修に行っております。そして2月の初めに西豆の3町村の合併が合意になったと。同月の2月28日に合併の枠組みについての検討、これは下田、河津、南伊豆3市町の枠組みの検討に入っているんですよ、2月28日に。そして3月28日で枠組みの決定と検討委員会の解散。検討委員会の解散というのは、前の6市町村の委員会の解散であります。そして4月1日には、3市町の推進協議会の発足。そして5月12日、合併地区の説明会のスタート。これは先ほど盛んに町長は本町の地区の説明会である程度合意を得られたといいますが、実態はそうではなかったというふうに説明されております。町民のほとんどが、「わけがわからない、あんな難しいこと急に言われても、わけがわからない」、そういう声が非常に多い。例の、その地区説明会のスタートが5月12日からスタートしたと。

6月には河津町の申し出がありましたね。7項目の申し出がありました。そして8月7日ですか、下田市と南伊豆町の見解を報告しました。それも地域連合型についてはノーだよと。あくまでも地方制度調査会の見解、最終報告を待って、それまで様子を見ようという内容の報告であります。そして8月19日の合意書の問題ですね。先ほど前段の質問者が言いましたが、私も最後にそれは質問いたします。

そういった主な活動推移があったわけでありまして。そして、具体的に2番目の質問に入りますが、市町村合併の法定協議会づくりの加速がこのところ顕著であります。本町も今定例会に上程してありますが、規約を上程してありますが、全国的に見ると、ことし1月以降、1.5倍にふえ、ちょっと資料は古いですが。参加市町村は1,200団体を超え、このような一種の社会現象だと。社会現象を加速させた節目は、昨年11月の西尾私案であるといわれております。これは西尾勝さん、細かいことは言いませんが、その私案であるとされています。それは合併を強力に推進して、それでも残るであろう一定規模未満の小規模市町村を解消させる案でありました。西尾私案が発表された直後、その効果について、これは大阪府立大学のある先生ですが、銃声一発で水鳥を一斉に飛び立たせ、合併の方向へ駆り立てるような文書であると、特徴づけている方がおりました。その後の事態の推移は、まさにこの予測どおりに進んだのであります。

この間に合併の理解を深めた首長もおられたでしょうが、岩田町長みたいに理解を深めた

町長もおられるんでしょうが、少なくない小規模市町村では、物も言えない状態で強制的に合併・解消されるよりも、特例法の期限内に法定協議会に臨んだ方が、少しでも住民のためになると苦渋の選択をせざるを得なかった。その結果、協議会の設置が加速したのであらうと考えられています。

ことし6月中旬以降、幹事会、助役会、協議会等において、法定合併協議会規約等の検討に入り、7月には専門部会設置要綱の検討に入るなど、既に合併ありきで着々と進んでおります。これは町長が一番よく知っているはずなんですね。町長自身がその間に、さっきも言いましたが、そのような意思決定をしたのは苦渋の選択であるのか、それとも合併の理解を深めたのか、ご自身の見解を伺いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 苦渋の選択と、まず言わせていただきたい。ということは、責任論というのがあります。私は1市5町1村、もしその合併がうまくいったならば、7分の1の責任だな、そして1市4町1村だったら6分の1の責任、それが分かれて3分の1の責任、本当に責任論からするならば、小さくなればなるほど、そして先ほど言った住民の説明会等々によって、本当にこの人たちが理解してくれるのかな、それは重々承知しております。私は、平成13年からもう地区懇談会の中で、今、県の流れはこうありますよということで合併については説明しております。しかし、それを理解しようとしないうし、逆に理解できないんです。ということは、今まで年金とか、お金をもらったことがないというのは失礼ですけども、年金等によって夫婦で10万円もらう、そうやってゲートボールをやりながらその日ができる。そういう方々に対して国がこうなるんだよということを言っても、なかなか説明が理解できないのかなと。私はそれは実感しております。

ですから、本来ならば、私は1市5町1村で大きな合併にしたならば、責任論からするならば助かったなと。しかしこうやって小さくなると、それだけに私に対する責任も大きくなるし、そして本当に町民の方々がこれで幸せになるのかどうか。ただ、間違いなく言えるのは、少子高齢化が進んでいる。そのときに10年先、20年先を考えたときにどうなるのか。それだって、政治の大きな課題と考えたときに、私はこの法定協議会を設置し、合併という大きな目標が行財政改革、そしてスケールメリットを使った中で、今までの行政というのは財政が豊かであったわけです。ですから、多分可能な数字を、例えば1万人のお客が来るじゃないか、だったら水道もこれだけ必要じゃないかと、そういう形の過大投資をしてきている

わけです。それは現実をしっかりと把握しなければいけない時代が来ているわけなんです。

ですから、私はそういうことを考えたときに、もうここがある面では潮どきと。そして、平成17年という期限が切れた場合は、もう決断せざるを得ないというので、ですから苦渋の選択とさせていただきたいなど、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 町長の口から、責任の負担の分担がそれだけ大きくなる、そうですね。3町でやれば7市町村に比べれば、それだけの決断の責任が大きくなるという言葉が出ましたのであえて言いますが、それならば、任意の合併協議会の、例えば議会外の推薦をどうして議会にあらかじめ諮らなかつたのでしょうか。そういうことも実はあるし、実は近年の政治姿勢そのものについても、例えば非常に私はぶれを感じるわけです。私自身もあなたを支援した人間ですよ。にもかからず、例えば先般の町議選の問題でもそうです。私はそのとき合併の反対討論を行いました。いいですか。青野地区である候補者をぶつけると、画策した当事者じゃないですか、あなたは。

そういうこともあるし、それから今回の南伊豆の議会資料、例えば当初予算がはじかれた、それから第4次総合、それから過疎の基本計画、そういったものをことごとく反対したその人間を何でそう指名するんですか。そういった政治的な一貫性というのは、町民は見ています。また議会も職員もそこは鋭い目で見ていますよ。ですから、町長のそういうぶらぶら振れる政治姿勢をもって今回の市町村の、例えば何が苦渋の選択ですか。あなたは理解したんじゃないですか。理解したからそういう意思決定をしたんじゃないですか。改めて問います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 大変生臭くなって申しわけないですけども、はっきり言わせていただきますと、そこまで言うんでしたら、私の方も本音を語らなければいけないのかなということは、町長選挙になりますけれども、確かにあなたにも応援していただきました。そして今、あなたのご指摘の方からも応援をしていただきました。

私は、完全に合併ということに対して、最初からずっと筋を通して人、私が今言ったように、責任論からすならば、最初から最後までその合併に対して第一線でやっている人をあえて支持をせざるを得ない。それだけ、私にとってこの町村合併というのは大きな問題で

あり、そういうことを踏まえた中で、選挙はともかくとして応援させてもいただきましたし、選択——まだ決まったわけではなくて、あくまでもその選任の中には、長が選任するとなっていますから、これからが議会がやるわけですから、その辺は誤解のないように。私は長の推薦としてどなたがいいのかなということで選ばせていただいたということ。そしてこれからは議会の中で、議会推薦になるわけですから、そのときは皆様方がぜひ討論していただいて、それで結構だと思います。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） この問題は、それ以上は質問しないことにいたします。

引き続きまして、地方制度調査会の中間報告関係についての質問に移らせてもらいます。

平成15年4月30日に第27次地方制度調査会は、今後の地方自治制度のあり方についての中間報告を出しました。平成13年11月に発足した第27次地制調は、地方行財政制度の構造改革というテーマについて、今日的な視点に立って調査審議事項、まず1番目が、問題になっております基礎的自治体のあり方ですね。それから大都市のあり方、都道府県のあり方、これは道州制議論も当然中に含まれておりますが、そして4番目が税財政のあり方、5番目がその他の5項目を定めまして、今回の中間報告の、これは11月最終答申となりますが、審議の重点は基礎的自治体のあり方に置かれております。

具体的には、合併特例法が期限切れとなる平成17年4月以降の合併推進のあり方、そして包括的な基礎的自治体の形成と地域自治組織制度の導入、それから事務配分の比例方式、住民自治強化の新しい仕組みなどが示されております。これらの事項は、既に合併特例法にかわる新たな法案として、次の国会に提出されるものと言われております。したがって、中間報告とはいっても、実質的には最終答申と同一の性質を持つものと言っていいと思います。基礎的自治体のあり方について、中間報告では問題点が幾つか挙げられておりますが、私は4点ほど提起しますので、それぞれ一つ一つについて町長の認識、もしくは見解をお示ください。

まず第1番目でありませんが、地方分権時代には基礎的自治体優先の原則、先ほど私は少し言いましたが、優先の原則に基づいて、住民に身近な総合的行政主体となるように、十分な権限と財政基盤と、専門的職員集団を持つべきだとする一般論には異論はありませんが、そのために基礎的自治体の規模、能力をさらに高めることは必要でしょうが、少なくとも福祉や教育、まちづくりなど、住民に身近な事務を、すべての基礎的自治体で処理できる体制を

構築するという点は、将来時点での理想を示したもので、行政にかかわっているものすべては疑問視しております。役場の職員もそういう認識でいると思います。

そして、福祉、教育、まちづくりを自己責任の下で、自分で自己完結的に処理するためには、少なくとも規模の大きい中核市とか、特例市程度の規模能力が必要と思われるので、今後合併を重ねる必要があるが、その住民が再合併、再々合併を受け入れるかどうか、大いに疑問があります。地方自治の基本である共同体としての、地域社会を次々とつくっては壊すという「さいの河原」ですね、「さいの河原」には自治体の死体がごろごろしております。そういう「さいの河原」になりかねないのではないのでしょうか。まずこの点について、1点目をお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、漆田議員が、基礎的自治体優先の原則ということで、その中で特に、私の理論とするならば、この市町村合併というものは本音と建前を考えておきたいなと。ということは、先ほど言った少子高齢化、そして700兆を超える借金、そういうことを考えたときに、確かに今言われたように基礎的自治体優先の原則によって、福祉や教育、そしてまちづくりなど、住民が参加するためにはある程度の規模が必要だよと。しかし、それが小さな市町村でできるかどうか、それは私は疑問だと思います。

ですから、国の方は3万から5万を目標につくったらどうかということで、それはあめの部分、あめというより優しい部分だと思います。しかし、平成17年3月という期限を切ったということは、ある面ではむちの部分、そう考えてもいい。ですから、これから少なくとも再々合併ということをございますけれども、私は今回の合併は、将来的に地域連合型、道州制という形の中で、同じレベルに、例えば1市2町1村というのがあります。それはいろいろ財政的にはありますけれども、それを10年、15年やっている間に、お互いに同じ水準になると。

そう考えたときに、新たな町村合併、要するに市町村連合という形の中で、それぞれが独自性を持った、例えば東京都の何々区とか、そういう形の中で、その地区の独自性を持ったまちづくりというものを考える可能性があるんじゃないのか。そして先ほど言った福祉、教育、そしてまちづくりの住民参加という議論の中で地域自治組織というのを活用し、そしてNPOだとか、そういうコミュニティ関係の方々とか協力するならば、限られた予算の中でまちづくりはできるんじゃないかなということを考えておりますから、再々合併になる一つの前

段階として、今回の合併はとらえなければいけないのかなど。将来的には大きな合併が可能だと考えております。要するに財政再建を達成するならば、もうそれは可能だと考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） これは首長の認識問題ですから、それ以上は質問いたしません。たまたま自治体連合の話も出ましたので、ここで言いますと、Dの後にそのお話もちょっと質問させていただきます。

2 番目に、平成17年4月以降の合併推進、特例法の期限の切れる以降の合併推進については、新法を制定して、引き続き一定期間さらに自主的な合併を促すことにしているが、都道府県の関与は、1カ月前に片山総務相が言いましたね、3月以降一遍に冷却しないように、各都道府県の役割をもっと強化しなさいとアドバルーンを上げておりました。

そういった都道府県の関与は、合併構想の策定とか、合併への勧告、それからあっせんなどにとどめるとし、西尾私案にあった法律上、市町村の人口規模を明示する方法による一定期間内の強力な合併の推進や、一定期間経過後、法定人口規模に満たない市町村の2級町村化ということですね。そういったものは回避、または緩和されることになりそうであります。私も中間報告をよく読みました。確かに11月の西尾私案とは、母体は同じであります。そういう表現がかなり緩和されております。そういう意味で、回避または一部緩和されることになるという認識を私はとりました。政治学者もそういう認識をとられている方は非常に多ございます。すなわち、市町村合併という言葉の上に、西尾私案になかった自主的という形容詞が復活したのも、市町村等の反発に対する配慮と受け取ることができるからであります。国・地方を通ずる未曾有の財政危機のもとで、新法では現行法に見られるような甘やかしの媚薬とも言うべき財政支援措置はとらないとする。これは当然ですね。皆様方が私たちにいつも説明しているとおりであります。とらないとする基本方針は当然のこととっていいんですが、国からの補助金負担や地方交付税交付金全体が抜本的に見直されようとしていること、これは三位一体の政策を今やっていますが、それと整合性をとっているということによってこういう表現をしておりますが、合併した市町村だけを対象にした特別な財政の優遇措置をこれ以上続けることはもう不可能であるよと。そういう議論もありますが、町長自身はいかがとらえておるのでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、平成17年4月以降は同じように進めますよと。そして特例債は発行させません。そして県——最近は何国・県じゃなくて、県が主導という、それ以外のことにはちょっと私の方は情報は入っておりません。ですから、漆田議員が言うように、特例債の効力がなくなるとか、そういうことは今のところは考えておりません。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 町長自身の考えを私は聞いているんですよ。ですから、それをお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから私は、中間答申のとおりに行われると考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） それはそれで結構です。

そして、次の広域化と狭域化の問題にちょっと移りたいと思います。

平成15年5月12日以降の住民説明会がありました、町内各箇所でも説明会を行いました。そこで盛んに言っております地域自治組織という概念が初めて出てまいりました。市町村合併による広域化、すなわち規模拡大は必然的に住民からの距離を遠くする結果となり、これは住民自治の立場からいうと、理屈的にはそういうことになるんです。課長わかりますよね、そのとおりですよ。

行財政の効率化は達成されとしても、住民自治が空洞化する危険性は極めて高いのであります。そこで広域行政の欠陥を補い、住民自治の要素を尊重するバランス措置として、合併によって広域化した基礎的自治体の内部に、新たに旧市町村単位を単位として、旧市町村の名前を残すことも可能な地域自治組織を設けることができるものとしております。

そして、このような地域自治組織は合併の——実はここが問題です、ポイントです。合併の有無にかかわらず、一般的制度として必要な地域、これは一般的には学区ですね、小学校区とか、中学校区。そういった必要な地域や指定都市の行政区を任意に設置できるものと述べています、中間報告の中では。これは、平成15年6月、河津町の合併に対する基本方針案に対する8月7日の下田、南伊豆両市の返答レポートにあるように、この新しい地域自治

組織の設置は広域行政と狭域行政をバランスさせる仕組みとして欧米諸国で採用されているところではありますが、日本でもある意味では市町村合併に対する住民の不安、つまり歴史とか伝統、文化的同一性の崩壊であるとか、それから中心部から取り残されるのではないかと  
いう不安ですね、そういった住民の不安を解消させる緩和材としては、必要なものと言える  
と思います。

ただ、この方式に対しては、合併の推進論者からは、先ほども1番目の議員が言いました、  
新たな地域共同体の形式と住民の融和を妨げることになるのではないかとその反論です  
ね。下田を含めた任意の協議会でもそういう話が出ました。それも新聞記事になっておりま  
したが、そういう反論が予想されましょし、自治体の連合者からは人為的にこのような新  
たな地域自治組織を設けるくらいなら、既存の市町村を残したままで、行政の効率化のため  
に、市町村を残したままの行政の効率化、市町村連合ですね、市町村連合を設ければ足りる  
のではないかとその反論も提起されると思います。

特に、特別地方公共団体とする選択肢については、立法段階では、既存の財産区との関係  
が、そして非法人組織、要するにこれは従来の行政区の関係については、現行自治法上の地  
縁関係、地縁団体との関係が問題になりそうではありますが、町長自身はどのように考えてお  
られるのか、その認識で結構ですので、お答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 地方制度調査会の中間報告ということで、またこれから合併法定協議  
会を設置したならば、これはいろいろ当然議論しなければいけない大きな問題なんですけれ  
ども、私は行政的タイプと特別地方公共団体的タイプとあると報告を受けております。その  
中で、私の考えの中からするならば、行政的タイプというのは、今までの下賀茂の区とか、  
そういう形の中で行政の支所的機能を果たして、要するに議決権がないという、そういう考  
えで、そして特別地方公共団体的タイプとするならば、やはり予算権を持って、その中であ  
る面では議決権を持った中でまちづくりに対してやると。

ですから、なぜ私が地方公共団体的タイプがいいのかなと考えたときに、例えば1つの市  
になった場合、小さな町から何人議員が出るのか、出ないのか。そして、中央で議決された  
場合に、それはそのまま認めなきゃならないのか、認めるのか。要するに地域を守るとい  
う形の中で、私は先ほどから言っているように、住民サービスの部門だとか、そういう形につ  
いては、地域自治組織という形の中で補完しないと、本当に何のために合併になるんだとい

う、それが危惧されるわけです。

そして、例えば1市2町、下田市、河津、南伊豆を考えた場合でも、福祉に対しては南伊豆は本当に進んでいると思います。それが議会によって、じゃ均一にしるよと、もしそれが可能だとしたならば、私はこういう法人格を持つ自治組織によって、ある面では守れる可能性もある。まだこれは検討段階ですけれども、そういう小さなサービス、いい部門についても、できるだけサービスは高く負担は軽く、それが原則らしいんですけれども、せっかくここまで培った実績に対して、それを住民が当然の権利として考えている以上は、この地域自治組織を有効に——ですから、これから私はどっちがいいとかということじゃなくて、地域自治組織という考えがあって、それを利用しながら合併ということをするならば、住民サービスの低下を少しでも和らげることができるんじゃないかなという、そういう考えを持っています。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） よくわかりました。

最後の、最後というか通告の要旨のDですが、自然的な条件、または地理的な条件ですね。連帯性のない、例えば市街地の連帯性の、本当に集落は飛び飛びであるという、そういう地理的な条件、そして財政条件ですね、財政的な条件。それから、合併に対する住民の拒絶反応などによって合併できなかった。これは仮定の話ですから、そういう認識のもとでまたお話しください。

合併できなかった残れる町村については、5月の町内説明会では、5月12日以降の町内説明会ですよ。そこでは、一方的にいずれかの基礎的自治体に編入されるという説明でありました。私もそういう認識でいます、その場へ出ましたけれども。中間報告では、自治体の自らの申請によって、基礎的自治体の地域自治組織となることのできる道を開いているのであります。

ですから、5月12日以降の説明会とは、中間報告は4月30日ですか。5月12日は、もう僕が出た後の説明会ですから。ですから、そういう道を開いているわけでありまして、中間報告は。そして、小さくてもきらりと光る町村として自立しようとしている自治体については、組織機構の簡素化や事務配分特例だけでなく、県外の大都市との信託統治のような方策も選択肢の一つとして考えてもいいのであります、その文言どおり解釈するんであればね。

町村が減びることは、日本が減びることであり、今我が町が直面している危機を救うため

には、既成観念にとらわれないアイデア、つまり自治体の経営、行政組織の再構築、町長あなたは就任後、職員の意識改革をやりました。そして、ある程度行政の組織の建て直しにも真剣に取り組んだ。そういうことは私は十分認識をしておりますが、ただそれは自治体の経営の方向性を示唆しただけで、具体的な手法、例えばISO認定に取り組むぐらいの認識でやりましょう、行政評価システムの検討を全部じゃなくてもいいです、例えば政策段階だけでもやりましょうとか、そういう具体的な施策を職員に示したんですか。そういうこともしていませんね。方向性を示唆しただけなんです。

そういったもろもろのアイデアとか、町長みずからの決断が今求められているところですが、町長というよりも自治体の首長の、町長自身の考え方をまず求めたい。そして、あわせて地方自治制度のあり方としての、先ほど言いました広域性と狭域性の問題、それについての基本認識も伺いたいと思います。それはどういうことかといいますと、例えば介護保険を考えると、国民健康保険をスクラップ同然と厚生労働省の幹部が語る中で、公的介護保険の保険者を一律に市町村にした。しまったね、介護保険ができて。とすることは、明らかにそれは間違っているということなんです。例えば高齢者ケアに軸足を置くならば、保険者の規模が拡大されなければならないし、この意味では広域性の論理が生かされなければならない。ところが、この広域自治体が、日々変化する要介護高齢者のケアプランを作成し、地域の保健福祉を担うならば、ラフなサービスとならざるを得ない。そして地域保険であるとか、福祉、医療、看護の計画作成等、自治体は狭域であることが望まれるのであります。

つまり、この側面から見ると、狭域性の論議が求められ、高齢者保護にかかわる政策、そして事業領域のシステムは、この2面を組み合わせで制度化されなければならないのであります。これは1例でありまして、例えば当然学校行政であるとか、それから廃棄物の行政です。それにも該当するのであります。すなわち、例えばごみの問題でいいますと、家庭や事業所のごみ排出量の抑制単位は、狭域を重視するべきであります。廃棄物処理は広域性が求められるのであります。

現在進行している市町村合併には、先ほど町長が財政の効率化ということを盛んに強調しましたが、広域性の論議ばかりが目立っていないでしょうか。広域化することが、行政の効率に資するという、それは政策事業領域全般に言えることではありません。首長と議会は車の両輪とも言われるが、同様に同じ回転をすることは全く必要ないわけです。両者の間に緊張関係を築くことが必要で、地方分権改革の真髄も2つの機関がそれぞれの代表性論理

を——代表性論理と申しますのは、町長は南伊豆町全域です、全域から選ばれた方です。私たち議会は、ある意味では狭い分野から選ばれた人間です。そういった代表性論理をぶつけて論争することによって、新しい自治システムがつけられるのであって、緊張関係の高度化こそが問われているのであります。改めてこの点についても、町長自身の認識を賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 行政の広域、また狭域行政のバランスということでご指摘されておりますけれども、まさに広域というのは、今現在直面している合併、私はその一つの財政——財政再建という怒られますけれども、そういう日本国は少子高齢化の中で交付税が、これは人口が減るということは、当然交付税が削減される一つの大きな要因になります。そして3割自治である町が本当にその中でやっていけるかどうか、私は疑問を感じます。

ですから、そういうサービス部門を確保するためにも、広域でやらざるを得ない時代に入っているよと、そういう認識を持っております。そして、狭域という狭い地域の行政というのは、先ほど言った地域自治組織、これを充実することによって、ですから私は地区説明会の中においても、住民サービスの部門は最低でも守らなければいけない。例えば、今言われましたけれども清掃問題だとか、福祉問題だとか、そういうものについては狭域、狭い域の行政サービスと考えるならば、合併したあとでそういう地域自治組織の充実、そしてNPO、協働参画という形の中で補完し合う信頼関係ができるならば、私は広域と狭域の2つが相並立できるんじゃないかなと。それを目標にこれからやるのが、地域合併検討委員会の大きな目的と思って、私は代表としてやら選ばれるわけですから、当然に今言った狭域の充実、狭いサービスの充実を、私は全力を挙げてやるのが町長としての責任と、そう理解しております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 先ほど広域連合の話が出てまいりました。再合併、再々合併、そして最終的には、例えば中核市なり特定市のようなスケールの大きい市町村、自治体にして、そして基礎的自治体が優先の原則、要するに何から何までできる機能、自己完結的に行政を事務執行していくんだという、そういう自治体の規模、能力の問題が、たまたま町長の方で自治体連合の答弁が出てまいりました。これは、全国町村会に町長は出席されてわかっている

と思うんですが、中央制度調査会に対して、西尾私案の対案として実は町村会の方でも、町長いいですか、自治体連合の話を実は打ち上げているわけです。それは将来的には、今現実を見ますと、この賀茂郡を見ますと、7市町村に実は一部事務組合というものが広域行政として実施されております。それをさらに進めまして、例えば自治体の中で広域連合を進めるんじゃないかという議論は、首長会の中でも実際にはなかったんでしょうか、それを1点。後でいいです。

そして、新たにそういう考えなり発想を、もう一度原点に戻って、今の広域連合をさらに拡充強化した地方自治体連合制度の検討を行うべきだとお考えでしょうか。その2点をまずお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 首長間では、市町村連合という考えはなかったと思います。そして、今言われましたように、市町村連合ということですがけれども、まだ財政間はかなり格差があるわけです。ということは、その格差をなくすための合併特例債だとか、10年、15年という期限だと私は理解しておりますから、それが済んだ後に、済んだ後というより、財政が平準化した後に私は考えるべきじゃないのかなと。今、例えば1市2町の合意書の中にありますように、その本旨は何かというと債務負担だとか、要するに1つの地区に対して債務が多いとか少ないとかが合併の議題になっているわけです。

そういう形の中でやった場合、市町村連合のスケールメリットとか、そういうことはおのおのが独立した場合はなかなかできないんじゃないか。それならば、3つが一緒になって、そして広域化した中で、そのスケールメリット、要するに職員——職員というと怒られますけれども、はっきり言うならば、この目的は行財政改革だし、行政のスリム化ということを考えてならば、単独でやって、市町村連合というのも単独的な考えが強いと思いますけれども、単独でスリム化するよりも、合併によって自然淘汰と言っては失礼ですがけれども、そういう形の中で私はスリム化するべきじゃないか、それがせめてもの職員に対する思いやりの一つじゃないのかなと考えておりますので、市町村連合型はまだ早いと私は今のところは考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 残り時間もあと10分しかありませんので、最後の質問に入りますが、

実は8月19日の合意書の個々の見解は、11日の全員協で一部変更がございました。それは、そこに当てはめて私なりに解釈いたしました。それで、個々はよろしいんですよ。この合意書の性格づけは——ちょっと私が先に申し上げます、見解を。その後、町長答えてください。

これは、6月の河津町の申し入れに対して、8月の初めに下田、南伊豆の返答レポートがありましたね。それは何型といたしましたか、15年の。連邦型というんですね。連邦型に対しては下田も南伊豆も難色を示したと。第27次地制調の11月の最終答申を待って、それに対しては、ある程度その意向に添いたいというような内容のものでありました。

個々は、例えば各3市町の特別会計、例えば下水道会計であるとか、受益者でないものまで負債として引っ張ってきたものについてどうするんだという、多分議論がありましたんですが、それについては基準財政需要額をそれぞれ勘案してということでありました。確かに理屈はそのとおりなんです。ですから、例えば当然社会資本整備というのは継続して引っ張っていきますから、それ以降のものについては、歳出は新しい何市になるかちょっとわかりませんけれども、そこで南伊豆の下水道、それから下田市の下水道、そういった新規事業についても例えばそれを負担するのかどうかという問題が、ちょっと私自身もよくわからなかったんです。それについてまず第1点お答えしていただきたいと思います。

あと3つ申し上げます。私は、この合意書は河津町を引きとめるための単なる合意文だというふうに認識したんですが、それは町長自身どう思っておりますか、それが2点目です。

それから3つ目は、これは第1番目の質問者も同じような質問をしましたが、合意書の文面とか形式を示唆したのは、8月18日の時点で行政センターの人が関与したというふうにおっしゃいました、側聞ですが。それは県の行政センターの職員が委員になっていると、さっきみじくも言いましたね。それはそれぞれ全く立場が違うんですよ。県は合併をあっせんとか、促進する立場の人間なんです。ですから、そういう人たちが、そういう文面をつくった、もしくはそういう形式を通しなさいということを示唆したということ事態が、町長あなた簡単に言いますけれども、そういう意識を持って臨まなければならないんですよ。にもかかわらず、そういうことを先ほど言ってしまいました。それに対するあなた自身の考え方、それが3番です。とりあえずその3つ答えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 下田市に対する下水が相当議論になっていることは事実です。しかし、それをまだ検討はしておりません。ですから、建設検討委員会の中で、そのためのこういう、

ある意味じゃこの中で負債を含むとか協議の上ということになっておりますから、それについてはまだ話し合っておりません。

そして、河津を引きとめるということではなくて、少なくとも合併に対する基本的な考え方の、細部に対しての考え方がいろいろ違ってきたわけです。例えば、私たちが少なくとも行財政改革だけは進めなければいけないという、当然スリム化だ、じゃ合併してそれを目的を達しようか。河津町にするならば、本音と建前とするならば、本音の部分が要するに損得ということで、人の市町村の赤字までという、それも一つの考えとしてあろうかと思えます。

ですから、そういうことを考えた中で、先ほど言った行政センターの所長さんが入るのとはいうことですが、それだけの意見の相違を内部的に持っているわけです。しかし、これはまだ地方制度調査会の中間答申であって、お互いに合併しようと、その中に地域自治組織をいかに生かすかということによって、その欠点が補える可能性もあるわけです。ですから、行司役として私たちが建設検討委員会の中に入るわけですから、こういう細かい事業を私たち職員だけでできる問題じゃないし、やはり県のアドバイスも受けなければいけない、行司役として入れなければいけないという考えはどこも入っていると思えます。ですから、私はそういうことで行政センターの所長さんも入っていますから、ある面ではこの方については行司役という形で、中間の立場として話し合いに、相談に乗ってくれたと、そう理解していただきたいなと考えています。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8番（漆田 修君） 持ち時間があと数分になりましたけれども、私なりの考え方をちょっと述べさせてもらいたいんですが、例えば、住民自治というのは、地域住民にはより厚い行政サービスと、あわせて行政の効率を高めること、これが住民自治の概念であります。そのような立場からいって、例えば財政効率、行政効率を高めるだけの論議に終始し過ぎる合併論議が、今、郡内においても、西豆地区もそうです、盛んに声高に叫ばれております。私は、あくまでも自助努力、自分でできないだろうかということを考えて、例えば小さな自治体が大きなものに挑戦してもいいわけです。私は昨年9月にも、行政評価システムの導入の問題を質問いたしました。その中では、まだ時期尚早であって、それだけのシステムを創設するスタッフもないし、今現実にやっておりますのは、政令市に近いような大都市であるとか、都道府県が行政システムの導入をしていると。

ところが、町長は冒頭、かつて民間人の登用ということをやりましたね、町長になってすぐに。それは私も記憶しております。そういうところで、実は私も非常に期待したんでありますが、依然としてその芽が出てこない。十分勉強されているとは思いますが、自分で例えばアイデアとか、これは自治体の支援の手法であります。TQC、ISO、いろいろな手法がありますから、そういうところを例えば一般の民間企業で言いますと、売上は伸びない、固定費は今までと同じだと。自主財源が伸びない、売上が伸びないということですね。固定費とか人件費とか、そういったもろもろの経常経費であります。

その中で、例えば損益分岐点をいかにして下げるかということ、自治体経営として町長を軸として皆さんが真剣に検討しなければいけない。そういうときに安易に——安易というか、先ほど苦渋の選択と言いましたが、そういう選択の方へいくより、自分の中でまず検討してみる。どうしてもだめだったらそれはしょうがないですね。私はそういう考え方を持っていますので、ぜひとも町長に自治体の経営の自主再建、ISOでも挑戦してみたらどうですか、優秀な人間がこれだけそろっているんですから。

そうすれば、先ほど11日の全員協のときにも説明がありました。交付税の算定基礎の中の投資的経費の個々を洗うとか重点化するとか、経常経費の中でもそうですよ。そして基準財政需要額を下げるんですよ、まず。そういうことからまずやって、100万円の給料の人が100万の生活を今までしていました。そして50万になって、依然として100万の生活をしようとするところに問題があるわけですよ。そういうことを町長が、トップが、優秀なプレーンがこれだけいるんですから、引っ張って行って、そういうことをまずやってみたらどうでしょう。そして、だめならだめでしょうがないですね。そういう考えを持っていますが、もしコメントがありましたら、ちょっと一言お願いします。あと1分だけです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 経営というのは本当に難しいと思います。ということは、私も町長になって以来、公務員の意識改革ということで、例えば生産工程でしたらノルマというのがわかるわけです。しかし、公務員の仕事というのは、サービス業という分野に入ろうかと思えますけれども、やっているふりをすればわからないというのが現実でございます。それじゃ言葉はきついですけれども、そういうことも一面ではあるわけですから、平成17年3月という期限がせっぱ詰まった中で、本当にやりたいけれどもできないというのも事実だと、そう理解していただきたい、そう考えております。

〔「議長、時間が来ましたのでここで終わります」と言う人  
あり〕

議長（齋藤 要君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後 1 時まで休憩をいたします。

（午前 11 時 41 分）

---

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

---

鈴木 史鶴哉 君

議長（齋藤 要君） 5 番議員、鈴木史鶴哉君の質問を許可いたします。

〔5 番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5 番（鈴木史鶴哉君） 通告に従い、一般質問を行います。

まず、高度情報化時代に対応したまちづくり、移动通信システムの現状とエリア拡大についてであります。

いよいよ本格的な高度情報化時代の到来により、国においては、IT の活用により、行政サービスの向上、業務の効率化を図るべく、中央省庁の電子政府への移行を平成 17 年末までに終え、ネット上で各種行政手続が可能となるようにする旨、新聞報道ですけれども、まさに公表されました。まさに本格的な情報化時代を迎え、各自治体もこれに対応した行政サービスを進めていかなければならないと思います。

このような状況の中、近年、普及そして利用度が高まってきております情報機器の一つに携帯電話があります。ご承知のとおり、町では平成 5 年に県の高度情報化基本構想の趣旨に従って、国の電気通信格差是正事業により、南伊豆町移动通信無線基地局開設事業に着手し、翌年の 6 月ですけれども完成、そして移动通信システムが供用開始され、高度情報処理技術の恩恵を享受できることになり、町民生活のレベルの向上、そして観光地としてのグレードアップにも大きく役立っているわけであります。

しかし、本町特有の地形上の問題もあって、一部交信不能地域があり、当初、中木の恒々山の山頂に基地局を建設、その後他地区においても中継局が設置され、エリアが拡大されてきておりますけれども、まず現状とこのエリア拡大についての考えをお聞きいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

移动通信システム、携帯電話の本町における利用可能な通信事業者の現状につきましては、株式会社NTTドコモ東海、KDDI株式会社、Jフォン株式会社、株式会社ツーカーセルラー東海の4社が地上の基地局からサービスを展開しております。

全国の携帯電話販売のシェアは約6割をNTTドコモが占めていると聞いております。しかし、各社の現在の利用可能な感知エリアは、ドコモにつきましては、従来型の携帯電話のエリアが50%程度で、今後の計画はないが、今後主流になると言われているテレビ電話の機能を持つ第3世代携帯電話のエリアを下賀茂地区のみで10%程度しか感知できない現状を、来年の3月までに海岸線と下小野付近の整備を行い、40%程度にする計画と聞いております。

そして、KDDIは第3世代携帯電話方式のみ、現在のエリアが50%程度、今後の計画はないと聞いております。

Jフォンは、従来型の携帯電話が50%程度で、今後の計画はないが、第3世代携帯電話が現在の30%から50%程度に計画中と聞いております。

また、ツーカーセルラーにつきましては、従来型の携帯電話のエリアが25%程度で、今後の計画はないと聞いております。

このように、各社とも携帯電話の利用できる範囲は、今後整備を図ったとしても、町内の約50%エリアしか確保できない状態となっていると聞いております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ただいま町内の工事エリアの説明があったわけですが、今この携帯電話も利用度が高まっておりまして、実は先般の8月の大雨でも、これは国土交通省の沼津の河川国道事務所ですけれども、伊豆ナビという、これは導入実験中ですが、これを実施したところ、これへのアクセスが通常の3倍あったとか、それから新たにドコモは来年の1月からIモードサービスで災害用の伝言板サービスを実施する。こういったことで、観光面であるいは災害の面等で非常に利用度が高く期待されているわけです。そして、これは民間企業ですと――採算ベースで進められると思いますので、これは行政がそこへ手を差し伸べないと、なかなか事が進まないということが実情だと思います。全町で約50%ぐらいのエリアだというふうなお話ですが、当初あそこへ、恒々山へ基地局ができたときは、本当にまだ携帯電話が出始めのころで、期待度は大きかったわけですし、やはり町民

も今固定の一般電話より、むしろ移動通信、携帯電話の方の利用がもうどんどんふえてきている。そしてここが入らない、あそこが入らないという町民の声と、もう一つは、先ほど申し上げましたように、観光客からのそういった声も非常に多いというふうに聞いておりますので、これはぜひ関係方面、各業者はもちろんですけれども、県なり、国なりに要望してエリアを拡大できるように進めていってほしいなというふうに思いますが、そのお考えをお伺いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 第3世代電話は、今後高度情報化時代の主流となるもので、災害対策等に大きな期待がかけられております。

このような中、高度情報化政策を推進する国ですが、一方の電気通信事業者の感知エリア整備が競争原理により利用対象の少ない地域は進まず、情報格差が拡大しております。この情報格差是正対策としては、国は市町村と電気通信事業者が基地局、中継アンテナ等を設置する場合において補助制度を設けていますが、その補助対象となるためには、世帯数、人口、面積に加え、大規模な人員が収容できる施設の有無などの条件が整わないと採択となりません。それとともに、一番のネックは、通信事業者自身が採算性など、あらゆる面からこの地域に整備の計画を策定できない場合は、補助事業の採択対象にならないという厳しさがあります。

なお、これら基地局等の整備費は条件により異なりますが、1基当たり約2,000万から1億円程度の事業費を要すると聞いております。

町も現在までエリア拡大のため整備促進を再三にわたり電気通信業者に要望をしていますが、今後とも電気通信業者、県及び国に対し、広域的、効果的な要望ができるよう検討するとともに、要望を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ただいま説明で、町長の考え方はわかりました。

何にいたしましても、先ほど申し上げましたように、この問題は、県あるいは国への働きかけがないとなかなかできない問題ですし、これは前の事業でもそうですけれども、平成6年度に完成した基地局の設置の場合も、たしかあれば都市部と中山間地の格差を是正しよう

という国の電気通信の格差是正事業によって、過疎債を適用して実施していると思います。したがって、こういったこともぜひ検討してもらって、実施の方向で、なるべく町内の多くのエリアがカバーできるように進めていってほしいなというふうに、これは要望ですけれども、お願いします。

次に、有害獣への対策についてでございます。

この有害獣への対策は、前から一般質問で、あるいは委員会等でも取り上げられてきておりますけれども、一向に被害は減るどころか、むしろふえ続けておる。そして、今この問題が非常に深刻な問題になってきております。どこへ行ってもイノシシが困るよ、猿が困るよ、何とかしてくれないかなという声が非常に多くなっております。そういったこともありまして今回の私の質問となったわけでありまして。

まず、イノシシによる被害であります。これは農作物は言うに及ばず、田畑の耕地等の形状まで変えております。そして、これに雨が降りますと崩壊の原因となる。現に先般の大雨でも山道を登っていますと、イノシシの道になっているところが雨で崩れているところが何箇所かあります。そして、人里へ出てくるということで、人的被害も心配されます。既に当町におきましても吉田で、あるいは差田でこういった被害が出ております。そして、あの沼津市では、あれだけ大がかりな駆除も行われました。

そういったことも考えますと、これはもう捨てておけない問題であるというふうに私は考えています。ぜひ抜本的な対策を講じていただきたい。そして、猿についても、その被害がふえております。そして、最近はそれに加えてシカが一部の地域では出てきているということで、このような有害獣の被害について、町はどういうふうな把握をされているのか。そして、その対策を講じているのか、お考えをお伺いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 被害の状況についてお答えさせていただきます。また、対策については、課長の方で説明よろしく申し上げます。

平成14年度の伊豆農林事務所管内の被害状況は、イノシシによる農林産物の被害が最も多く、被害面積 484ヘクタール、被害金額 2,176万 4,000円で、鳥獣被害全体の46%を占めております。次いでシカによる被害が68ヘクタール、1,130万 5,000円、24%です。3番目に猿の被害です。225ヘクタール、839万円、18%となっております。

次に、14年度の本町の状況です。被害全体で23ヘクタール、被害金額は270万円でありま

して、このうちイノシシが14ヘクタール、180万円、67%。猿が2ヘクタール20万円となっております。残りはスズメ等の鳥類になっておると聞いております。

そして、これは東大樹芸研究所の先生に聞いたんですけれども、最近シカとイノシシの勢力争いということで、天城方面はシカの被害が大きいと。そして習性というんでしょうか、かなりシカがイノシシを里へ追っていると。要するにシカというのは自分の縄張り意識、そういうことがあるのかしれませんけれども、天城方面では、逆にイノシシよりシカの被害がふえていると。私たち行政も本当に皆様方から聞くわけですけれども、おりだとか、そしてわなの許認可についてはできるだけ上の行政に対してもっと簡素にできるようにお願いはしているわけですけれども、その辺の詳しいことについて、また課長の方より説明させます。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） ただいま町長が申し上げましたけれども、ことしは特にシカの被害がよく聞かれるようになりました。特に蛇石、市之瀬、青野、最近では石井で被害があり、イノシシの被害もあります。ことしあたりの補助金関係を見ますと、昨年42件の電気柵等の申し込みがありましたけれども、今年度は既に32件になってきております。

駆除の対策強化ということで、平成6年に野猿等対策協議会が設立されておるわけですが、一向にして対策についての効果とか、協議会で出たものについては電気柵あるいは賞賜金等ございまして、あとは猟友会による駆除というような形で現在対策を進めております。本議会の一般質問の中で、合併問題の次に鈴木議員をはじめ多くの方から有害獣対策について質問が出ておまして、事態は深刻であるというふうに受けとめております。

ご指摘のように、有害鳥獣による農作物の被害は深刻で、農林業の生産性低下はもとより、農林家の栽培意欲の減退をもたらし、さらに、高齢化が追い討ちをかけて、荒廃農地が拡大している大きな問題となっております。先ほど言いましたように、町としても補助金や賞賜金により対策を講じてきました。また、本議会、一般会計補正予算により、捕獲おりを2基購入したく計上をさせていただきました。

万全の対策としましては、森林整備と荒廃農地の解消が不可欠ですけれども、広大な森林面積と高齢化によりまして早急な問題解決には至っておりません。しかし、問題は深刻として受けとめ、今後、地域の皆さんや伊豆農林事務所、関係有害獣対策協議会、猟友会、農協等と連携をしながら対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔 5 番 鈴木史鶴哉君登壇 〕

5 番（鈴木史鶴哉君） ただいま、町長、担当課長より対策等について説明があったわけですが、この電気柵ですね、去年、ことしと補助が出ているわけですが、ことしはたしか 180 万で当初予算計上してあったと思いますが、これの見通しですね、かなり被害が出ていて、この補助要綱等もある一部ではまだ決定していない面も、ある意味では聞いておりますが、その辺の町の対応について、これは担当課長ですか、お聞きします。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） ただいま申し上げましたように、今年度 180 万の予算に対しまして、現在半分残っているということで、事業費的には 236 万 8,000 円、計 32 件。特にことしは、電気柵の要望が出ております。昨年はワイヤーメッシュとほぼ半分、半分でしたけれども、電気柵がふえてきているのが現状であります。

180 万で今のところ予算枠としては 117 万の支出ですので、まだまだ対応はできると。補助の申し込み、猟期に入るまでが一番の補助金の申請がありまして、今日も議会が始まる前に駆除の申請が 1 件、それから補助金の申請申し込みが 1 時間で 2 件、届いております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔 5 番 鈴木史鶴哉君登壇 〕

5 番（鈴木史鶴哉君） 現在 50 % 程度の予算の執行率ということですが、これは非常に被害が多いわけですので、ぜひ各地区の住民に徹底していただいて、100 % 予算執行あるいは場合によってはこれを増額するというようなことで、ぜひ進めていってほしいなというふうに思います。

それともう一つは、猟友会への駆除の協力依頼ということもなされておるようですが、これは 1 町だけで実施しても、なかなか前へ進まないというふうに思います。したがって、近隣の市町村、ある程度の広域で取り組んでいかないと、これはなかなか効果が上がらないのではないかと。先般の新聞にもそういう報道がなされておりました。したがって、ぜひこれは近隣の、できれば賀茂郡単位ぐらいで、町長のそういった会合があった場合、ぜひ呼びかけをしていただいて、そういった広域での取り組みをぜひ呼びかけをしていただきたいと思います。もちろん個々にはやっておるんでしょうけれども、効果の上がる方策をぜひ進めていってほしいなと、これは要望しておきます。これは答弁結構です。

次に、市町合併についてであります。

この問題も、午前中、同僚議員から質問が行われ、また先般の全員協議会等々何度か当局

の考え方、あるいは議員の質問等も行われてきておるわけですが、この合併問題は町民の関心事でもありますし、この質問に際しましては、重複する事柄もあるかと思えますけれども、質問を行います。

この合併問題は、町の将来を左右する重要な問題であり、町民の最大の関心事でもあると思います。昭和30年に、今から48年前になるんですけれども、6カ村が合併してこの南伊豆町が誕生して、あと少しで半世紀になろうとしています。多くの先人が築き上げてきたこの町を、我々の子孫にどういう引き継ぎ方をしたらいいのか、今まさにその選択が迫られているわけでありまして。後世において、住民の非難にまみえることのないように、誤りなき将来展望をすべき正念場に来ていると思います。

全国で合併協議会の設置など、市町村合併の動きが進む中、現在の3,185市町村が半数近くの1,700程度に再編される見通しであることが、さきに新聞報道がなされました。これは、政府目標の1,100自治体への再編は難しいものの、合併特例法の期限が迫ったこと等によるものであるということのようですが、合併に向けた動きが加速している一方、合併の枠組みや新自治体と自治体をめぐっての対立などから、法定協議会から脱退する自治体も出ているということで、合併に向けた各自治体の取り組みの難しさを物語っていると思います。

このような状況の中で、我が町においては、町長は6月の行政報告で、本年の4月1日から下田市、河津町、南伊豆町の新たな枠組みによる合併協議会の検討を踏まえ、合併などに関する国や全国の市町村の動向や3市町村の現況などを報告し、町民皆様のご理解を得るため、5月12日から16会場で地区説明会を開催している旨報告がなされました。

そこで、この説明会を開催した結果、町民の意向等いかが把握されているのか。そして、出席率等説明会の結果をどう受けとめているのか、町長のお考えをお聞きします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民説明会での民意把握と今後の取り組みということですが、合併に関する住民説明会は、今後の方向性を探るため、昨年度11月6日から20日までの計8回、そしてアンケート調査は2,261名に協力をいただき、1,157名の回答を得ました。合併に対する貴重な意見を得たわけでありまして。

本年度は、鈴木議員のおっしゃいますように、5月12日から6月20日まで、計16回実施いたしました。そのほかにも、就任以来100回を超える地区座談会等を行っております。2度にわたる住民説明会、アンケート調査、座談会等で民意の把握に努めてまいりました。住民

から要求、要望等で最も懸念されていることは、合併に対する行政サービスの低下に関する  
ことだと考えております。

数字上のことは、課長の方より説明させますので、よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 5月12日から、先ほど鈴木議員のご指摘のとおり、16ヶ所、  
石廊崎を皮切りに説明をしたわけですが、石廊崎から順番に申し上げますと、石廊崎が51名、  
それから大瀬公民館が32名、下流地区が38名、手石が38名、湊地区が64名、青市が56名、そ  
れから加納・二条地区が36名、下賀茂地区が40名、それから一条・上賀茂・石井で、中央公  
民館で実施したんですが、57名。それから南上地区が2つに分けて、市之瀬周辺の地区  
が、市之瀬の高齢者活動促進センターで38名、それから上小野、川合野、下小野等の地区が  
南上小学校の体育館で開催しましたが、77名。それから、吉祥地区が41名、人間生活改善セ  
ンターで、人間・中木地区なんですが44名。それから妻良、例えば吉田地区、これは妻良公  
会堂で開催しました41名、それから西子浦、東子浦地区が54名、伊浜・天神・一町田等の66  
名で16ヶ所の合計で 776名という形で出席をいただきました。

以上です。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 776名の出席ということで報告いたしましたけれども、その中でどう  
いう認識を持っているかということ、私も市町村合併について、先ほどから言うように、財  
政再建しなければ日本国はというタイトルは大きく出たわけですが、その中で行財政  
のスリム化、そういうことを説明し、大体出席された方はある意味では了解してくれたのか  
なという感触は持っています。そういうことです。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） ただいま各説明会場での出席人数、そして町長の住民の意向把握と  
いうことで説明があったわけですが、この説明会については、会場の関係であるとか、  
あるいは時間等で出席率がいいか悪いかということは、これは判断は難しいと思います。た  
だ、やはり町内の各地区の住民がこの合併に関心を持っていることは、今、最大の関心事で  
あるということは間違いのないわけです。ぜひできる限りのこういった説明会、あるいはその  
他の手法をもって住民にわかってもらうと。そしてまず理解してもらうこと。そして、この

合併に対する世論が盛り上がらないと、なかなか行政サイドで、あるいは我々議会も——今朝午前中もいろいろ質問がありましたけれども、詰めていっても、これはなかなか前へ進まないじゃないかということが思われます。したがって、今後法定協議会の設置が上程され、そしてこれが議決されますと、いよいよ合併に向けて本格的な検討段階に入るわけですが、やはりこれと並行して、町民に対する説明と理解を得るということは必要ではないかというふうに思います。これについて、今後の町長の考え方をお聞きします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） はっきり言いますと、まだ、今後ということよりも、まず今議会において法定合併協議会が設置しないと前へ進まないわけです。そして、その中で法定協議会が議会の承認を得た後には、鈴木議員の意見も尊重しながら、そして住民サービスということもあると思います。そして現状を認識してもらうためもあります。そういうことで、ご意見として聞かせさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） 国では2005年の3月まで、今の合併特例法が切れるわけですが、これにかわる新法を制定するというのが先般の新聞報道は載せておりました。これは、片山総務大臣が名古屋のシンポジウムで語ったようですが、来年の初めの通常国会で成立させる方針だということであります。これは、いわゆる何が何でも市町村の数を現在の3分の1の1,000程度に統合するんだという国の方針ではないかというふうに思われます。そして、特例法の後を受ける新法というのは、今の特例法の期間延長ではなくて、そしてこれは強制合併の色合いの強いものになるのではないかというふうなことが、これも報道されておりました。

こういう状況の中で、ぜひ合併の問題というのは、やはり町を挙げて取り組むべき最大の課題ではないかというふうに思いますので、ぜひこれから、先ほど申し上げました町民への理解を求めることももちろんですが、あらゆる問題を我々議会と一緒にやって取り組んでいくという姿勢で町長に取り組んでほしいなというふうに思いますが、その点町長いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほどの質問に戻りますけれども、合併協議会は公開ということでございます。その中にあった法定協だよりとか、そういうあらゆる機会を通じて町民の方々にはPRしていきたいなど。そして、今言われましたように、そういういろいろな手法があります。それを使いながら、住民の方々のご理解、そして将来に禍根を残さないように、そのために私は頑張らなければいけないのかなと、それだけは認識しておりますので、ぜひ皆様方のご協力をお願いしたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） その点よろしくどうかお願いしたいと思います。

次に、1市2町の枠組みについてであります。

合併の枠組みについては、1市2町ということで、これからそれぞれ1市2町の合併協議会の設置、そしてその中で新市の建設計画の作成、そして合併に関する数十項目に及ぶ協議が行われるわけでありましてけれども、17年3月の期限切れに向けて進むことになるわけですが、現在進めている1市2町が同じレベルでの進行ということは、なかなかこれは大変ではないかなと。

今朝ほどの一般質問でもありましたけれども、もう既に下田市、あるいは河津町でもそれぞれもういろいろな意見が出ている。我が町もそうですし、この1市2町はお互いに法定協議会を設置し、そして合併に向けて進まない、これは1市、1町でも外れることになりますと、この合併というのはもう話が進まないわけです。こういったことを町長は、この足並みが乱れた場合、これは今こういうことを想定すべきではないと思いますけれども、今朝ほかからも、当初は1市5町1村のいわゆる賀茂地区の大同合併という話をされました。そしてその後、東が抜け、西が抜け、そして残ったのは1市2町であります。そしてこの枠組みが今進められようとしているわけですが、もしこの足並みが乱れてきた場合の枠組みについて、もちろん現時点で結構ですので、町長のお考え、意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町村合併に対する意気込みと、そしてもし崩れた場合どうするのかという、特に崩れたときはどうするのかという難しい問題でございますけれども、私は今、鈴木議員のご指摘のとおり、1市2町の合併に対する温度差は出ているわけです。しかし、私

は合併に対して最初から言っていることは、行財政改革ということで、ある面では中間を歩いている、そう理解しております。ですから、私は1市2町のまとめ役に今回は徹しなければいけないのかなという気持ちであります。そうしないと、河津の主張、下田の主張、そしてまた南伊豆の長がそれぞれの主張をし合った場合に、なかなか妥協点というのは見つからないような気がいたします。

先ほど言った合意書のとおり、住民の行財政改革という、財政のスリム化という目的のために、それだけを目的に私はお互いの意見を述べていただき、そして1つに集約をしなければいけないのかなと、今の心境はそうであります。これがいいかどうかではなくて、将来において、少子高齢化とか、そういう時代の流れの中に、今しなければ、平成17年4月以降の制約があると考えたときは、だれか黒子に徹するといいたいでしょうか、よく政治の世界では言いますがけれども、そういう形の中で、それがいいか悪いかではなくて、合併という大きな流れという中で、私は全力を挙げてやらざるを得ないのかなと。

そして今言いました、1町が抜けた場合どうなるかということですがけれども、私は基本的には5年前、町長に立候補したときより行財政改革、右肩上がりの行政から方向チェンジしなければいけないというのは、もう5年前に言っているわけです。その方向性を考えていただいて、今すぐどうするしないではなくて、その方向だけは守る義務があるのではないのか。そしてあと皆様方と協議の上、新たな法定協を設置するのか、しかないのか、それはこれからの大きな課題になるのではないかな、そういうことを今のところは考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君。

〔5番 鈴木史鶴哉君登壇〕

5番（鈴木史鶴哉君） この問題は、この後上程され、そして今議会にかけられます法定協議会の設置にかかっているわけですがけれども、この中でももちろん十分な議論がされなければならぬわけですし、町長の考え方はわかりました。ぜひこの1市2町の枠組みは、そういう考え方であるならば、先ほども申し上げましたように、町を挙げて、町民あるいは議会、法定協議会はもちろんですけれども、これに向けて進むことができるように、ぜひいろいろな面で頑張りたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 鈴木史鶴哉君の質問を終わります。

---

鈴木勝幸君

議長（齋藤 要君） 3番議員、鈴木勝幸君の質問を許可いたします。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

7月末には町会議員の選挙を終わりました、新議員によって9月の定例会が始まりました。選挙期間中は大変お騒がせして恐縮に思います。

さて、今年の7月、8月の観光のピーク時には台風10号、8月14日、15日の集中豪雨では伊浜地区の土砂災害が発生し、町長初め町の職員の方々には、町民に対して心よりお礼申し上げます。また、9月に入りまして真夏並みの暑さが続き、あきらめかけていた気象の恐ろしさを知った思いでいます。

私は次の3点について質問させていただきます。

1番に、ジャングルパーク問題について。2番にイノシシ対策について。各観光施設の入り込みについて。

ジャングルパーク問題についてですが、石廊崎ジャングルパークは、伊豆急行が開通して間もなく岩崎産業株式会社が石廊崎の観光開発として、現在まで約半世紀近くにわたり運営してまいりました。当時は、町の戦後復興の一番の開発事業ではないかと思えます。このジャングルパークは9月30日をもって閉園することになり、石廊崎区を初め、各地区の皆様方もこれからの観光はどうするのかと心配しているところでございます。地元石廊崎区長を初め、区民はどうか存続していかれないか、町とジャングルパークにお願いしているところでございます。

ジャングルパークは、今まで灯台とともに石廊崎を初め伊豆半島、観光のシンボルと言えるものです。現在、石廊崎の観光は衰退しております。現状を打開して、いろいろと模索しているところです。県、町にもお願いして、石廊崎建て直しをしていただき、観光立町を願い、今後は遊歩道の整備もお願いしたいと思えます。今、市町村合併という大きな動きの中で、ジャングルパーク問題を先送りしないでいただきたいと思えます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

石廊崎ジャングルパークの関係ですけれども、私が町長就任以来、南伊豆町には3つの拠点があると。石廊崎地区、そして下賀茂・弓ヶ浜地区、そして伊浜地区と。そういうことをずっと唱えており、ましてや石廊崎というのは、今、鈴木議員がご指摘のとおり、伊豆の観

光の、ある面では原点、そういう認識も持っております。

ということは、ご指摘のとおり伊豆急が開通し、そして新婚旅行のメッカとなり、そして石廊崎地区はそれによって潤ってきた。そういうことを考えたときに、ジャングルパークが本当に閉園になったときにどうなるのかな。この話は2年ぐらい前から苦しいよという話があったわけです。そして、私どもの方は石廊崎周辺地域活性対策協議会というのを県とともに設立し、そして将来どうしたらいいかということのをいろいろ話し合ってきたわけです。そこはあくまでももう一度立ち直ってほしいという形の中で、私どもは協議してまいりました。

しかし、先ほどの行政報告にもありましたように、支配人より、この9月30日をもって閉園したいと正式にあり、ついに来るべきものが来たのかなと。そして私たちは常に石廊崎というのは、今までの観光に対して大変貢献しているわけです。ですから、今、議員指摘のように、町、県が協力しながらあそこを何とか食い止めたいというのが今の心境であります。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） まず最初に、一番困っているということは、何年か前に中国密航船、殺人事件ということが起きております。その治安ということに対していかに町長が——今は検討委員会という形を設けさせていただいておりますけれども、トイレ等いろいろな問題がありますけれども、そのところを聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、鈴木議員がご指摘のとおり、治安ということで、私が1つとった行動があります。ということは、先ほど言いましたように、役場の庁内で検討委員会を開いたわけです。そしてその中で各課に、もし閉園になった場合にどういう問題を協議しなければいけないのかな。その中で、今言われた保安関係、私は下田警察に赴き、もし閉園になった場合どういう問題が出るのか。また、そういうこともお互いに考えてくれませんかということのを要望してきました。しかし、それが警察の方とするならば、具体的なことは今指示はできないけれども、口頭ではありますけれども、内藤署長の方より、全面的にその保安については町に協力するよという約束はいただいております。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 国や県への具体的な交渉について、どこのところまで進んでいるのかお話しください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） さきの行政報告等、国・県ということでありましてけれども、議員の皆様方には8月18日でしたか、こういう行動をとっておりますという報告はしてあります。そしてさらに、三谷氏が資料を持参していただいて、実際に経営内容だとか、そういうのを私どもの方は県にお願いし、そしてそれを分析しながら、国・県、そして町を入れた中で対応していかなければいけない。特に私考えますのは、あそこの土地を、本来ならば1つの案として特例債で買ってもいいじゃないかと、これは石井市長、河津の町長と県からの帰りの中でお願いした件ですけれども、そういう案もあるかと思えます。

ということは、もし特例債で買う場合でしたら、賃貸借と売買を兼ね合わせてという行政報告の中の報告であり、そして買うのか、借りるのか、まだ今のところは流動的であります。しかし、国に対する、県に対する要望として、環境省の方へも私は赴き、そして9月8日に環境省の方へ行き、指導を仰いだわけです。そして、ともかく箱根の支所へ行きながら現状を訴え、そして指導を仰いだらどうかという指示も受けております。

その中で、その帰りに行政センターの所長に相談したところ、これはもうある面では政治的に判断する時期が来ているんじゃないか。ということは、私も石廊崎地区の問題については、町単独の問題ではない、当然県も入るべき問題ということで、石川知事の方へと情報を流しております。その情報をもとに面会時間をとってくれということをお願いしてあるわけですけれども、今の国体、そして議会、なかなか日程をとれないのが現状です。そして9月11日でしたか、県の方へ仕事に行ったときに、部長にこういう状況ですよということを伺ったときに、もう書面を出した方がいいよと。確かに政治的判断も大切なんだけれども、県は行政機関だと、書面がなければ判断できないということで、特定民有地買い上げ補助事業があるよという指示を受けてきました。

それをもとに私は行政センターに赴き、そして係とうちの企画の方で、ともかく書面を上げよう。そしてその中には当然議会の皆さん方の賛同を得ながら、こういう意思が、今までは口頭でありましたけれども、書面によってもう動くべきじゃないのかなと、そう考えて、今、課の職員に対し、買うということを前提条件に、これはどうなるかわかりません。しかし、買うということを前提条件に、特定民有地等買い上げ補助事業で採択してくれないかと

うか、それを県の方へとお願いしたいなど。それをもとに、もしできることなら知事に面会させていただいて、本当にそのときには当然議員の方々、そして石廊崎区の人たち、困っていることを訴えながら、できるだけ町が負担のかからない状態において解決できればと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 合併問題とあわせて質問いたします。

町からいただきました資料ナンバー2、南伊豆町の積立金残高による平成14年の決算で19億220万となっております。私の考えで可能かどうかはわかりませんが、合併に持参金というのは不要ではないかと思えます。町長がいつも言われております、石廊崎は観光の原点。であれば、町の積立金を使って買収していただけないか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は今までちょっとそういうことを考えたことがありませんけれども、合併という中で、もしこれが地域自治組織とか、そういう中でそのお金を使えるのか使えないのか、またこれから流動的だと思います。それが一般財源の財調については、もし使えないとか、使えるとか、そういう判断ができましたならば、別に持参金を持って結婚しないでもいいだろうし、例えば財産の中で目的基金があるわけです。庁舎建設基金だとか、福祉センターだとか、そういう基金については、当然目的によって使えると思えますけれども、一般的な財調について、それをどう扱うか、その出方だとか、いろいろな流動的な要素があります。そのためには、議員の方々の同意、そして私はそれと同時に、もし町・県がやるならば、石廊崎区民の意識改革と言っては申しわけないですけれども、鈴木議員が先頭に立ちということは、私も町長になって嫌な思いも何回もしております。そういうことを考えた中で、もしこういうチャンスがあったならば、石廊崎区のリーダーとして、本当に観光とはなんだ、観光というのはやはり心と心のふれあいでございます。お金ではございません。そういうことを皆さんに知らしめて、そしてそういう方向に持っていったならば、一つの方向性は出るのかなと。これはまだまだ流動的でありますけれども、急に言われて、答えになるかどうかわかりませんけれども、一つの案として受けとめておきます。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 現在、石廊崎ではいろいろな問題がありますけれども、私は南崎地区の方々、また観光業者の皆様方を中心に署名運動の働きかけをしていきたいと考えております。町を初め、議会の皆様方にも協力していただきたいと思っております。

次に、イノシシ問題でございますが、鈴木議員の方から質問等ございました。自分は答弁は結構です。これは鈴木議員の中にもありましたけれども、イノシシの被害でこれから町道、県道が大災害に遭っていくんじゃないかなと。そのところを自分としては要望していきたいなと思っております。

3点の観光施設の各入り込みについてでございますが、町長の行政報告の中でありましたけれども、過去何年間の間に、南伊豆町に訪ねてこられた方の数字がわかりましたら、課長の方からお願いしたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 商工課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） お答えいたします。

今、12年から14年までの資料は持っていますけれども、年間総合入り込み数で結構でしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

商工観光課長（飯泉 誠君） 12年度ですが、町に入った観光の入り込み数は129万431人、13年度が124万4,528人、14年度ですが、123万5,633人と、若干ずつ下がっております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君。

〔3番 鈴木勝幸君登壇〕

3番（鈴木勝幸君） 以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 鈴木勝幸君の質問を終わります。

ここで、2時5分まで休憩をいたします。

（午後 1時56分）

---

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時05分）

---

横 嶋 隆 二 君

議長（齋藤 要君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って一般質問を行います。

まず最初は、市町村合併問題と住民自治ということであります。

これまでも、毎議会一般質問で質問を行ってまいりましたが、改めて町長の考え方を確認したいと、まずそこから出発します。

1 番目は、合併推進の根拠であります。これまで私の質問に対しても、また今日の議会の質問についても合併を進める根拠として、国の財政再建とか、スケールメリットということをおなには言ってきました。しかしながら、これまで言った国の 700兆の借金だか、数百兆の借金に対する財政再建という問題を、あなたに責任があるものではなくて、まして権限もあるものでもありません。あなたが、南伊豆町の町長として、この合併問題についてどういう合併推進の根拠を持たれているのか、具体的に簡潔に答えていただきたい。スケールメリットについても、具体的にお答えしていただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 合併推進の根拠ということありますけれども、現在、日本各地の自治体で推進検討されている平成の合併は、昭和の大合併後、生活圈や経済圏の拡大などを初めとする経済社会の変貌、市町村を取り巻く環境の劇的な変化、先進国ではトップとされる著しい少子高齢化の進行などの状況を踏まえ、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤を有することができる基礎的自治体、市町村を形成するため、我が国の自治体を再編成し、国土保全、水源の涵養、自然環境保全などの機能を維持するため、基礎的自治体経営の単位を再編成し、都市と農山漁村が……。

1 2 番（横嶋隆二君） 町長、ストップ。議長いいですか。

あなたの考え方を聞いているので、今一般的なことをね、先ほどもそうだ、答弁書をつらつら読むんじゃなくて、自分の考え方を出しなさいよ。これは町がなくなるかどうかの問題なんですよ。自分の考え方を言いなさいよ。今まで言ったことはすべて一般論ですよ。南伊豆の町長として、あなたは合併の推進を何がメリットでやるのか、具体的に言いなさい。なぜ推進しているのか。700兆の問題なんか国の問題だ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） では、お答えいたします。

まず、南伊豆町の少子高齢化というのは、それは認めてくれますね。これは間違いなく、例えば資料によりますと、平成22年には9,190人、当然減ってくるわけです。今の交付税の算定基準は何を基準にしているかということ、人数、要するに住民の人口によってかなりウエイトが占められております。正直言って私も初めて見たんですけれども、その半分以上が人口によって交付税の算定が決められている。この人口が減ということただ一つとっても、将来的には交付税の削減はあるだろう。そして、今の行政サービスが本当にできるかどうか、私はそういう考えを持ち、ともかく一つとっても、人口の削減をとっても、私は十分合併を考える余地はあると、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 人口の動態はあるけれども、今、少子高齢化という日本の社会問題というふうに言われているが、あなたは今それを追認しただけであって、日本全国でそういう事態は進んでいる。じゃ、高齢化というのは、本来社会が喜んで、人間が長生きするのが本来の願望でありますからね。少子化ということに対する、今非常に脆弱であっても国を挙げて対策をしているわけです。あなたは先々の、平成22年の人口動態を言っているけれども、少子高齢化が進んでいいと認めるのかどうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は少子高齢化が進んでいいと、決して認めておりません。しかし、それは社会の情勢であり、それをじゃどうすればいいんですか。私はその案があるかどうか、もしあるとしたならばあなたに聞きたいわけなんです。それが具体的に案があるならば、ぜひその場で発表してください。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） あのね、とんでもないことですよ。あなたね、こっちが質問していて、案というか、あなた自身の、執行者の案がなかったらとんでもないじゃないですか。私は今まで繰り返し言っていますよ。学童保育の実現や保育所の、こういうことをずっと12年間積み上げてきた。河津や下田よりも福祉の環境というのは充実してきているんですよ。あなた自身がこれを守ると言ったじゃないですか。これをどういうまちづくりをするのか、私に聞くなんてとんでもない、私はもっとやっていますよ。あなた自身がどういうまちづくり

をしていくのか、逆に質問するなんてとんでもないですよ。

8月25日の初議会、その前に当選した次の日に、当選証書の授与式に議員の皆さん勉強してきなさいという話をしましたけれども、いやしくも町長が自分の展望を語れないなんていうのは、とんでもないですよ。言ってごらんなさい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議員の皆さん勉強してくださいというのは、私は皆様方に対して言ったんじゃないで、要するに新しい議員に、町村合併を踏まえた中で勉強してくださいませんかということを私はそのとき確かに言いました。しかし、全体を含めてではなくて、そのつもりで私は理解していただきたいなど。失礼ですけれども、私は大先輩の議員の方々にそこまで言った記憶はございません。言った言わないのやりとりになっては申しわけないですけども、私は新人の議員の皆さんに、町村合併という大きな流れの中で、限られているわけです、期間が。ですから勉強してくださいということは言いましたけれども、私は横嶋さんに対してそういう失礼なことを言った記憶はございません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 本題にすぐ戻ってほしいんだけど、議場や全体に向かって言ったことを、そんなごまかしをすべきじゃない。すべて議員に対して、住民の代表たる議員に対して本会議場で言ったことを取り繕うことは許されない。

少子化の問題は、国の将来に大きくかかわる問題だということは、やっとなら厚生労働省等々も腰を上げ始めた。男女共同参画社会、あなたもよく言われるけれども、男女共同参画というもの、働く女性が安心して子育てをしながら働ける環境を作る、それが基本の概念じゃないですか。そこをどこまで追っつけていくかという問題だ。私は、議会に出た当初、南伊豆町は県下で3番目の高齢化比率だった。しかし、高齢化、高齢化、もちろん元気であるお年寄りをもっと元気でいてほしい。それは喜ぶべきことであるけれども、その比率だって、南伊豆町は今県下で9番目まで順番が落ちているんですよ。

それで、私は子供の数にしても、河津町等々と比べても多い。しかも河津町は公立保育園はありませんから、南伊豆の先人が公立保育園をきちんと各地域に配置をして、それでそういうことがあって半島先端にもかかわらず、鉄道も通っていないにもかかわらず、1万人の人口を擁してきたわけです。私は、この地域は高齢者、日本で本当に、昔は伊浜の教科書は、

私も中学生のころ読みましたけれども、こうした地域が安心して老後を送れる社会、そして子供たちも、決して年寄りばかりじゃない、一緒になれる社会をつくっていくべきだと。この間、あなたにも学童保育の提案等々も盛んにしていますけれども、あなたがそうしたことに対して応えてこなかった。

南伊豆の地域の将来、合併したらあなたはどのように考えているのか。今、少子化等々が進んでいくということでありましてけれども、いろいろ地域の問題が起こっている中でどのように考えているのか。将来のまちづくり。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町村合併をした場合、どういう町が期待できるかということですが、下田、河津、南伊豆町は観光立町ということを大きな目標に定めております。そして、その共通項とするならば、花という共通のテーマがあり、その花を生かしたまちづくりも一つの施策じゃないかなと考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 余りに心もとないというか、この間の今日の議論でも出ましたけれども、経済状態が本当に落ち込んでいて、そして住民はどういうふうにしていくか模索をしている。公務員に対する風当たりが強いのもそのとおりだ。そういうときに、観光でもうんと落ち込んでいるときに、地域の将来、産業も含めてどういうふうにするかという点で、その程度の考えでは、本当に余りにも情けない。

私、イノシシの問題も質問するわけですが、こうした地域の将来を考察した論文の中にも、非常に厳しい視点がある。私は、あなたが花等々として話ができませんでしたけれども、結局合併によっても地域の将来展望については、明確なことが語れないということが明らかになっているんです。合併して、この南伊豆地域がどのようになっているのか。人口減少の面と、あるいは今までどおりのお客さんを誘客する、そういう点しか問題点が出せない。

そうした点で、6月に河津の町長が基本方針とやらを出してきて、今問題になっている市町村長合意、これに結びついてくるわけですが、これまでのやりとりで町長は、私の答弁じゃないけれども今日のやりとりの中で、住民のサービスについてはこれを守っていきたい等々言われていますが、河津町長、下田市長と合意した5項目の事項に関して、具体的

にどのように守っていかれる保障があるのか、その点、これは地域自治組織の問題とも関連して答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合意書の中を、町長としてどういうふうにするかということでございますけれども、この合意書の点にあります住民の視点に立ち、行財政改革の推進を柱とした合併を目指しということで、それについて私は検討協議するということで、これはまだ方向性として出ただけであって、これから法定合併協議会を設立して具体的にやりとりするということになるかと思っておりますので、私はその程度のお答えにかえさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） そんなんじゃだめですよ。法定協議会、まかり間違えばそのままルールに乗って行ってしまうわけで、あなたは国の財政再建とか、今まですべての私の質問に言ってきたけれども、財政のメリット、財政再建、町の少子化やあなたが言った平成22年少子高齢化の中での行財政の改革というのは、具体的に現在の町ではどうしようとしているのか。そして、そういう中で、住民が不安に思っている福祉サービスをどのように守っていくのか、考えているのかをお答えください。具体的に答えてもらわないとだめですよ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住民サービスを平成22年度に向かってどのように守るかということでございますけれども、それはこれから法定合併協議会の中で検討するというところで理解願いたい。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） ちょっと、これ時間とめて、今まで何回も質問して、こんな答弁じゃ許せないですよ。納得できないですよ。ちょっとストップして。納得できないですよ。法定協議会の問題じゃないでしょう。休憩してください。

議長（齋藤 要君） 暫時休憩いたします。2時半まで休憩いたします。

（午後 2時21分）

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時30分）

---

議長（齋藤 要君） 横嶋君の質問に対して、町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 横嶋議員が指摘する、今の市町村合併によって住民サービスが維持できるかという、そういうことでいいでしょうか。それでいいですね。

〔「それと、みずからの現在の町でのスケールメリット、行財政のスリム化をどうやるのか」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） 私は、この市町村合併、スケールメリットによって、ある面では維持できると考えております。ということは、先ほど言いましたように、住民が減るという現実を踏まえた中に、平成22年、交付税が幾らになるか、県の方も行政センターにお願いし、またこちらの方でも計算し、13億何がしという現在の住民サービスを維持するならば、平成22年には3億円の交付税が削減するんじゃないかな、そういう予想があるわけです。

そういう現実を踏まえた中で、もし町が単独でやったならば、その3億円のお金をどうするのか、私はその点は大変難しい問題じゃないのかな。それならば、大きな枠の中でお互いに知恵を出し合っていくならば、その不足分の財源を賄うことができるんじゃないかな、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 的確に答弁されていないので、ちょっとあれですけども、まず交付税がうんと減るということに関しては、大体住民に渡した資料でも、交付税が1億程度減るということであるけれども、実際になれば、これは国の制度としてこういうこと、地方交付税の額面じゃない分を臨時財政対策債ということで補うということやって、これは今年度までやって、その後16年度以降もこれにかかわることをやらなければ、どの自治体も財政を組むことはできないんですね。

問題は、地方交付税が減るということを経由にするけれども、合併した町村だって、これはもう確実に交付税が減っていくわけで、実際に、新潟地域でやっている自治体での合併シミュレーションでも、財政シミュレーションでも、15年以降にはもう逆転して、合併した地域がかなり交付税が下がってくると。交付税というのは、制度そのものをまるっきし変える

ことなしには、大幅に減らすということはいけません。自治体運営にとって、地方交付税法だけでなく、地方財政法上もやっていけない。

町長は守っていけるということを言っていますけれども、地域自治組織がかかわれる事務というのは、これはどういう事務なのか。これは時間の節約でこっちから言いますが、地方議会人で中間報告が載っていますけれども、あなたが先ほど来言っている南伊豆町がとろうとしている合併の形態で、特別地方公共団体タイプというのは、これは合意書の添付書類も出ていますけれども、これを後で住民の皆さんにも提示してほしいんだけど、これ自体が地域自治組織で、議会のような公選の組織を選ぶ。しかし、そこでの事務の考え方というのは、基礎的自治体、いわゆる合併した自治体の事務で法令によって処理が義務づけられていないもののうち、法令によって処理が義務づけられていないものを基本的にはやるんですよ。

そういうことをした場合に、今基本的に福祉サービスとか言っているのは、あなたがどういう概念を持っているか知らないけれども、南伊豆町の介護保険にしても、児童福祉、保育園にしても、法に基づいてやっているサービス、こうしたものが地域自治組織でこれを運用するかどうかなんていうことは、全く保障がないんですよ。しかも、ここでは課税権、地方債の発行権限は認めないということがされている。そうしたところで、どうして南伊豆町の福祉や教育の環境を守ることができるのか。

私は、4月に行われた選挙の中で、南、河津、下田の幾つかの指標を出して住民の皆さんにもお知らせをしましたが、南伊豆町は高齢者の福祉では食事サービス、これはもう法定のサービスですけれども、これは週に5日、特別養護老人ホームが出してやっている。3つの中でここだけです。児童福祉の保育園の問題に関して、河津町は公立保育園ゼロ、民間が1つ、先ほど言いましたけれども南伊豆町は4つでやっている。教育の問題では、南伊豆町は義務教育の通学定期、遠距離通学に関してはすべて町が負担している。しかし、河津や下田市が、これは半分しか補助ができない。部活遠征費は南伊豆町は全額補助しているけれども、河津、下田は定額だ。図書館の図書購入費に至っても、南伊豆町が積み上げてきた額が一番多い。

こうしたことが、あなたがこれまで言ってきた基礎的自治体の中の地域自治組織で守れる保障というのは何もない。しかも、あなたはスケールメリット、スケールメリットということをおっしゃっていますが、住民の皆さんに絵で説明した去年の市町村合併の説明会、これではスケールメリットを言っているけれども、このときと今回の法定協議会に持ち出そうとして

いる市町村合意の問題では、スケールメリットどころか、むしろ先ほど言った基礎的自治体のもとに置く地域自治組織、これが法定の法人格を持った特別地方公共団体タイプになれば、当然10数億の基準財政需要に近い額を仮に扱うことになれば、公選の議員あるいは支所長をつくらなければならない。そこでどうしてスケールメリットが生まれるんですか。

時間の関係もありますけれども、そうしたことがことごとく破綻していると思うんですね。河津の町長が基礎的自治体のもとでの特別公共団体タイプですね、これを持ち出してきた基本方針の背景、これはあなたは県がそれを提案した、分権型のあれを県が提案したというふうに言いましたけれども、これはとりもなおさず最初の10月に説明した市町村合併の全部が1つになってスケールメリットが出るという、そういう説明の破綻ではないんですか。周辺地域が寂れるということを懸念して、こうしたものを出しているではありませんか。また、あなた自身は河津町の案に関して、合併の基本理念が減殺される。新市本体の一体感が薄れ、融和対策が困難、こういうことが言われている。15年間、特別地方公共団体タイプのことをやる。一方ではそれぞれの自治体でこれまでの負債を返済していく。まちづくりの頭と体が別々で、どうしてまともな財政改革や、あるいはスケールメリットを生み出して、住民の生活を本当に守ろうという願いにこたえる自治体づくりができるんですか。

さらに、最後の問題まで言いますけれども、こうしたことを進める中で、河津の町長は共立湊病院を算作に持っていくんだということを平気で言う。共立湊病院を運営委託している地域医療振興協会も、職員に対してこれをもう決まったことのように言っている。こうしたことが、断然南伊豆の住民として許せないし、改めて私は住民の福祉、教育、サービス、すべてのものを守る上で、今の破綻した合併の姿、そして中間報告は法律にもなっていない、しかも矛盾がある、あなたが答えた今のサービスを守る、スケールメリットが生まれず、こうしたものをあくまでも進める気であるのか。その点お答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 結論から言わせていただきますと、この1市2町の町村合併は進めなければいけないと、そう考えております。そして、この地域自治組織が本当に役に立つのかどうか、私は説明会で、中間答申が出た中で常に言っているのは、住民サービスの部門、住民課だとか、福祉課だとか、清掃課、そういう本当にサービス部門だけを南伊豆町に置いてやるべきじゃないのかな、それは言っております。そして、その中で、例えば今日話したわけですが、まだこれから地域自治組織がどう動くか、また法律の認可を受けていな

いわけです。

しかし、その中で一つの案とするならば、横嶋議員の努力もありましょうけれども、南伊豆町は福祉についてもかなり進んでいる面があります。しかし、1市2町が一緒になって、多数決じゃございませんけれども、同じにしようと、もしそういう議案で議決された場合どうなるか。私はそういうことを考えたときに、やはり旧南伊豆町においても、よき法律があるわけです。そういうのは地域自治組織の議決権の中で守られるんじゃないのかな、そして処分場の問題もしっかりでございます。そういう身近な問題については、やはり地元意識はわかりません。

そういうことで、この地域自治組織を有効に活用することによって、住民参画の行政も可能であろうと、私は考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 今、答弁ありましたけれども、言っていること自体は全く言葉の中身が、最初に話した市町村合併を住民に説明した問題、これが完全に破綻して、このメリットがないということを証明しているんですね。しかも、まともに答えられていない。中間報告、読んでいるかどうか。もちろん法律になっていないから、これを前提にやること自体おかしいんですけども、基礎的自治体のもとにある特別地方公共団体タイプ、法人格を有する地域自治組織の事務は、あなたが言ったようなことを守るような体系になっていないんですよ、この中間報告の段階でもですね。

私はそうした点も最後に聞きますけれども、あなたは17年3月までに合併しなければ大変だ、大変だということを、これまでも住民説明会でも言ってこられました。どうして大変になるのか。私はもう一つは、河津、下田と比べたサービスを、それよりも高いサービスをあなたは守るということを言いましたが、そうした権限を執行できるのは、地域自治組織の長では、これはそういう権限はないんですね。その上の合併した、一部の事務をつかさどる議会でやるだけなんです。それでは、地域自治組織の中であなたが言ったサービスを守ることができない。ここをきちんと確認してほしいんです。17年3月にこだわる理由、下田、河津は確かに事業を行う際に、過疎地域ではありませんから、過疎債を起こせない。すべてみずからの借金、みずから返していかなければならないわけですけども、南伊豆町はそういう仕方をとらなくても、これまでの過疎指定、半島振興法、そういう法律に基づいた取り組みをしていって、十分やれるんじゃないですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 過疎債を利用し、地域半島振興法を利用すればやれるんじゃないかと言われておりますけれども、基本的に行政が縮小する、その中で私たちが一番頼りにしている交付税というのが削減された場合、かなり町民に対して負担がいくということ、それを理解していただいて、それでやれるんだったらそれはできないことはありません。

しかし、それを本当に町民の方が理解できるかどうか。私はかなり厳しいんじゃないかなと考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 先ほどもあなた、そういう答弁をしましたけれども、とんでもない、町民を愚弄した答弁で、あなた自身がまともに合併した後の町の将来を語れないで、どうして町民がわからないと言えるのか。しかも、この間の議論の中で、住民の福祉サービスを守るといふうに言ってきたのが、途中から、それがやはり何のための合併か、サービスが低下するんじゃないかという住民の皆さんの真摯な声が出てきているから、そういうことが言われるんであって、合併シミュレーションについても、この町では繰り返し言っても出してくれませんが、ほかの自治体でも、10年以降どんどん減って行って、16年先には合併しない方が交付税の額は上回るんですよ。

そうしたことを考えたときに、あなたが言う地域自治組織は、合併してそれで守れるかといえば、財源見合いの事務以外の事務を実施することを認める場合には、住民からの何らかの負担を求めることができることとすることを検討する必要があるということで、逆にこの地域自治組織が、ここで配分されたお金を、財政が足りない場合には住民から徴収することを考えなければならない、こういうことを言っているんですよ。そこまであなた考えて言わないで、無責任ですよ。

ほかの大事な質問もあるので、これでよしますけれども、私はこの南伊豆の地域、賀茂の地域、過疎で大変ですけれども、やはり冷静に見て、教育民生費、社会福祉費、高齢者のお年寄りが特養にも入れないで待ちが多い、こういう現状がありますが、静岡県の1人当たりの民生費は、これは99年の資料ですけれども、全国で45位、社会福祉費に至っては、これは47位、児童福祉費が42位、静岡県の平均がこういう状態ですよ。そうしたら、賀茂や南伊豆の状態が全国の中でどれだけの地位にあるのか。

私はそうした点を見てきて、これまで合併の問題についても、まちづくりの議論の中でも、こうしたところを一步一步積み上げることを提案してきたわけなんです。あなたは、まともなこうした根拠もなしに、国が進める財政再建だなどという口車に乗って、この町を売するようなことがあったらとんでもないことであって、しかも住民に地域自治組織の問題、河津町、下田、南伊豆の合意等々の詳しいものが住民に知らされないまま進められている。そうした中で法定協議会が議案に提案されていること自体が許しがたいことであり、住民に対して再度説明を行わなければ次に進むことは許されないというふうに思うんです。これは答弁は要りません。後で委員会がありますから、そこでやるようにして。

今の議論だけでも、合併の根拠や、あるいはそれに伴って町がどうなるかという保障はないということは明らかなんです。これを委員会等々でも覆す根拠が、あるいは実践の例があればこれを出すべきだ。私はスケールメリット、あるいは財政再建、財政緊縮化をするのであれば、あなたの今期の任期の当初に言ったように——個人的に言っているわけではありませんけれども、三役の体制の見直し等々、そして財源を浮かしていくようなことを提案していますけれども、何ら今の段階で、南伊豆町の中での財政メリットを生み出すようなことはやっていない。これは明らかであるので、その点を指摘したいと思います。

次に、1つ飛び越して、申しわけないですけれども、イノシシ、猿等の被害の抜本的対策について進みたいと思います。

まず、今の事態に対して、これまでの質問で深刻に受けとめて対応したいということをお答えされましたので、その具体的な対策ですね。

まず最初に求めたいと思いますけれども、防除機~~機~~の申請件数がふえているというのは、被害の実態、質問の数にもあらわれていると思いますけれども、申請方法を簡略化すべきだ。これは今の申請は、事前の写真を撮る。設置後の写真を撮る。こうした点で、高齢者が多い中でこうした手間を省く上で、役場が——この後提案しますけれども、即応できるプロジェクトチームをつくって、デジカメで撮って、申請を簡略化していく。有害駆除の問題では、猟友会の皆さんが苦労している中で、特にイノシシもそうですけれども、猿等の駆除では、撃った猿の写真を添付しろということが出ているらしいんですね。これは日付がないカメラだと、その日の新聞を持って行ってやるらしいけれども、こうした点、全国でも例がもう出ているように、しっぽを持ってこれを申請に、簡略化をするべきだと、このように思っていますが、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 横嶋議員の言われる補助金に関する関係ですけれども、補助金交付要綱にのっとりまして、やはり補助金ですから、どの補助金も申請書をまず上げてもらって、被害の実態の写真を添付してもらった中で、町が交付するかしないかを判断して、それで実際に補助金の交付決定申請書を出して、それで公印を押して現地確認なり、電気柵やワイヤーメッシュを設置して、その設置した写真を提出していただくと。横嶋議員のおっしゃることも十分わかりますが、職員が対応するとなりますと、先ほども申し上げましたとおり、ことしでもう既に36件の申請があります。逆に言い換えれば72回、職員が出なければいけないというようなことで、私もこの4月から農林水産に来ましたけれども、山から、海からということで、仕事の、予算規模は少ないにしても、裾野は非常に広いようです。

そういったことで、気持ちは十分に伝わりますけれども、現状として交付要綱にのっとりた手続をさせていただきたいというふうに考えております。

猿についても同様でございます。

〔「駆除方法」と言う人あり〕

農林水産課長（勝田 悟君） やはり写真を撮っていただくことになります。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは、もう少し実態と有害駆除にかかわっている猟友会の現場の声を聞いて、実際に猿の駆除報告に関してどうしてしつぽではだめなんですか。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 私もいま一つははっきりしませんけれども、駆除をしたという実績で全体の写真を撮る。写真を持ってくるか、しつぽを持ってくるかという話になると思いますけれども、駆除した有害鳥獣については、埋める等の対応をとっていただくようになりますので、写真で対応をさせていただいております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この問題は納得できませんけれども、現場の実態に即した対応を話し合っていたきたいと。

次に、今の有害駆除の問題で、先ほど来被害実績なんかが語られていますけれども、野猿対策協議会について、これを立ち上げる、そういう対応をするという話もありますけれども、町内で、特に猟期外、猟期が始まる11月15日から2月15日の間はほとんど有害駆除等々出て

きませんけれども、現に8月から今期、そしてこの議会最中から10月の末にかけては、ものすごく被害が多くなってくるんですね。もちろん3月からもそうでありますけれども、こうした問題で、住民の要望あるいは苦情、イノシシの被害に対する対応のできるプロジェクトチームを結成して対応に当たると。もちろん県農林事務所との連携を進める。

もう一つは、イノシシ対策の問題で、先進地の交流、これまで国際シンポジウムが奈良で行われたとか、あるいはことしの11月1日、2日も島根県の中山間地センターで開かれる。こうしたところにも担当や課長もみずから行って、対策の経験を積んでくるべきではないかというふうに思いますが、その点いかがですか。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） プロジェクトチームをとということでもありますけれども、平成6年に南伊豆町で野猿等対策協議会を設立しておりますけれども、この協議会をもう一度再編強化して、農林業の振興に取り組みたいというふうに考えております。

また、イノシシのフォーラムですが、先進地視察、行ってくださいということもございますけれども、いろいろな資料が現在日本国じゅうで、イノシシ、猿、シカの被害がでてい中で、ネット上でも然りです。また、私も現場で農業に取り組む中でいろいろと勉強しながらやっております。

また、私まだ会っていませんけれども、先ほど来言っております補正予算で捕獲おりを購入する、このおりを考案された方が天神原に別荘を持っておりまして、東京農工大の丸山教授です。その方の考案されたおりを購入しようというふうな計画になっております。ぜひ今後このような教授等とも接して、いろいろと対策を考えていきたいというふうに考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 先進地交流ということをご提案しましたが、文献等々ではなくて、島根県のイノシシ対策というのは、今言われた東京農工大学の野生動物保護学研究室の丸山教授と一緒に研修室の神崎助教授なんかが行くやつですけれども、これは対策、そしてイノシシを活用した地域おこし等々をやるものですね。やはり、こうしたところに傾聴する文献だけではなくて、ぜひ進めていただきたいというふうに思うんです。

丸山教授の話をつい先だって聞いて調べたところ、南伊豆町におけるイノシシ被害農業の現状と将来という、農業従事者からの聞き取りという調査論文が出ていました。これが実に

調査をしたのが2001年の5月からですか。驚いたんですけれども、これだけ被害が多くて、こういう実態がやはり役場の担当課も含めて、機敏にこうしたところに対応できていないのではないかと。もう一度このイノシシフォーラムに出ている神崎先生というのは、丸山先生と同じ研究室にいるわけですが、私この中で、丸山教授が指摘しているイノシシの問題、先ほど市町村合併の議論をしてきましたけれども、包括的に指摘とか対策の緊急性を提案したいと思うんですけれども、この南伊豆地域の現在の農業は、自給的零細兼業農家であるがゆえに、経営発展の見通しが立たず、それゆえイノシシ被害防除を初めとした営農への資本投下を差し控える傾向が強いことがより影響しているように考えられる。防除補助金の利用率が低いのは、これは全体の生産の割合に対してですけれども、農業の将来に明るい見通しがあり、営農意欲が強ければ、獣害防除にも積極的になるであろうと考えられる。そして、最後の方に、こうした問題で、たとえイノシシ被害対策が実現したとしても、農業就業者を確保できない限り、将来これまで人間の占有領域であった集落と農地の縮小、放棄耕作地の、いわゆる山への転換・進行、野生動物の生息域の拡大、これは急激に進行していくということが指摘されていて、まさにこの二、三年間の進行は、こうしたことを裏付けている。

わたしは、そうした点からも含めて、当座の対策の問題、先ほど被害額が少ないことが報告されていましたがけれども、ここの調査では、専用農家で500万円以上の収入に頼っている農家というのは、わずか8件、それ以外はみんな定年退職後の趣味、それと自給的なものでやっている。そこでも深刻な被害が出ているわけでありましてけれども、それに対して深刻に対応をするだけの力がないということをまさに指摘しているんです。

こうした点からいえば、私は静岡県とも連携して、単にこうした教授の話を聞くというだけではなくて、実際の対策の援助に地域を挙げてやるべきではないかというふうに思います。もちろんこうした個々の対応をとっていく上では、市町村合併でその動きを縮小してみたら、将来南伊豆町はどのようになっていくかということが非常に危惧されることでありますけれども、私改めて野猿対策協議会という、ときどき開くものではなくて、担当課にプロジェクトチームをつくって即応できるを対応、住民の皆さんの被害の声に対応できる、そういう体制をつくるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 担当課でプロジェクトチームをとということでありますけれども、現状としては不可能であります。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 町長、いかがですか。これはイノシシの問題が単に被害があるということだけではなくて、将来にわたって非常に危惧される実態が進行している。猟師の数も減っていますし、そういう中で町を挙げて即応できる体制をとるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 農林水産課長が言いましたように、課長は全職員の能力と、そしてそれを把握しているわけです。そういう中で、今無理という判断をしたわけですがけれども、私は課長を信じたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） これはプロジェクトチームの概念等々、即応できる体制ということを行いましたけれども、やはり猟友会任せにしないで、行政が猟友会を含めた、猟友会の皆さんも、それまで趣味的だった猟から、有害鳥獣の役割を担っているという点では、非常に社会的な役割を果たしている。そういう中で、猟友会のボランティアだけに頼ったやり方はだめだと。そういうことで、大変な被害があったときに、すぐに対策をとれる役場の体制をとるべきだというふうに思います。これは単にイノシシということだけではない、地域の存亡にも大きくかかわるものだという点を厳しく指摘しなければいけないんです。そういう点を指摘をして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

---

#### 散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時04分）

## 平成15年9月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第2日）

平成15年9月18日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議第42号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議第43号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議第44号 南伊豆町議会の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第45号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第46号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第47号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第48号 南伊豆町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第49号 下田市・河津町・南伊豆町合併協議会の設置について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	保	坂	好	明	君	2番	清	水	清	一	君	
3番	鈴	木	勝	幸	君	4番	谷	川	次	重	君	
5番	鈴	木	史	鶴	哉	君	6番	梅	本	和	君	
7番	藤	田	喜	代	治	君	8番	漆	田		修	君
9番	齋	藤		要	君	10番	渡	邊	嘉	郎	君	

11番 石井福光君 12番 横嶋隆二君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	鈴木博志君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺修治 主事 勝田智史

---

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成15年9月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 鈴木勝幸君

4番議員 谷川次重君

---

一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

---

谷川次重君

議長（齋藤 要君） 4番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

この9月の一般質問した人のほとんどが、市町村合併について町長に問いたしてありますが。私も、昨日から続いて、この市町村合併5番目の質問になりますけれども、合併後の、一番根本の点について、今まで町長が地区説明会等で何度も説明されたかもしれませんが再確認、また改めて町長の合併への意気込みというか、思いを聞きたいということで質問をさせていただきます。

この前、新聞に国際経済学者の伊藤東大の教授が、「地方分権へ市町村合併は必須」と題して興味のある論文を掲載されておりました。非常におもしろいというか、興味がありましたので、その記事に沿ってちょっと質問をさせていただきます。

一つは、この中で「国の財政は危機的状況にあり、これまでのように安易に国から地方へ財政補てんすることは難しい時代になってきている。国や県からの補助金や財政補てんで、

何とか財政をやり繰りしている市町村が多いが、そうした現状の財政の仕組みを前提としていながら、合併が損か得かという議論だけで進めているのは滑稽にさえ見えると。合併に反対する方々にぜひ申し上げたいのは、今のような国や県からの財源補てんや補助金の仕組みがいつまで続くとお考えですか」ということが載っておりました。

ここで町長に初めにお尋ねしますが、この国や県からの財源補てんや補助金の仕組みがいつまで続くと、そういうふうにお考えになっておられるでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議員ご指摘のとおり、今後の町財政を見通すとき、3割自治の本町にとっては、国の財政運営改革の方針は、非常に大きな指針となるものであります。平成15年6月27日閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」、いわゆる「骨太の方針2003」で三位一体の改革を推進し、地方が決定すべきことは地方がみずから決定するという、地方自治本来の姿の実現に向け推進するとし、国・地方を通した行財政改革を強力、かつ一体的に進め、行財政システムを維持可能なものに変革していくなど、効率的で小さな政府を実現するとしています。また、具体的な行程として、国庫補助負担金の改革、2006年までにおおむね4兆円を廃止し、縮減。2として、地方交付税の改革、その中に地方財政計画の徹底した見直しによる地方交付税の抑制と財源保障機能の縮小、算定方法の簡素化と段階補正、公債費の後年参入措置の見直し、不交付団体の割合の大幅引き上げ、地方自治においては財政力格差の調整。

そして、3点目として、税源移譲を含む税源配分の見直し。その中に税源移譲による町の税源の配分割合の引き上げ、その税源移譲は国庫補助負担の8割程度、ただし事務的事業は合理化の上、全額移譲、課税自主権の拡大、最後に市町村合併の推進を挙げ、改革の受皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、平成17年3月にて市町村合併を引き続き強力に推進するとしております。

このような国と地方を合わせて700兆円と言える借金体制を、遅ればせながら改め財政再建を行うという、そういう方針が出ております。こうした中で、平成15年度予算の国庫補助金の負担の削減は、本町への影響として実際にあらわれております。そういう大きな流れを見た中で、私が今、何年までということではできませんけれども、客観的に国の流れはとらえなければいけないと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） 同じような質問でありますけれども、今まで私はこの合併特例法が出たときに、今までの慣例でこれは延期になるだろうとか、そういう甘い考えを持っておりましてけれども、昨今の新聞等の記事を見ますと、2005年3月末で期限が切れる合併特例法にかわる新法を制定すると、こういうふうにいる出でております。

昨日の議員の質問にありましたけれども、現在のあめでまぶした誘導策でなく、今度の新法は一転してむちによる追い込み策を考えているということで、例えば人口1万人以下の小規模町村の権限は窓口サービスに限定するとか、教育委員会等の存在を認めないとか、人口が少ないほど優遇される割増し補正も1万人で頭打ちとか、あるいは来年度予算にはこの交付税圧縮に踏み込む等の記事が出ておりますけれども、これらの一連の新聞等の情報を町長はどのようにとらえていらっしゃいますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 客観的に見たら、まことに国があめからむちが変わったのかなということは、基本的な考えとして今5,000人以下の市町村が2003年に700できてきております。それが平成30年には1,200と、小さな公共団体が乱立する。そういうところは財政の負担が多くなるかと思えます。そういう少子・高齢化、そして過疎化という中でこの方針は私は変わらない。ということは平成17年4月以降はますます厳しくなると考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） 今の日本はこの右肩上がりの成長時代から成熟期に入り、住民が多様性を求める時代に入ってきたと。また、地域内で住民負担等公共サービスの費用便益が見える形にするのが、住民の利害を反映した正しい資源配分になる等々の理由から、中央から地方へという、いわゆる地方分権ということが言われております。

地方分権というのは、それぞれの自治体が国や県から自立することでありまして、自立するには財政基盤を堅固にすることとともに、自己責任が求められるわけでありましてけれども、先ほどいろいろ述べられた国・県の状況を判断したときに、このままの規模で、今の南伊豆町単独の規模で、この自立と自己責任が果たせるか、この点いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 端的に言わせていただくならば、少子・高齢化という一つをとらえて財政の予想をしたわけなんですけれども、平成22年ですか、9,200人という人口を想定した場合に、これはあくまでも試算ですけれども、現在の補てん率が賄われるとした場合でも、やはり人口減によって約3億円くらいの交付税の削減が見込めます。そして、さらに補助金等々を減じた場合に、少なくとも現状のサービスはかなり難しいのではないかと。そのためには、かなりの要するにカット、経費節減とか、補助金の削減とか、職員に対するいろいろな軋轢が出ようかと思えます。ですから、私は今の流れの中で、大きな流れの中ではかなり厳しいのではないかなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） だれだって、このまま合併するならば、それが一番いいと考えているわけですけれども、町長さっきの答え、まさに昨日の質問にあったような苦渋の判断をとらざるを得ないという、こういうことでいいですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 一言で言わせていただくならば、本当に私も100回を超える地区懇談会を行って、またこのお年寄りの方々が、本当に町村合併について理解できるのかできないのか、そして、それがスタートした場合にいいのか悪いか。しかし大きな流れ、あと何十年後を考えたときに、今スタートをしなければいけないと常々考えております。ですから、私はそういうことを踏まえた中で、「苦渋の選択」という言葉を使わせていただきました。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、2005年3月に向けての今後の進め方というのを聞かせていただけますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 2005年の3月、平成17年4月以降合併推進につきましては、本年5月に実施した地区説明会でも新法を制定し、一定期間自主的な合併を促す。財源支援策はとらない。県が合併に関する構想を策定し、勧告やあっせんなどにより自主的な合併を進める。合併をしなかった小規模町村は、大半の事務権限を県に移管するというような説明はしてま

いりました。

最近は特に、これ国・県ではなくて、県が知事にその権限を移譲し、それについて合併を進めるといふ、いわゆるむちの部分がかかなり強くなったような気がいたします。そういうことを考えまして、私はこの法律は施行されるのではないのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 具体的にどういうふうに取り組まれるか、進め方というか、どういうふうにかえられているか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 平成17年4月以降ということがありますから、具体的に言うならば1市2町の合併を進めざるを得ないのかなと、そういうことでむちの部分がはっきりしているわけですから、その前に合併は推進しなければいけないという立場だと思っています。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 1市2町で進むということですが、この9月の議会にそれぞれの1市2町に法定協議会が上程されることになっておりますけれども、河津町で例えばこの法定協議会が否決になったときはどういうふうにかえられるおつもりでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） では、合併の行程と、また今1市2町の一つが抜けた場合はどうなるのか、先ほどのとあわせてお答えさせていただきます。

今後の行程ですけれども、本9月定例議会においてお願いしておりますように、合併に関する議案が採決された場合は、南伊豆町・下田市・河津町法定合併協議会が組織され、その中で合併協定項目の協議、新市町村建設計画策定などさまざまな協議を行い、その協議結果を合併協定書にまとめ、合併協定書の調印、合併協定書に沿って、3市町すべての市町議会で合併議決、そして3市町すべてから静岡県知事への合併申請、静岡県議会の議決を経て、知事から合併を決定、総務大臣への届出と、そういう段階になろうかと思っております。大臣告示により合併の効力が発生し新しい市の誕生となります。これが手続だと考えております。

そして、今言われましたように、今日の新聞でもちょっと載っておりましたけれども、1

市2町の枠が崩れた場合ということでありまして、基本的には考えは伊豆新聞に載っておりますとおり、財政再建というのが私、町長に立候補したときからの、要するにもう5年前にも日本の方向チェンジはしなければいけないという基本的な考え方を持っておりますので、それがいいのか悪いのかわかりませんが、とにかく合併の方針に進め、そして新たにスタートと。ですから、抜けた場合は新たにスタートを切るということになるかと、今のところはその程度だと思っております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） はい、わかりました。大変厳しい先ほどの苦汁の選択をせざるを得ないと思っておりますけれども、それでは、合併は合併で進んでいくわけでありましてけれども、いろいろ進めなければならない問題があると思っておりますので、2点目のこの複式学級への対応について、質問をさせていただきます。

私は、今までに何度となくこの学校関係の質問をさせていただきました。その中で、とりわけ心に残っておりますのは、教育長が言われました学校教育の基本は、基礎学力の充実であるという、この言葉が強く残っているわけでありまして、話に聞きますと、南伊豆町でもこの16年度から、いわゆる複式学級を含んだ5学級制というんですか、それが4学級制にならざるを得ない状況が出てきていると。そして、今まで5学級のときには、教育長の英断といえますか、考え方で教頭さんがその対応に当たって何とかやり繰りをしてきたけれども、これが4学級になるとそれができなくなる。基礎学力の低下が懸念されるという話を聞きましたけれども、この問題に対する今後の南伊豆町の見通しと申しますか、それとその対応についてどのようにお考えなのか、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） それでは、最初のご質問であります。今後の見込みという点に絞ります。まず答弁をさせていただきたいと思っております。

谷川議員が十分ご理解されておりますように、小中学校の学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及びその施行令によりまして定められております。その中で、複式学級につきましては、小学校の場合、第1学年の児童数と同学年に引き続く1の学年、第2学年を指しますが、この児童数の合計が8人以下のときは、第1学年と第2学年が複式学級となるわけでございます。また、第1学年を除き引き続く2の学年の児童数の合計が16人以下であるときは、その2の学年は複式学級となります。

静岡県では、この法律によりまして学級編制が行われておりまして、本町におきましては平成16年度に南崎小学校が3、4年生合わせて13人の複式でございます。5、6年生合わせまして16人で複式学級となっております。

しかし、静岡県独自の教職員の加配措置によりまして、2つの学年を合わせて16人。15人の場合は教員を1名加配できるということになっておりまして、南崎小学校の場合の5、6年生は1名の加配をいただきまして3学級運営をしているところでございます。したがって、現在南崎小学校では複式学級が1学級、学校が5学級編成という形になっております。また、三浜小学校では現在2年生、3年生合わせまして14名、4、5年生を合わせまして16名で複式ですが、加配教員1名をいただきまして、4年生、5年生は単学級運営となっております。したがって、三浜小学校も現在複式学級1学級の学校の5学級編成ということで運営をしております。

今後の予測でありますけれども、平成16年度におきまして、南崎小学校では2年生、3年生及び4年生、5年生が複式になる予定でありまして、4学級編成の学校となります。平成17年度におきましては、三浜小学校が2年生、3年生並びに4年生、5年生が複式学級となりまして、4学級編成となる見込みでございます。両校とも1名ないし2名の転入生があれば複式が解消されるというぎりぎりの線にあります。また、南上小学校では、平成16年度に複式学級が1学級できまして、5学級編成となりまして、南上小学校の場合には当分この5学級編成で推移する予定でございます。

ちょっと蛇足になるかもしれませんが、4学級編成というのは非常に小さな学校になりますけれども、4学級の場合には、校長、教頭を配置をし、それから事務職員も配置し、養護教諭も配置しということで、学校の最低限の人員構成が確保できる最低の線でございます。3学級に比べますと校長は派遣、あるいは事務職が欠けるというような状況になっておりますので、非常に小さい4学級編成の学校ですけれども、これが当分南崎小学校、南上小学校においても続く見込みでございますので、学校の一応基本的な機能は満たされているというふうな見込みとなっております。これが現在の複式学級における状況と今後の見込みでございます。

それでは、引き続きまして今後の対応ということでございますけれども、複式学級のデメリットとして一番心配されますことは、谷川議員もおっしゃっていただきましたけれども、基礎学力の低下という問題でございます。特に基礎教科である国語、算数、社会、理科等の学力向上の問題であります。現在、南崎小学校と三浜小学校では、5学級に5人の教員と校長、

教頭の配置となっておりますので、教頭先生にも可能な限り授業を担当してもらい、また学級担任の先生も目いっぱい授業時数を持ち、基礎教科についてはできるだけ単学級運営できるように創意工夫し、努力しているところでございます。しかし、時には教員の出張とか休暇もありますので、この運営方法も本当にぎりぎりの瀬戸際の運営というふうな状況になっていることも事実でございます。

一方、教育委員会としましては、県に対しまして複式学級を持つ学校への教員1名増を強く要望しているところであります。具体的には複式学級編制基準の見直し、16、15、さらに14というふうにやはり基準を下げてほしいという要望と、それから複式加配措置の拡大等を、こういう小規模校を持っている関係の市町村と連携をしまして、強い要望を展開しているところでございます。しかし、私、教育長になりまして4年越しの要望活動でございますけれども、なかなか実現が困難な状況になっております。国全体でやはり1学級35人とか40人より多いクラスへと人員を配置するという大きな流れがありまして、この小さい学校の加配という流れが非常に大きな教育の流れの中で、軽んじられているというところとあわせて、国の流れがそういう流れになっておりまして、我々の要望もなかなか実現しないという厳しい状況にあるわけでございます。

そのような状況の中で、今後の対応としまして私たちが考えておりますのは、町として新たに対応できる方策はないのか、特に複式が2つできる学校に何とか町としての対応ができないか、今検討委員会を設けまして鋭意検討をしているところでございます。しかし、この案を実現するためには予算面の措置も必要になりますので、これから対応策をさらに詰めると同時に、町長部局との協議をしていく必要があるというふうに考えております。

教育委員会としましては、少子化の中で複式学級を持つ小規模校が3校になるというこの現実の中で、やはり小さいな学校でも子供たちの学力がしっかりついて、そして生き生きと子供たちが活動できる、地域に根ざした学校づくりができますよう、一層の支援をしていく所存でございます。どうか、議員の皆さんにもこういった小規模校の現状についてのご理解と、ご支援を切にお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重議員。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 先ほども大変お答えをいただきまして、ありがとうございます。町としての対応というのは、多分松崎町でやられております指導支援制度のことでしょうか。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） もう少し具体化しまして、また町長部局ともご相談をする中で明らかにしていきたいと思えますけれども、県費負担の教職員がどうしても配置できないという状況になれば、町が何らかの形で子供たちの学力向上のために対応していただくというふうなことで考えておりました、具体像がはっきり見えてまいりましたら、またご説明をしまして、ご理解いただきたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） わかりました。

それでは、3点目の職員の配置と意識改革について質問をさせていただきます。

私は、このまちづくりとか、あるいは町の改革をやっていく場合で、最も確実で最も早い方法というのは、役場の職員の意識を変える意識改革であるというふうに思っております。私も、何人かの部下を使っておりますし、またある首長さんも言うておられましたけれども、やはりこの役場の職員というのは、選ばれてきただけあって優秀であると。この選ばれた優秀な集団が今の時代というものを深く考え、自分たちの置かれた立場をもっと考えていったならば、もっともっと力を出していけるのではないかと思います。町長も常々この話はされておりますけれども、この集団としての役場職員の力をどれだけ引き出させることができるかどうか、これがリーダーとしての町長に課せられた役割だと思っておりますが、そこで次の3つについてお尋ねをいたします。

これは、たびたび質問をしていますので重複している点があるかもしれませんが、1つは、職員の能力を十分に発揮させながら、そして、なおかつバランスのとれた課を構築するために、どのような観点から町長は職員の配置を行っているのでしょうか。

2点目には、縦割りの非常に厳しいというか、行政運営の中でこの縦横の連絡方法はいかにしてとらえておのでしょうか。

それから、3点目にはこの職員の意識向上へどのように取り組まれているか。

この3点についてお聞かせ願いたいと思えます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） まず、職員配置の手順について私は考えております。ということは、今までと違ってベテランの職員で運営すれば、一番強化するならば、一番スムーズにいくとそういう関連、関連というより流れがあったかと思えます。私が町長に就任して、すぐにア

アンケートをとり、そして職員に対して、自分の好きな課というのではないでしょうけれども、そのアンケートに沿ってできるだけ配置転換をするというのを1期目には行っております。

続きまして職員の配置の手順でありますけれども、現在当町には平成15年4月1日現在、派遣職員を含み14課23係に166名の職員がおります。この体制につきましては、平成13年度に効率的な行財政運営を推進するため、2として、近隣の行政課題に対応するため、3点目として、窓口業務の充実により、町民サービスの向上を図るため、このことを中心に課長、主幹等15名からなら機構改革検討委員会を立ち上げ、先進地視察や慎重な協議検討をし、健康課と福祉課を統合し健康福祉課に、清掃課を生活環境課に課名変更し、清掃係と環境係の2係としております。

また、窓口業務充実のため、児童手当、国保、老人保険の給付業務を一括窓口とするため住民課に統合、また教育委員会に社会教育係を設けると15課局24係から14課局23係とする機構改革を実施しております。また、職員配置につきましては、幅広い行政経験により、住民本位の行政を行われるように、3年から5年を目安に、また行政効率の向上のため、課全体の職員バランスを考慮しながら、人事異動を行い配置しております。

参考になりますけれども、平成15年4月1日現在の在籍年数はゼロから2年の方が127人、76.5%、3年から5年の方が35人で21.1%、5年以上、特殊技能者層3人、2.4%で平均在籍年数は1.81年。そして、今市町村合併等について2人出向し、そして県の方にも1人出向しております。ですから、166名より3名減ということで、かなり職員に対しては厳しい状況が続いておりますけれども、臨時をお願いしながら対応をしているところであります。

また、縦横の連携方法ということでもありますけれども、毎月庁内の各部の予定、報告事項、全庁で検討が必要な事項の連絡調整のため、月1回及び随時庁議、課長会議を開催しております。各課においてはかなりの打ち合わせを随時行っており、また課を超えて出向する業務、イベント等につきましても、それぞれ課局長及び主幹を中心とし調整を図っております。

3点目になりますけれども、意識の向上へ具体的な取り組みということでもありますけれども、町職員の意識改革向上のため、静岡県や静岡県町村会で行う研修に毎年職員を派遣しております。それぞれ職員等の階層別に応じ、その役割認識と能力習得を目的に、新規採用職員、一般職員、中堅職員、新任係長、管理者等の研修、また職務の遂行に必要な能力を主体的に高めることを目的とし、政策形成、マーケティング技法、政策法務、交渉力、養成等の専門研修に職員も資質向上のために派遣しております。そのほか民主主義の根本である主権在民の意識の徹底を図るため、接遇研修にも派遣しております。

また、職場研修としての職員の意識改革、資質向上という面では、平成12年に職員を3グループに分け、ふるさと創生のためのプロジェクトチームをつくり、情報関係、環境関係、まちおこしのテーマで多角的な研究、検討を行っております。これらはそれぞれの分野で行政に今でも生かされております。また、本年には全職員に送っておりますけれども、全職員が4グループに別れ、市町村合併に関する職員レポートを提出させていただきました。職員一人一人が市町村合併に対して真剣に考え、討論しながら努め上げたものであります。また、助役以下全課局長には「行財政改革と公務員のあり方」をテーマにレポートの提出を求め、職員の能力向上の努力をしております。最後になりますけれども、行財政改革と公務員のあり方ということで、課長に対し部下を教育するのは課長の仕事だということで行財政改革と公務員のあり方について、自分の気持ちを文章にさせていただきました。

そして、私は、それを基本に各課において、そして助役、収入役からも来ております。助役のレポートをテーマとし、そして各課の課長のレポートを勉強の資料として、課長の当然の指導というのは自分の意見が本旨であります。助役の考え、そして各課の課長の考えを踏まえた中で、各課において各職員が3人から5名チームを組んでいただいて、この12月までにレポートを提出してもらいたいと、そういうことを要求しております。

ということは、今この行政も本当に曲がり角に来ています。私は、民間人で公務員を見たときに、私はこういうことを考えています。ということは、私たち民間人は玄関に入ればお客様なんです。「いらっしゃいませ」という言葉が素直に出ます。しかし、行政というのはお客様が来れば仕事がふえると、そう私は客観的にとらえております。ですからこの町村合併という曲がり角を利用しなければ意識改革はできない、私はそのようなとらえ方をしてこの町村合併という、それはとりもなおさず職員のためになるということなんです。これからもし1市2町が合併になったときに、本当に生き残れる職員になるのか、その職員がこれからは町民を代表して、町民のために働かなければいけないんです。ですから、それを考えたときに私は町村合併という流れがあるんだから、そういうことで町村合併の報告も密に行い、そして意識改革のチャンスとしてとらえてくれということで、たびたび職員にとっては耳の痛いことかもしれませんが、私は努力しているつもりでございます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 先ほどの中で、14課局23系の機構改革に踏み切ったということですが、現在のところ、それはねらい通り順調に進んでいっているかどうか。それから、今職員に対

する町長の熱い思いをお聞きしましたけれども、町長が考える職員の力量と申しますか、望ましい職員の姿とはどういうふうにかんがられているか。

それから、3つですか、プロジェクトをつくって、それを行政に生かしているという話がありましたけれども、これは具体的にはどういうふうな面で生かされているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 14課23係ということでございますけれども、これは一部に正直言って負担がかかっているところもあります。ということは、国・県からの仕事の移譲ということで、それと同時にそれは認めざるを得ませんけれども、その中に現在人が3人県とか、本来ならばそれでフォローできるはずなんですけれども、それを臨時で対応しているということを考えるならば、現時点ではかなり無理の来ている課もあると、それは認めざるを得ないのかなと。ですから、これを町村合併ということでお互いに助け合うということで今やっておりますけれども、それについてはまだ改革の余地があると考えております。

町職員の力量ということですが、これは正直言って認めるか認めないか、それは町民が本来ならば決めるべきことではないのか。町長が厳しい目で見れば、その職員は厳しく判断されるだろうし。ということは、役場の仕事というのは机の前に座っていると、仕事を本当に一生懸命やっているのか、やっていないのかそれはわからないんです。ですから、そういうことを考えたときに、先ほど言ったように課長の指導が大きなウエートを占める。

私は庁内を歩き回っております。そして、職員の仕事ぶりはできるだけ見るようにしておりますけれども、細部の力量というのは課長の力量であり、課長がその係長、職員をどう教育するかにかかっているのではないのか。ですから、その力量については、私は課長を教育するのが私の力量であり、私を教育するのは町民であると考えております。

それから、プロジェクトの件ですが、3つつくりました。情報関係、これはかなり今情報化時代に、先んじてではありませんけれども、その勉強が生かされているのではないのか。そして、大きな流れの中で、特に環境関係、町おこしについても今までなかったようなボランティアということをおはよく職員に言ってきたんですけれども、町の職員も今の流れ、政治の流れ、行政の流れを理解しつつあって、そして、例えばツツジの下刈りだとか、いろいろなことに対して積極的に参加する傾向があると。まだ全員とは言いませんけれども、それを少しずつではあるけれども理解しつつあると。それは町おこしのテーマで研究したこと

が力になり、そして環境関係についても力になっていると、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） もう一つ、私は役場というのは機構が大きいだけに、166名ですか、そこら辺のこの町長が一番期待をしている課長さん、とりわけ課長さんたちの縦横の連絡というのが、うまくいくかどうかがこの役場が生き生き活動できるかどうかのポイントだと思っております。例えば、町議の中でこの前出ました下水道の仕事で、実はコンサルが出してきた案は推進工法であったけれども、役場の職員が検討をして、これは開削工法でいけるということで、専門家であるコンサルが出してきた案を外して、そして開削工法に変えたことによって1,500万円から1,700万円ぐらいの削減ができた。こういう話を聞いておりますけれども、こういう話というのは町長に伝わって庁議のときに出てきているのでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 庁議のときには聞いておりませんが、そういう実際に報告は受けております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） そういう話を、私は町長が庁議等を通して、やはりこういう例もあるということで、いろいろな面でPRというか、職員にこういういいこともあったと、またもっと頑張れという、そういう指導も必要だと思うんです。

それでは、もう一つ、この完成検査の検査制度について質問をさせていただきます。

建設工事における中間及び完成検査というのは、今どのような手順というか、だれが行っているかという説明をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 建設工事の完成検査については、地方自治法第234条の2第1項の規定によって、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督または検査をしなければならないということになっています。当町の場合、建設工事執行規則第43条によって、検査は町長の命ずる職員が行うとあります。現状では設計・施工担当課の課長が検査官となっております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 先ほど町長は行政マンと民間人の違いということで、役場に入ってきたら、お客さんととらえるか、仕事がふえるかどうかという非常に大事な話をされました。今、民間はコストダウンをどうすべきか、あるいはお客さんの満足をどうすべきかということで、例えば今までは見積もり、それから実行予算、施工、社内検査という一連の工程を同じ人間がやっているのが普通でありましたけれども、それではコストダウンできない、顧客満足もつかめないということで、今、見積もりをやる人は見積もりをする、実行予算を組んで施工する人は施工をする、そして社内検査はまた別な人が行くというふうに分けて、それぞれ違った目で見えております。そういう意味で、私も役場というならやはり専門検査官を置くべきだと思うんですが、この点いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本来であれば公正な検査を行い、さらに評価を明確にし、発注の参考にすることができる統一的な専門検査官を設け、全事業の検査を行うことが理想であります。さきに述べました平成13年度の機構改革検討委員会でも検討をした結果、事業量も少なく人的余裕もないため、現状のままとした経緯がございます。当分の間は現状でやらざるを得ないのかなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） お金の面で現状のままに置かざるを得ないということですが、私は別に専属で専門検査官を置かなくても、先ほど言いましたようにそういうコンサルの案を覆せるような技術を持った職員も数名いますし、そういう技術屋の係長さんに、自分の課と違うところの検査をさせてもいいんじゃないかと、こういうふうに思うんですが、この点いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 経費節減のため必要な意見ですので、それは検討させていただきます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） くどいようすけれども、町長が民間の立場からお客さんという話を

されましたので、少し私もその観点からつけ加えさせていただきますけれども、先ほどの町長の答弁にも、民主主義の根本である主権在民の意識の徹底を図る云々とか、あるいは住民本位の行政を行うよう意識改革を促すというようにお話がありました。私が心配しているのは、この専門検査官、あるいは別な課を検査するということが、お金云々もあるでしょうけれども、もっと行政の抱えている縦割りに原因があるのではないかと心配しているわけです。私は、昨日も出ましたISOというのに携わっているんですけども、この今1994年版から2000年版という移行のときでありまして、その審査を先日受けました。

その中で、その検査に来た検査官が、これらの品質目標というのを掲げまして、それに沿っているいろいろな工程を行っていくわけですが、その審査官が私に、「あなたは顧客の満足を真剣に考えて云々とうたっておりますね」と、こう言うわけです。「そのとおりです」と。

「じゃ、道路工事が発注になった場合、あなたにとっての顧客はだれですか」という質問を受けた。私が「南伊豆町から道路工事をいただいたときは、施主であります——岩田町長とはいいませんでしたけれども——町長です」というふうに答えましたら、その審査官が、

「じゃ、道路を使っている人たちは顧客ではないんですか。周辺住民は違うんですか。もっと言うと税金を納めている人たちはお客さんではないんですか」と、こう言う。あなたは口では顧客満足、顧客満足を真剣に考えていると言いながら、あなたの考えている顧客というのはそんな程度かというふうに、大変非常に心に突き刺さる質問をされまして、なるほどなと、そこまで深く考えて取り組まないと、今の時代は生きていけないのだという、こういう思いをいたしました。

またこの前、新聞に今人気のない相撲をどうしたら人気を取り戻せるかという話載っておりまして、その対談の中でノンフィクション作家の長田渚左さんという人がおもしろい話をしていたんですけども、相撲協会は改革だ、改革だ、みんなのためだと言っているけれども、一体だれに相撲を見せようとしているんですかという質問をしているんです。夕方の6時ごろに相撲をやっていてだれが見るんですかと。本当に見てもらおうつもりだったら、野球やサッカーと同じように、7時半くらいからテレビ放映すべきではないですか。何でそんなことがわからないんですか。あなたたちはお客さんのためだと言いながら、どこを向いているんですかという話をされておりました。

私は、町長がこの民間の立場から、非常に取り組んでいる姿勢というのを強く感じますので、どうかこの社会の基盤となる建設物や所期の目的を果たすためには、やはりきちっとした段階で特に建設物というのは、終わってから検査してもある意味では何にも意味がない。

そのでき上がっている工程、工程できちっと検査すべきだと思いますので、どうかさらに踏み込んでこの専門検査官制度を、どうしたら今のお金をかけないで出せるかということ、強く踏み込んでいくべきだということを要望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君の質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩をいたします。

（午前10時19分）

---

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ再開いたします。

（午前10時30分）

---

保 坂 好 明 君

議長（齋藤 要君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、通告に従いまして、ご質問をさせていただきます。

まず、最初に、私は今回の選挙において初めて出馬をさせていただき、皆様のご支援を賜り、町政の場に出てまいりました。これからは若さと行動力を持ちまして、町政に精力的に活動をさせていただきます。また、町民のため町政に全力で活動をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本年3月定例議会議事録におきまして、町長の施政方針を拝読させていただきました。そこで、施政方針の内容に沿って町長にお伺いいたします。

「平成15年度の施政方針は、第4次南伊豆町総合計画、南伊豆町過疎地域自立促進計画に挙げられる基本理念並びに事業計画の実施と市町村合併という大きな課題を背負った中で、町民参加による自然環境を生かした、特色のあるまちづくりを目指し、特に次の5項目を挙げたいと存じます」とあります。町長、ここで述べられている基本理念とは、第4次南伊豆町総合計画内の21から23ページの第1、計画の基本理念、第2、南伊豆町の目指す将来像及び南伊豆町過疎地域自立促進計画内の8から9ページの4、地域の自立促進基本方針を指しているものと思われませんが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 保坂議員の指摘のとおり、その中の範囲内に入っております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、続きまして第1項目の市町村合併についてでございます。

本町は、少子・高齢化、過疎化の進行に伴う人口の減少化に加え、基幹産業である観光の低迷等により、自主財源に及ぼす影響が懸念されています。その上、国、県の財源事情も悪化し、国・県補助金や地方交付税等も年々減少しており、今後行財政環境が非常に厳しい状況に置かれることが予測されるとあり、また、このような中で南伊豆町らしさを残すためにも、まちづくりの共通項として、里山づくり構想を位置づけることにより、水イコール自然回復と考えております。これを成すために町民の知恵とエネルギーが必要であり、スローガンにも掲げました「ともに歩もう、南伊豆町」の意をご理解いただき、町民の皆様のご協力を改めてお願いする次第であります。この構想は長期継続することが必要であります、着手への環境整備に取り組む所存でありますとあります。

ここで、述べられています基幹産業であります観光の低迷等とありますが、現在の深刻度合いこれについて町長はどの程度ご認識をされているか、お答えをお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 昨日の質問にもありましたように、13年度から14年度の税込、収入について税務署の昨日の発表によりますけれども95%前後と、かなり全体に悪いということは数字上で認識しております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） また、南伊豆らしさを残すためにも、まちづくりの共通項として里山づくり整備とありますが、その里山づくり構想の内容を詳細にお示しいただくと同時に、水イコール自然回復とありますが、その内容もわかりやすく、そして着手への環境整備とはいつからどのような内容で着手していくのかをご説明願えますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 3月の施政方針の中で、南伊豆町を残すためにまちづくりの共通項として、里山づくり構想を位置づけることによりということでありますけれども、私は、町長

に就任して皆様方が観光立町ということを行っているわけです。しかし、私、観光立町ということで、大先輩というより山本敬三郎元知事のところへ伺ったときに一言言われました。「岩田君、観光立町で成功した町はないよ」。それを考え観光立町の前に、人づくり、まちづくりがあるのではないのかと私はそう考え、地区懇談会等についても、そして薬草のまちづくり、まず人づくり、そういうことを私は考えてみました。

そして、南伊豆の特徴として共通項、当然核は役場にならなければいけないんですけれども、町民の共通項をつくらなければ町の要するに発展はない。人づくり、まちづくり、その共通項として何が適当か、私は常々考えていたわけですがけれども、たまたま水ということに着眼し、例えば観光立町というのは競争が基本的にあるかと思います。例えば10人のお客さんをお互いに取り合うという、そうなった場合に南伊豆町は漁業者、民宿の方、旅館の方、そしてましてや石廊崎、そういうフリーのお客様をとるについてもいろいろ問題が出てきているわけです。そこにはやはり観光という前に、人づくり、まちづくり、そして共通項という考え。

それで私は里山づくりという、水ということによって、例えば水は漁業者も必要でありますし、サラリーマンの方も必要ですし、すべてに共通する。そして南伊豆町の地形を考えた場合に、南伊豆町、伊豆半島は年間 1,700ミリの雨量がある。そして温暖な気候であると言われておりますけれども、この水ということに着目した場合に、天城に降る水は伏流水でくるかそれはわかりませんが、基本的には下田との背境、そして松崎の背境以南でまかなわれると考えた場合に、この山の荒廃、それが大きな問題になる。そういう考えのもとに水イコール自然回復と、そういう理論づけをしております。

そして、その着手の環境整備に取り組むかと。今取り組んでいるのは合併です。正直言って私は、町長というのはあなたも言っております。希望、素晴らしい言葉だと思います。これからの政治を語る人間が夢、あなたは夢ということで自分を語っておりますけれども、私はドンキホーテと言っております。町民に対して夢を与えて、そして行うのが町長ある面では仕事ではないか。そういうことであなたとは基本的に合うわけですがけれども、この水ということに対して町民に夢を与えながら、まちづくりに着手したいと、そして1期目の答えとしてつくったわけですがけれども、今は御存じのとおり町村合併という大きな流れに乗らざるを得ません。ですから、町村合併の話がつき次第、また地区説明会、そしてその中でこの里山構想について、もう一度環境整備ということについて語り合わなければいけないのかなと、そう考えておりますので、期間については今即答することはできないのかなと、そう思って

おります。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、続きまして、第2項目の伊豆薬用植物栽培試験場の跡地を取得し、有効活用についてでございます。

平成14年3月31日をもって閉場となった伊豆薬用植物栽培試験場跡地7,709.35平方メートルを取得し、有効活用することを前提に下賀茂地区周辺整備計画を、ふるさとづくり推進委員会にゆだねましたところ、平成15年2月19日の最終委員会において、用地をまず確保し、施設整備は財政状況を勘案しながら、随時進めていくことが望ましいとの結果をいただいております。これを踏まえ、早期に用地を取得し、計画に沿った整備を進めることが、町の観光産業等の発展に非常に大きな影響を与えるものと考えておりますとありますが、ここで述べられている下賀茂地区周辺整備計画とはどのような計画か。また、計画に沿った整備とはどのような整備を指しているのかを、町長、詳細にお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 平成15年3月につくったものでありますけれども、この基本の理念として生きがいと創造、自然との共生、地域にふさわしい交流ということで、あの下賀茂の地区を、要するに厚生労働省の跡地を、海と山と温泉の資源を多方面に活用した健康交流自然共生のまちということで位置づけております。私は、常々南伊豆町の観光に3つの拠点があると。石廊崎地区、そして弓ヶ浜・下賀茂地区、そして伊浜地区と、そういうことを述べておりますけれども、厚生労働省の薬用試験場は一等地であります。あれを取得することによって今言った里山構想、これ環境をよくするならば、あそこを基地にして町のお年寄りが参加できるそういう空間ができるのではないのか。

これからは高齢化ということでありまして、お年寄りをいかに行政に参加してもらうか、私はその一つとして薬草ということを考えておりました。そして、厚生労働省は全国に5カ所、北海道、筑波、南伊豆、和歌山、種子島というそのネーミングを使うことによって、薬草は体にいい、南伊豆町は環境にやさしいというセールスの基地になるのではないのか。そして、その中で温泉源もあります。そして下賀茂地区においては天然の海水を使った製塩工場等も過去ありました。そういうことを踏まえた中で、体験学習的な塩工場等もいいのではないのかなと。そして、今、観光協会、商工会等から駐車場に使わせてくれと、そういう

話も来ております。私はそういうことを考えたときに、あそこの土地は取得し、そして南伊豆町の核として育てる要素があると。

例えば、南の山を考えたときに伊古奈さんの山あたり、この辺の開発もいいではないでしょうか。遊歩道をつくるだとか、そして南伊豆町には日詰遺跡というすばらしい歴史がございます。それを展示する場所もございません。あの施設を使いながら日詰遺跡の展示場に変えてもいいんじゃないでしょうか。私は、これから知恵を出し合いながら、本物の知恵を出し合いながら有効活用するならば、これから交渉に入るわけですけども、その値段もお金も有効に使えるんじゃないのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、続きまして、第3項目めの南伊豆町内の観光拠点整備についてご質問をさせていただきます。

ただいま、町長からもお話があったとおり、本町における観光の拠点を弓ヶ浜・下賀茂地域、石廊崎地域、弓ヶ浜・天神原地域の3地域を位置づけております。下賀茂・湊地区は2で述べましたように、伊豆薬用植物栽培試験場跡地を取得することにより、下賀茂地区から湊地区までの2級河川青野川を含んだ整備、石廊崎地区においては遊歩道等の見直しと、整備によりエコツーリズム等で、伊豆半島南端の自然を満喫できるように図りたい。そして、伊浜・天神原地域については、既に手がけております波勝崎花木公園と大峠ツツジ群生地をボランティアにより続けて下整備を実施し、平成15年からは松崎町と合同で松崎、雲見の高通山を結んだ町境を中心に、歩道、休憩所等を含んだ整備計画を作成し、協働で整備を進めるつもりでおります。また、これからの拠点を結ぶ地区におきましても、皆様方が小さなことから手がけていただくことが、観光立町への第一歩であると地区懇談会等でお願いを申し上げる所存でありますとございます。

この中で述べられております下賀茂・湊地区は2で述べましたように、伊豆薬用植物栽培試験場跡地を取得することにより、下賀茂地区から湊地区までの2級河川、青野川を含んだ整備とは、第4次南伊豆町総合計画の82ページ、「2、地域資源の活用と地域特性の発揮」の項に、「竹麻・南中地区、下賀茂温泉街と温泉施設、青野川下流の河川環境、海岸とマリンスポーツなどの異なる楽しみ方のある観光リゾートを目指します」とあり、この項の海へのアクセスを高めるための海の道の駅と遊漁業、マリンスポーツ事業の振興を含んだものと解釈できますが、町長いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 保坂議員の指摘のとおりであります。現在、第一生命の跡地、あそこを分譲するという情報が入り、私は今の考えの中で第一に5メートルの歩道を取得しました。そして、遊歩道という立場からするならば、酒屋の山田屋さんの前で、県の方へも何回も要望しております。しかし、なかなか今の国・県の財政の方によっていい返事はいただいておりますけれども、私はあそこを見て何とかならないのかなと考えておりますけれども、昔の石積みが2カ所あります。あれを使って本当にある意味では安くできないのかなというふうに最近思っておりますもので、そういう形を考えながら、県の方へは改めて山田屋さんの前の遊歩道については、現在の地勢を使いながら安くできないのかなということで、また県の方へとお願いしたいなど。

ですから、今、議員ご指摘のとおり、全体的な遊歩道という形の中でとらえるならば、下賀茂と湊が一本の線になり、その前に、その南に海があり、それを支えるマリンスポーツというので、そういう一体感でいいのではないかと、そういう考えで結構であります。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 先ほどお話ししましたけれども、伊浜・天神原地区において、大峠のツツジ群生地の整備等を行っているわけですが、町長、これは先ほど私ご質問をしました里山づくり構想のものにも入るわけですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 結果的には入ると考えております。ということは、山をリフレッシュすることが里山構想の第一歩、そこに働き手、そして過疎ということではお年寄りが多いということでなかなか進みませんが、たまたま緊急雇用の10分の10の予算がつきまして、約1,000万円くらいかけて整地させていただくような、そして、すばらしいなと思うのは、あそこに約30センチくらいの穴があいていて、そこから水が吹き出ているという、それは伊浜の方も知らなかったという、そういうことを考えたときに、あの一帯は里山構想の一環としてもすばらしい環境整備をすることによって、伸びる要素があるのかなと、そう解釈しています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔 1 番 保坂好明君登壇 〕

1 番（保坂好明君） さらにご質問を続けさせていただきますが、平成 15 年度の施政方針に関連して、第 4 次南伊豆町総合計画、南伊豆町過疎地域自立促進計画について、第 4 次南伊豆町総合計画、21 ページの第 1、計画の基本理念の中に、「生きがいと創造」とあり、「町民の生活の質を高める上で、生きがいづくりへの支援はこれからの重要な課題です。また、生活をより豊かなものとし、地域経済を切り開いていく力の発揮が、これからのまちづくりにとって大切であり、さまざまな場面で創造性が発揮されることを重視します」とあります。

ここで述べられています生きがいづくりへの支援とは、ただ抽象的な表現にとどまらず、老人の生きがいづくりをも含まれているものと私は考え、お年寄りの方々が、長年培ってきた知恵や知識、経験や技術を若者へ伝える場づくりとして、町長が検討しておられる老人健康福祉センターに併設して、老人知恵袋センター的な施設をつくり、その知恵を活用した特産品の開発や地域の歴史や逸話、遊び、物づくりの知識や技術、そして健康法などをお年寄りのパワーを存分に発揮してもらって、この町に貢献してもらうことが大切だと考えますが、町長のご意見を賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 具体的な例とするならば、ふるさと学級ということで教育畑で今やっております。そして、私は先ほど言いましたように、このお年寄りを逆手にとらなければこの町の活性化はない。去年の年頭のあいさつで、だるまに学ぼうと、本物の知恵ということをやっております。その本物の知恵ということは真実に至る、そういう般若という意味においては、本物に至るという意味があると私は理解しておりますけれども、その本物の持っているのはお年寄りです。ですから、私が先ほど言った厚生労働省の薬物試験場にも、お年寄りが集まる。お年寄りというのは、行政に参加するのを今まで嫌がっているわけです。それを参加していただくためにも薬草という。

薬草というのは、一日一日を争いません。例えば、キュウリ、トマトは一日一日が勝負です。しかし、薬草というのは 1 週間乾し、2 週間乾しながらそれを製品にするという、そういう環境をよくすることによって、お年寄りの参加する空間もできよう。そして、その中に下賀茂の厚生労働省の薬用試験場にも「快適空間しずおか」、これは石川知事のスローガンでありますけれども、私は「快適空間下賀茂」ではありませんけれども、そういうスペースもあってもいいのではないかと。

ですから、今、保坂議員が指摘のように、これからの計画です。あなたの考えもぜひこれからコンペがあるわけですから、その中でできるだけ生かすようにとは考えています。しかし、空間スペースだとかありますもので、すぐ「はい」とは言えませんが、少なくとも素晴らしい考えではないのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、また引き続きまして第4次南伊豆町総合計画の22から23ページ、第2、南伊豆町の目指す将来像、2のまちづくりの方向の中に、「さまざまな人が立ち寄り、交流ができる町」とあり、「観光としての受け入れにとどまらず、来訪者との交流の輪を大きく広げ、町の活性化や暮らしの豊かさにつなげていくことを目指します」とあります。先月、8月23日から一色において、地区や地元企業、また地元ボランティア、そして黒沢明監督のフィルムコミッション、キャノンなどが協力のもと、貫井勇志監督の国際映画祭出展作品として、自主制作映画「血族」のクライマックスシーンが撮影され、地元からも農民役として総勢60名の撮影スタッフに交じり、エキストラとして監督や殺陣師の指導を受け、白熱した演技をし、来訪者との交流の輪を大きく広げておりました。

これは、そのときの様子を伊豆新聞と静岡新聞が取り上げてくれた記事でございますが、仮にこの南伊豆で撮影された映画が国際的な認知を受けた場合、地域経済や観光振興に大きく役立つものと考えております。これはこのときの様子を私お話しさせていただきますけれども、町の役場及び関係者の方々には、この撮影の情報とそれから招待状をあわせて届けてあったというふうに聞いておりますが、残念ながらどなたも見学に見えられず、後日いろいろな諸事情もあり行けなかったというふうに聞いております。しかし、来られた方は地元区長さんと一般の方々、そして下田市の観光商工課の方々と観光アドバイザーの方が見えられた現状をここでご報告させていただきます。

そして、次にこのフリップでございます。これは岩手県江刺市というところがございまして、そのところの情報を朝日新聞が記事として取り上げたものでございます。これはここにもありますけれども、「目指せ東北のハリウッド」という見出しで内容が紹介されております。これを読みますと、地元の作家、高橋克彦氏の『炎立つ』がNHKの大河ドラマに決まったことから地域が変わり、過疎地域であり観光客を呼べる名所もない中、年間30万人に過ぎないところが現在は80万人以上となり、知名度が上がった効果で他の産業にも波及効果があらわれているという記事でございます。

一方、市役所にロケ対策室があり、どこでどんな絵がとれるかを把握していて、相手の注文どりの場所を見つけ出し、ロケが始まると商工会議所、婦人会、JAなどでロケ対策本部を立ち上げ、警備から焚き出し、テント設営、ホテルやクレーンの手配まで班ごとにその支援に回るということでございます。また、市民ら300人でつくるエキストラの会もあり、今では劇団やそこから俳優も誕生しているというふうに聞いております。

このように、昨今映画やドラマの撮影地に行ってみたいという衝動から旅行に出かける方が非常に多いというふうに伺っております。これは、観光再生への一つの足がかりとして、大変重要なことだと思いますが、町長のご意見を賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 撮影があったということは、伊豆新聞で知りました。申しわけないですけれども、私のところへは案内状が来なかったので、その件についてはおわび申し上げます。

そして、今、保坂議員が言いましたように、この過疎という、要するに逆手にとる発想ではないのかなと。ですから、これから一つの手法として私は大変期待できるのではないのか。それと同時に、その基本になるのは協働ということ。お互いに働き協働参画社会とって、行政と町民、そして企業がお互いに補完しながら地域おこしをするという基本的な理念に一致するのかなと今考えております。今回の場合、参加しなかったそういう情報が不足していたことも事実で、初めてのことでそれは勘弁願いたいんですけれども、協働参画社会の構築という一つの流れとして、私はおもしろい提案かなと。ひとつ役場の中でまた考え、そして環境整備という面からもおもしろい提案として受けとめて、おもしろいでは失礼ですけれども、すばらしい提案として受けとめさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 引き続きまして、2、まちづくりの方向の中に、「自然に根を張り、健やかさをつくる町、豊かな自然や環境、生態系に配慮した環境づくりを基本に、自然の営みと人間の生活が調和した健やかさが感じられる環境の形成を目指します」とあります。自然の営みと人間の生活が調和した健やかさが感じられる環境の形成を考えるのに、町長が先ほど答弁されました里山づくり構想は、私は賛成でございます。

欲を言うなら、この構想を南上地区を含めた伊豆にないような自然公園、森林公園の整備

に発展させていただきたいというふうに思っております。そして、この里山の整備は観光においても重要な資源でございますが、今、各地で問題となっておりますイノシシを人里に出でさせないための長期的な計画の一つではないかなというふうに考えます。このイノシシ問題に関しては、行政ではいろいろな取り組みをされているというふうに伺っておりますが、一般的には田畑にイノシシの防御用として金網フェンスを張る方法などがあり、費用の2分の1の補助金制度があると聞いております。昨日も横嶋議員から当局に質問があったとおりでございますが、この補助金は非常にありがたいというふうに私も思うわけでございますけれども、お年寄りの生産者が申しますに、この申請手続が非常に面倒である。ですから、その補助をいただいても放棄する方向が非常に強くなっているというふうにも私は見ております。

例えば、その購入品に関しては、その地域の区長さんと町の担当者で確認し、申請に関しては手続を簡素化する方法のご検討を、さらにもお願いしたいというふうに考えております。そして、現在の手続手順を後日担当者の方から、私の方にお手数ですがいただきたいというふうにお願いを申し上げます。また、この問題は単なるイノシシが農作物へ被害を与えるだけでなく、その掘り返した穴に8月のような集中豪雨の雨が差し込み、小規模ではございますけれども土砂崩れを発生させていることからすれば、これは災害であると言っても過言ではないと思います。これは長期的対策、里山整備と身近で起きている危機への対応策の両輪で考えていくことが重要であると私は考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに、ご指摘のとおりでございます。しかし、ここで里山構想のネックがあります。ということは、財政という。これは里山構想を実現するために、相当のお金がかかる。そして現に後ろを見たときにお年寄りだと。ですから、私は今県の方へと、県の環境部長さんがたまたま下田市の行政センターに行ったということがあります。そういう県の情報をいただきながら、お願いしていることとしてそういう一つのプランがあったならば、まず南伊豆町へ教えてくれよと、そういうことを言っております。ですから、里山構想を本当に先ほど言った協働という形の中で実行をしていかなければならない、できないと。

ですから、先ほどの施政方針の中で長い年月が必要だということは、地道にプランを立ててやっていかなければ、目先の里山では何もできない。ですからその裏づけの予算と。資金というのはこの3割自治ではございません。ですから、それをクリアしなければならないと

いう大きな問題があることも事実であります。また、イノシシについては課長の方から。昨日の答弁もありますけれども、もう一度簡略に説明させます。

1番（保坂好明君） 結構です。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、次にこのフリップでございます。これは9月9日の伊豆新聞に大仁まごころ市場のことが記事として載っており、皆様も多分見たことだと思いますが、農産物を初めとした地場産品の振興と元気な地域社会づくりを目的として、第三セクターとしてこれはスタートしている。早くも年間目標を4カ月でクリアしたという記事でございます。我が町におきましても、南伊豆町過疎地域自立促進計画の10から12ページに記載されている、2、産業振興のその対応、アの農業の方に、消費者ニーズに合った新品質の導入や共選、販売体制の確立、強化を目指す生産組織の形成及び育成を図り、集団化形態への誘導もあわせて推進する」とあり、また、「水産業の項の消費者ニーズに合った鮮度の高い漁獲物を提供できる施設や体制の整備を図っていく」とあります。そして、エの商業の項で、「観光スポットにおけるドライブインや土産物店、地場産品の直売所等を持ち味を発揮できる商業の形成を図っていく」と明記されてございます。

ということから考えますと、農業生産者を集約し、また町内に数多く点在する無人売店等を集めることで、大仁まごころ市場の規模まではいかずとも、その産地直売所の形成は可能であり、これに漁業者がとった魚介類を加え、南伊豆の特色を生かしたユニークな特産品直売所が考えられると思います。生産者というのは、生産することは非常に得意であります、販売することは苦手でございます。ここに行政が手助けしてやることで、生産者の生産する意欲と品質、技術の向上と長期的には後継者不足や休耕田の減少につながるものと考えております。

観光地の休耕田はふさわしくない。基本を地産地消として考えれば、この地は農林水産業の活性が観光振興になり、他の産業にも波及するというふうにも考えておりますが、町長のご意見を賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が先ほど下賀茂の厚生労働省の跡地を「快適空間南伊豆町」ときざな言葉を言いましたけれども、そこにそのイメージを私は当初から抱いております。という

ことは観光地、今までの観光というと箱物をつくって、当然にそこにお客さんが来るという発想から多分箱物がスタートしている。それよりも、まずその空間に、先ほど言ったお年寄り、町民が集まるかが観光への原点。ですから、私、先ほど言わせていただいたのは、人の集まる空間を提供したいんだよということを、その下賀茂の中に明示しております。

あそこを単なる駐車場ではなくて、器をつくるのではなくて、今言ったような人の集まる南伊豆町の町民が集まる空間を提供したいということで、私も下賀茂の厚生労働省の薬物試験場でも利用方法があるのかなということを考えておりますので、その保坂議員の提案とある面では基本的には一致するのかなと。これからはまず取得して、それから各界各層に相談しながら、あそこを伸ばす可能性のある、基地として伸びる可能性のある地域として私は位置づけておりますので、取得した後は、その構想の一部も実現できるのかなと、それは私の基本的な考えの中に入っております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 引き続きまして、その才に、観光の項、「海を生かしたレジャーや海洋スポーツの対応も図る」と記載されております。

さきに述べました第4次南伊豆町総合計画の82ページ、2の地域資源の活用と地域特性の発揮、海へのアクセスを高めるための海の道の駅と遊漁業、マリンスポーツ事業の振興を含んだものと解釈できますが、そこで、私は平成5年にマリンスポーツ活動を行いやすい環境づくりや、海洋生物の生態系を含めた海洋環境の保全など、漁業とマリンスポーツにおける調整や共存の方法を検討し、海洋レクリエーションの地域の活性に役立てることを目的として、南伊豆町マリンスポーツ振興会を立ち上げ、現在もいろいろな活動をしているわけでございます。

今でも、その一つに年に一度開かれます海中クリーン作戦は、海を生かしたまちづくりとして、全国町村会においても高い評価を得たというふうに伺っております。これはその活動を通じ作成したものでございます。本町に年間通して訪れるマリンスポーツ愛好者へ、系統的な安全確保と海水面利用ブームの啓蒙活動、マリンスポーツ活動をしやすい環境を提供し、イベントやコンディションなどの情報発信や、地元との交流の場としてその必要性を書いたものでございます。ここに改めて海の駅としての機能を備えた施設であり、観光漁業の拠点施設としてご提案をさせていただきたいと思いますが、町長ご意見を賜りたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 海のクリーン作戦等々については、本当にそれなりのすばらしい評価を受けております。しかし、今、ご提案のことに一つの要するに法的なネックがあるのかなと。ということは漁業権といいますか、入会権的な漁業権、その解決がなかなか私にも中木ですか、それについてかなり漁業者との間で意見の相違があり、そういうことも聞いております。ですから、そういうマリンスポーツをこれから定着させるためには、漁業権、入会権の調整というものが大きな問題になろうかなと、そう考えております。ですから、今わかりましたと言うよりも、法的な制約があると、そこは認識しているということでございます。議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それに関しては、私も十分認識しておりますので、またこれからその辺をお話をさせていただきながら、この町がよい方向に進むことを期待します。そして、今までお伺いしました項目に関しては、機会あるごとにさらに詳細にお尋ねしたいと考えております。

最後に、先月、8月15、16日の集中豪雨の折に、私もその一人でございますが、帰省客のみならず観光客などを抱えた宿泊施設は、その情報を得るとその対応に相当困ったというふうに聞いております。また、私が確認したところによりますと、同時通報用無線を使用した情報提供は皆無に近く、観光立町として町長が言われるのであれば、行政は何のために、だれのための防災対策か、冷静に考えるべきであり、それらまちづくり観光対策イコール産業振興であるとも考えますので、いま一度高い見地からの危機管理体制を強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 保坂好昭君の質問を終わります。

---

清 水 清 一 君

議長（齋藤 要君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、清水、質問をさせていただきます。

今回当選させていただきました清水、新人でございます。ちょっと慣れていませんが、よろしく願いいたします。

まず、通告に従い、最初の合併問題につきましてでございますけれども、合意書の中身は

この河津町から提案があったというわけですが、なぜこのような内容になったのかと。河津町がなぜこの執拗に提案する理由はどこにあるのかと。また、この合意書で南伊豆町としてのメリット、デメリットはどのようなものがあるのか。

この間、25日のときに配っていただきました資料を見ますと、デメリットしか書いてありませんけれども、メリットはどのようになったのか、それをお伺いしたいと思うんです。よろしくをお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合意書の内容について、まず1点目の質問でございますけれども、再々言っておりますとおり、合併に対する認識の相違というより、スタートのときより合併に対して本音と建前というのがあったのかなと私は考えております。ということは、南伊豆町が本音で語るならば、本当に単独でやれるのかどうか。行財政改革ということですから、合併によるスケールメリットを使わなければいけない。河津も当然そういう考えでございます。

しかし、そこに横たわるのは何か。それは財政の内容でございます。それはおのこの考え方の相違はございます。首長の考え方もございます。その財政に対する要するに先ほど谷川議員が言いましたように、お金の損得だけでと大学の先生が言われておりますけれども、財政だけで考えた場合、まだ合意に達しておりません。それぞれの主張があります。財政に対してその基本的な感覚はまだ統一されてはおりません。その中で河津は河津の主張、下田は下田の主張、南伊豆は南伊豆の主張ということを考えてときに、ある一定の土台へ乗らなければいけない、方向性を示さなければいけないという考えのもとで、この合意書はできているということであります。

ですから、合意書の中でまず一番大事なことは、住民の視点に立ち、行財政改革の推進を柱とした合意を目指すということであっております。ですからこれはあくまで案であって、方向性であって、この合併についてともかくこれも議論をしようよと、そういう方向性という認識でお願い、考えていただければ私はいいいんではないのかなと。その中にうたっておりますように検討協議をします。これは決して決まったことではなくて方向性、そういう理解を願いたいと考えております。

それから、南伊豆町の要望で必ず合意ということでありましてけれども、この合意は初めて合併建設検討委員会というのがあります。ですから、今日の伊豆新聞にありましたけれども、

まとめるということに対してどこで妥協するか少なくともわかりません。ですから、私は南伊豆の主張として、まとめるというより主張として行財政改革は必要だと。それに沿った決着点を探さなければいけないというふうに、ぜひご理解願いたいなと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長、私これから質問をするところを答えていただきましてありがとうございます。これは後でしっかり質問をすると、合併で質問をする予定なんですけれども、財政問題、合意書は結局はないものと一緒なんだよと、今の答弁の中では。私の方はそういうふうに聞き取れますけれども、方向性としてやっているけれども、ないものとして考えてもいいんだよというふうにとれるわけでございますけれども、私はそうとっていいのかなと思って考えてしまいますけれども、協議の内容につきましてお伺いいたします。

提案があつてから、合意までの間になぜ議会の方へ報告しなかったのか。私はまだ議員ではありませんけれども、合意書を調印するのに、8月19日か18日だか忘れましてけれども、その辺ですけれども、その前に議員がいるわけでございます。その議員の方々に説明、あるいは報告、相談することは必要ではなかったのかと。私どももこの間、初議会がありまして出ましたけれども、その時点で私どもに報告させていただければ、それでよかったのではないかと。逆に前議員がおりますけれども、ここには9名が残っておりますけれども、その前議員、また任期が終わった議員もおりますけれども、その方々に報告することによって、町長と議会との信頼関係がもっと深まるものと考えますけれども、それについてお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに清水議員のおっしゃるとおり、この合意書が19日に方向性としてともかく同じ土俵に乗ろうよということで乗って、この中で地域自主組織の11月の答申が出るかと思えます。そして、出た後に正式には検討になるかと思えますけれども、その方向性は国の方の方向性でございます。ですから、平成17年3月ということを考えてときには、この方向性として当然合併建設検討委員会の中で協議しなければいけない。

ですから、そう考えておりますので、このないものに等しいではなくて、それぞれが主義主張が違うもので、その名で建設検討委員会の中で考えていく一つの案、方向性として考えていく。これは何も無いのではなくて、一つ案を提案しているわけです。私たちの方も地域

自治組織をつくり、そして小さな住民サービスの分は行おうということで、この逆に言うならばデメリットとして考える合併の基本理念が減殺されとか、そういうことは私たちはもう合併を進めようということで、ここの理念ではこれを土台にした場合には、そういうデメリットもあるということは河津に主張しているわけです。その中で、この合意書をつくったというお互いの主義主張が歩み寄る状況ではなかったと。ですから、とにかく先ほど言ったように、この法定協議会によって一歩進もうよと、その方向性だけはとにかく示そうよということで、この合意書はつくられている。

それから、清水議員が指摘のとおり、じゃ、もっと早くこの前に報告しなければいけないのではないのかなと。それはもっともでございますけれども、これが具体化してきたのが7月29日の協議会であります。河津町長の方より、私が事務局に提案していることについて何もないと。ですから、ということで急遽、私は8月1日は塩尻の方へ行く予定でしたけれども、7時から行政センターで1市2町の首長、そして助役、そして総務課長、企画課長が集まって検討をいたしたわけです。そして、その中で返事をくれということがありましたから、そのときは正直言ってまとまりませんでした。河津の提案はまとまりませんでした。

それから、日にちを追ってするならば、じゃ返事をくれないかということで、分権型、連合型合併についてということで南伊豆町の意見は出してあります。そういう流れの中で、河津の全員協、または19日はもしかしたら抜ける可能性もあるぐらいのことを正直言って河津の町長も言っているわけです。それは記者に聞いてもらえればわかりますけれども、脱会宣言もやるぐらいの、要するにこの合併に対しての矛盾を感じているわけです。しかし、それでは行財政改革、スケールメリットを使った中での合併というのはなかなか成り立たない。そして、先ほど指摘されておりますけれども、お盆休みは私たちが行政センターへ伺っております。そして、各首長、総務課長、助役、集まりながらこの16、17とありますけれども、その前に、14日から14、15、16日が実態だと思います。

そういう中でこの話し合いを行い、そして基本的なものが集まった中で、これでいいのかどうかメールでやりとりし、最終的にはとにかく法定合併協議会を設立するためにこの合意書をつくらうよといった経過があるわけです。ですから、本来ならば議員の皆様方に報告しなければいけなかったかもしれませんが、そういう時間的な制約、そして合併に対する基本的な認識も、先ほど谷川議員が言われたような現実問題としてあるわけです。それを考えていただいて、決して議員の方々をないがしろにするとかそういうことではなくて、この9月の議会の向けての中での方向性だけをしたと、そういうふうにとらえていただければ幸

いだと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、合併協の予備のやつができておりますけれども、南伊豆町から委員として5名、プラス当然職として3名出るようになっておりますけれども、そのメンバー、あるいは地区がわかりましたお教え願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 婦人、女性代表として、農協の代表として浅田さん。行政、そして商工部会会長、それから区長代表、そして議長、それから法定合併協議会が制定した後に議員の中から1人ということで、それは法定建設検討委員会の中では、それに助役が加わる。町長、助役、収入役、それから我が町などまだこれから法定合併協議会が設立しなければ正式ではないんですけれども、今の前段階としては観光協会長、商工会長、そして農協の婦人部の代表、そして区長代表、それから町長推薦の議員ということで、今は4名です。

2番（清水清一君） いいです。ありがとう。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 商工会長とか、区長代表とか、農協婦人部代表とかということになっておりますけれども、このメンバーも新聞ではちらっと見ておりますから大体検討がついているんですけれども、このメンバーを考えますと、これがその移っていくと考えますと、ほとんど南中地区にメンバーが片寄っていると。それ以外の三浜とか、三坂とか南上地区に、そういう方々は一人も出ていない。河津町は梨本とか、見高とか、そういう方々もおられません。縄地の方もおられます。

それに対して南伊豆は南中、あるいは湊だけの人、住民として考えますのは。それを考えますと、町の中心地で昭和の合併で恩恵を受けてきた地区の方々かほとんどでございます。要するに合併の痛みがわかる他の地区のメンバーも必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ここにまちづくり将来構想検討委員会ということで名簿が上がっております。言いわけになるかもしれませんが、河津、下田、南伊豆を考えても、漁協、

区長会長、そして女性代表、そして河津については元議会議員、そして花の会、南伊豆町は農協、商工会長、区長会ということで、役職で他の町村も選んでおります。ですから私が故意にやったのではなくて、結果的にはそうなったのかなという、そこまで配慮しなかったと言えばマイナスですけども、女性、農協婦人部というのがあるわけですから、それをお願いしたら浅田さんになったと。商工会の会長、順番に商業代表として商工会があるわけですから、その合併については当然南伊豆町の代表としてふさわしいということで選び、その結果としてご指摘のとおりになったわけで、故意ということはありませんので、その辺はご理解願いたいなと考えています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 当選職で仕方ないのかなと考えますけれども、ここにいろいろこれからも考えて、人選も考えていただきたいと思います。

先ほども答えていただきましたけれども、河津町のように南伊豆町から案を先ほどは町長、最初はこれから考えると言いましたが、途中で案があると言われましたけれどもどのような意見があるのか、お伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 南伊豆町は合併について、基本的な考えとして行財政改革、そして行政のスリム化ということもうたっております。そして、私がこの合併に全勢力を費やそうと考えたのは、地域自治組織によって、お年寄り、行政サービスの低下を防げるんじゃないかというその考えのもとに、私は進んできました。ですから基本的な案として私が守っていただきたいことは、行財政改革のスリム化のできる合併と。そして、サービス部門の低下しない合併と、それを目標にこれから建設検討委員会というものを立ち上げるわけですから、財政のことを言うならば、南伊豆も94億円の借金を持ち、下田も 240億円の借金を持つと、そういうことについて私たちがその債務についてはとやかく言うのではなくて、少なくとも行財政のスリム化、そして住民サービスの低下を来さない、それを私は基本理念しておりますので、何も無いのではなくて基本的なことは絶対守らなければいけないという、使命感は持っております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2番（清水清一君） 私の住む南上地区は昭和30年合併した当時、南中、あるいは竹麻と同等な裕福な村でした。だけど今現在はどうでしょうか。社会資本の整備がほとんどなされていません。もし平成の合併で南伊豆町が今現在の南上地区みたいになってしまう恐れが予想されます。このようなことがないように、これからの合併をまた協議会の中で考えていかなければならないと思います。ぜひこれを考慮して、これからの合併協議会をよろしく願いいたします。

続きまして、産業振興と各試験研究機関の連携活用についてお伺いいたします。

町には、国の東大樹芸研究所、県の農業試験場南伊豆分場、本瀬の栽培漁業センター、横浜市の臨海学園、下田市の白浜の県水産試験場等ありますけれども、ここ四、五年間に薬用試験場はなくなり、石廊崎測候所もなくなり、湊の杉並学園もなくなってまいりました。この経過を考えてきますと、この知的財産である施設を残して、あるいはまたこれから活用をしていかないと、また薬用試験場みたいになってしまうのではないかと思います。これを今ある現在施設どのように活用していくべきか、これについてお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 薬用試験場の廃止について、大変憤っていることはわかります。しかし、観光ということ考えたときに、全国で5カ所のネーミングを使った中で、私はこの町おこしができるのではないかと、そして薬草という中でお年寄りの参加できる協働参画社会ができるのではないのかなと、そういう夢を持ちまして、厚生労働省の薬用試験場について弁解させていただきますと、試験場ということではなかなか民間との交流がなかった、余り少なかったと。そういうことを考えたときに、観光協会、商工会等の要望があり、そして将来のまちづくりの一環として、夢を託したという形の中で廃園になったということをご理解願いたいと思います。

そして、今の3施設についてでございますけれども、私が会長を務めております静岡県南伊豆園芸振興会があります。この会も既に15年を迎え、今回は花卉研究会の開催、あるいは一次情報の提供と幅広く静岡県農業試験場に協力を願っているところであります。そして、観光的にはユウスゲの育成保護など、町と密接な連携を図りながら今日に至っております。また、東京大学樹芸研究所でありますけれども、青野の演習林等を利用し、森林浴地として観光利用できるよう話し合いを進めております。また、現在は町内の方々を中心に、染め物教室等で交流を図っているように聞いております。

例えば、東大樹芸研究所を考えるならば、これを薬草という形の中でとらえるならば、私は次のこれはあくまでも夢でございますけれども、青野にダムができます。あれを観光施設に使うという案もあるはずで。そして、その森林浴、南伊豆にとって唯一森林浴のできるの、環境整備の整っている東大樹芸研究所です。そして薬草というまちづくりのネーミングができたならば、ハーブ園でもいいんじゃないでしょうか。要するに奥地と言ったら怒られますが、そこにお客さんを誘導するという形の中で、ハーブ公園もいいんじゃないでしょうか。将来はそういう可能性もある東大樹芸研究所であり、青野のダムであり、そしてお互いに手を携え合えることによって、私は有効活用ができるということも考えております。そして、今基本的には国の関係というのは法人化、要するに独立採算というのを進めております。石廊崎の栽培漁業センターを初め南伊豆になくってはならない施設と認識しておりますので、これからもお互いに情報交換をしながら町おこしのために使えるのではないかと。

農業、漁業の技術発信基地として、私が町長になって、最初から常に言っておりますことは、一つの町に東大樹芸研究所、農業試験場、厚生労働省の薬用試験場、栽培漁業センターと、これだけの4つの施設がある町はないよというのは、最初から言っております。そして、それを連携するためということでそれも最初に言っております。そして、その中でたまたま厚生労働省というのが先ほど言いましたけれども、薬草の心。薬草というのは、もう江戸時代に幕府に献上したという歴史もあるわけです。小野蘭山、この間学んだばかりですけども、そういう文化があるわけです。ですから、そういうことを掘り起こすならば単なる廃止ではなくて、新しいまちづくりの先ほど言った基地になると。そういうことですから厚生労働省についてはご理解願ひ、そして各施設については新しい夢の基地になると私は考えておりますので、ぜひ清水議員の農業のプロとしてのご協力を改めてお願いするわけでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この各施設あるわけでございますけれども、今、町長が言ったように連携してやっていくわけなんですけれども、これは単なる漁業センターは漁業者、農業試験場は農業者だけではなく町全体で考える。町産業団体となる。また、町民全体で連携して充実させていくべきと考えます。この町内の試験機関でなければできないものが、このように位置づけとかありますけれども、この多くの試験を行うことによって、伊豆全体に合った作物を広げる、これが町の産業の発展にもつながると考えます。その町の産業団体との連携に

ついて、町長にお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） まちづくりの基礎となるのは長であります。そして長を中心にこれからはまちづくりしなければいけないということで、私もこの地区懇談会を開いたという大きな目的の中には、当然役場は核にならなければいけない。そして今言ったように、地区から人の意識改革を、今までの行政というのはおんぶに抱っこ、要するに要望した、それがものにできた、それが一つの成果ということでもありますけれども、そういう時代ではなくて、右肩上がりからはもう方向チェンジをしなければいけないという一つの手法として、私は 100 回にわたる地区説明会を開いております。その中で常に言っているのは先ほど言った人づくり、まちづくりであり、お互いにその経験を行政に出せる場をつくろうというのが基本的な考えであります。ですから、清水議員のおっしゃるとおり、そういう諸団体とこれからも役場を中心としたまちづくりを本格的に、一步一步進めていかなければと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この各施設、これから町と産業団体で話をしていかないと、あるいは重視させるように持っていかないと、県の指導方針としてありますので、もしかしてなくなってからでは遅いわけでございまして、逆に言いますと、石廊崎のジャングルパークのお話は、結局話が出たのが2月ごろだし、それで役場が対策協議会を立ち上げたのが7月の話、その半年近くの時間があるわけでございます。そういうことを考えますと、その話が出る前にちゃんと手を打っておくべきと考えますので、これらを踏まえ、これから産業団体と町と連携してやっていくようお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 行政報告の中で、2月というのは到底難しい。そして所長の言うのには伏せてくれと。要するに従業員が動揺するから伏せてくれというふうに言われていますので、それを私たちは守ったということでぜひお願いしたいなと。私は決してわざとやったんではなくて、聞いていただければわかりますけれども、従業員の動揺があるから私たちが正式にやるまでは内緒にしてくれということも、それが事実でございますので、それは誤解のないように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） わかりました。そういう形でなるべく努力して残していくようお願いいたします。

続きまして、イノシシ被害の関係につきましてお伺いいたします。

この鳥獣害対策、この前のほかの議員の方々も述べたように、町内にイノシシの被害が大きなものがあります。イノシシが出ていない地区がないと言ってもいいくらいでございます。ましてイノシシ自体がどのくらいいるのかわからない状況だと思います。これによる農作物の被害は、私の考える限り非常に大きいと考えますが、町としてはどのように把握しておりますか。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） お答えいたします。

農作物の被害状況につきましては、昨日の議員さんのご質問でお答えしておりますけれども、町の状況で昨年、14年被害全体で23ヘクタール、被害金額が270万円、このうちイノシシによる被害が14ヘクタール、180万円、約67%近くです。猿が2ヘクタールで20万円、その他というような状況でございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 今、課長が180万円と言われましたけれども、これ南伊豆各地区で単純に割ってみますと1地区5万円ということになります。5万円ということは私だけでも5万円ではきかないわけです、実際。まして私の住む下小野地区だけでもどう見ても100万円近い金は出ていると思います。この直接的な被害だけでなく、また間接的な被害として各農家が買い入れた資材の金額、設置するための人件費、またイノシシが畑や田のあぜを全部壊してしまって、それを復旧するために人件費、資材費等がかかります。これも考えてみれば被害の一部でございます。被害金額の一部でございます。このようなことを考慮に入れた被害金額は出されているのかどうか、お伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） お答えいたします。

毎年被害金額については、伊豆農林事務所より報告を求められて報告をしておりますけれども、この数字については清水議員がご指摘の資材であるとか、あぜ等の被害等については

入っていないというふうに考えます。あと詳しい状況については、ちょっと担当に聞いてみないとわかりません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 結局、被害金額としてはほとんどこの間接的なものは載せていないということでございますけれども、これは載せるべきだと思います。載せないと本当に被害としてわからない状況でございます。

では、視点を変えて被害の状況についてお伺いをしたいと思いますけれども、イノシシによる町道の被害はどのくらいあるのか、またどのように復旧しているのかお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） ただいまの質問にお答えしますけれども、実質的には、被害額につきましては統計をとっておりません。しかしながら、特に町道に関しましては、人が多く通っているところよりも山の方といたしますか、奥の方の町道に関しまして被害が多いかなと思っております。町道の復旧に関しましては、人的に直すことができないところは機械借り上げ等その金額が出るとは思いますけれども、ちょっと資料がここにはございませんので、また後ほど提出したいと思います。

特に町道の被害が生じたところに関しまして区長様からいろいろありますけれども、原則的には皆さんの道は皆さんで何とか直す範囲は直していただきたいと、このように思っておりますので、なかなか被害総額というのが想定できませんので、よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） これも被害金額に含めるべきだと思います。また、それと同じように農道がございます。林道もございます。農業用水路もございます。これも算定されていないと思いますので、次にいきます。

この対策と効果についてお伺いしますけれども、町では電~~機~~とかメッシュ等が、資材の半額補助をしておりますけれども、これではイノシシを畑に入れないでほかに追い払うという。自分のところに入らなければいい。隣に家へ行けばいいという考えで積極的なものではないと思います。もっと効果を上げるために捕まえるべきだと思います。そのためにも、この動物の生態を詳しく知らないとは捕まえることはできません。そのためにも、鳥獣害被害対策協議会を立ち上げて、その中に町、農協、猟友会、農業委員会、農業振興会だけでなく、この

生育調査のために学生を入れて、小学生、中学生で生態・生育調査、被害状況調査を行い、このマップ、地図づくりを行って、町として政策的に実態調査が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） イノシシの被害につきましては、いろいろ述べておりますけれども、実は今朝7時20分に自宅に農林水産課の職員から電話がありまして、ホテル南楽の近くへイノシシが出てきて、通学する子供たちの通学に支障を与えているというようなご報告がありました。急遽現場に行きましたところ、パトカーが2台来ておりました。伊豆農林の次長兼総務課長も来ておられました。

ホテル南楽の入り口のちょうど反対側の山側の住宅、多分ホテル南楽さんの住宅ではないかと思っておりますけれども、その庭におりました。背後が石垣で上れることもできない状況の中で、うずくまって逃げ場がなくなったという状況の中で、警察署といろいろと協議して駆除をいたしました。そのイノシシはメスで約3歳くらいで30キロくらいあったでしょうか。去年わなで前足の左側が半分取られてありませんでした。前足の右側がやはりことしのわなでとられて、いざり状態でちょっとかわいそうだったなと思っておりますけれども、通学の子供たち等々のことを考えるとやむを得なかったなと思っております。

ちょっと余談になりますけれども、協議会につきましては、平成6年に野猿等の対策協議会ができております。これにつきましては平成12年10月11日協議会開催以来に開かれておりませんけれども、この協議会、さらに見直して、再編強化をして、清水議員の言われるような生態関係、状況調査、その他町の中で対策を講じていかなければというふうに私も考えているところでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） この被害調査として、マップづくりをしないことには対策を練ることができないと思いますので、そのときには教育長にお願いしますが、学生を上げてマップづくりに協力できたらと考えますが、そのときにはよろしくお願いいたします。

それでこのイノシシ問題は、農業経済問題として考えると大変深刻なものがございます。結局、人がスイカを盗んだり、あるいは人が田んぼをつぶしたりすれば警察が捕まえてくれますけれども、イノシシの被害についてはスイカは食べても捕まえてくれません。あるいは猿でも捕まえてくれません。猿ですか、ああ、関係ないですね。要するに畑のスイカが盗ま

れた、1個1,000円のスイカを盗まれたとしても、人が盗めばお巡りさんがどうにかしてくれる。しかし、イノシシがつぶした場合は知りません、だれもやりません。要するに農業者の自助努力でこれを対策しろということになっているわけでございます。

この状況では、結局物をつくるのは皆さんあきらめて、家の周りの田畑が荒れて、耕作放棄になるということでございます。これは生活環境の悪化となってくると思います。お年寄りが元気で庭の草を取りながら、ついでにナスの草を取ろうかなと、これはお年寄りの健康のためにも、イノシシがいるともうそれはやらないことになって結局医者へ行ってしまう。草を取らないで医者へ行ってしまう。

そういうことを考えますと、イノシシ対策はきちっとやっていかないと、これからの南伊豆がどうなってしまうのかわからない状況ですので、ぜひこれは絶対やらなければいけない。まして農業が衰退して栄えた国がないわけございまして、また観光地として田畑が荒れていけば、観光地としてのマイナスイメージになってしまいます。よその町へ行っても田畑がきれいだというと、ああ、いいところへ来たなと。そこで、観光地へ行っても、よかったな、この町はきれいな町だなと。そういうことを考えますと南伊豆の田畑をきれいにしておくことによって、魅力的な町になると思います。ましてや日野のヒマワリ畑のように、荒れた畑がつくただけでやはり観光になったり、きれいなところだということになっているわけでございますから、これを考えるに町全体としてこのイノシシ対策を考えないと、町の経済問題として重要な問題となってくると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、伊豆半島の道路整備等についてお伺いいたします。

夏の大雨災害で伊豆半島の道路が各地で寸断されましたけれども、これによる道路の被害は大きなものがありますけれども、また、これによる観光業における被害はそれ以上大きな金額になると思われまます。この観光不況の中、各ホテル、民宿、小売り業者はあてにしてきた夏の売り上げの減少による経営の危機に陥っております。この中小業者を支援するためにも、町の政策として融資資金の枠の拡大、利子の補給等を考えて行ってもらいたいが、町長にお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） 融資の関係でございますけれども、ただいま季節資金と大口資金と町の制度で利子補給を行っておるところでございます。現によりましてこの冷夏の影響で融資も行っております。各銀行、商工会等で受け付けておりますけれども、この冷夏関係ではまだうちの方は利子補給はしておりませんけれども、利子補給制度も利用しまして、

経営の努力をやっていただきたいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 利子補給といっても、利子はほとんど安いわけですがあった方がいいわけで、よろしく願いいたします。枠の拡大も考えていられると、この不況の中これから中小業者の中には、食べていく業者もあろうと考えますので、ぜひともこれからこれを考えて実行していただくようによろしく願いいたします。

言われましたように、夏の大雨で道路等被害がありましたわけでございますけれども、町内の道路で冠水、要するに土砂崩れはございません。道がかぶった場所、あるいは回数などのくらいあるのかをお伺いしたいと思います、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） 町道の冠水ということですが、今回の旧盆の時の大雨によりまして、冠水という報告は聞いておりません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 聞いていないというより報告しなかったというだけかもしれませんけれども、私の知っている限りでは2カ所ほどございます。また、河川堤防、あるいは農業用水の被害についてはいかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） 今、ちょっと資料を持ってこなかったんですけども、下小野、あるいは市之瀬で用水への土砂の崩壊、用水そのものの傷みではありませんけれども、土砂の崩壊等がございました。また、詳しいことにつきましては資料をお渡しいたします。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） これも細かいことでございますけれども、これはやっていかなければいけないことだと思います。また、道路は社会資本の一つでございます。町内と町内経済の人的交流の活発化には、道路はいいわけでございます。町内道路の整備、方針計画についてお伺いいたしますので、町長のご答弁をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町内には国道 136号、主要地方道下田石廊崎松崎線及び一般県道下田南伊豆松崎線、手石湊線、波勝崎線の4路線と、これらに所属する町道 690路線、総延長 229.8 キロメートルはあります。しかしながら、近年の道路整備に関する財源は非常に厳しい状況であります。町道におきましては、未改良道路の延長が長く、改良率は遅々として進んでおりません。限られた予算の中で、重要性、安全性及び緊急性に配慮した重点的な道路整備に努めてまいりたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 財源が少ないから重要なところからやっていくと言われましたけれども、県道南伊豆松崎線は昭和47年まで国道 136号線でした。そのときの話を言いますと、南上地区の国道を県道にして、マーガレットラインを国道にする。その合意のための説明会がございました。そのときの話によりますと県道にすればマーガレットラインのように、早く拡幅されてよくなりますよと。そのために県道にしてください。また、南伊豆町全体のことを考え、地域のエゴを捨てて同意してくださいということで同意したわけですが、けれども、これを考えますと、県道南伊豆松崎線、ほとんどなされていません。これは重要で率先してやるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 余談になるかもしれませんが、前に町村合併のときに石川知事の方から、県道を優先的に整備するという新聞で見ましたけれども、私は2月4日に石川知事のところに行ったときにその話をし、県道南伊豆松崎線は前から狭隘箇所がたくさんあるということで、石川知事には言っております。しかし、予算というそれを言われると大変恐縮ですけれども、そういうことで遅々として進まないことも事実であります。

私たちが今考えていることについて述べさせていただきますと、県道南伊豆松崎線につきましては、未整備箇所も多く、狭隘箇所拡幅及び岩殿バイパスの新設に関しまして、地元地区代表者及び町内各種団体から度重なる要望書が提出され、当町を經由し、その関係部署に提出しております。これは毎年行っております。昨年度の整備状況としましては、岩殿バイパス関連工事、歩行者等緊急安全対策工事、今、下小野のバイパス直線道路をやっております。退避場の設置、修繕工事等13カ所で施工済みであります。

本年の整備予定としましては、工事用岩殿バイパス工事を初めとし、道路改築工事及び道路維持工事等現在6カ所で施工中であります。今後2カ所の工事を下田土木事務所よりやるということの確認を受けております。今後も町内の国・県道及び2級河川の整備開始、本当に指摘のとおり特に松崎町線の市之瀬等についても重々承知しておりますけれども、なかなか進まないことに対し責任は感じておりますけれども、地道な要望活動が大切なのかなと。そういうことでたまたま最初に述べた石川知事も機会あるごとに一環としてとらえてくださるならば、私は助かるわけでございます。ひとつよろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町長は一生懸命努力してくれているわけでございますけれども、話があればなんですけれども、この昭和30年の合併の6カ村で道路が通じていないのは南上村だけです、2車線道路が。ほかの村は皆さん道路が通じております。2車線道路が通じております。南上村だけです。1本も通じておりません。まして2カ所以上で抜けております。南中村につきましては竹麻、三坂、この南崎につきましては三坂、竹麻という形でつながっております。竹麻の場合は3カ所につながっております。

そういうことを考えると、ぜひともそうやって南中から市之瀬までは2車線道路を抜けさせないことには、この合併したことによるメリットがなかったと、あるいは国道を県道にしたメリットがなかったと。結局上に対して何もされなかったという形をとれると思いますので、ぜひとも最低限道路の整備やっていかなければ、優先事項としてやっていくよう要望して終わります。

ありがとうございました。

議長（齋藤 要君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（午後 0時11分）

---

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

梅 本 和 雄 君

議長（齋藤 要君） 6番議員、梅本和雄君の質問を許可いたします。

〔 6 番 梅本和雄君登壇 〕

6 番（梅本和雄君） 通告に従い、一般質問をいたします。

私は、今般南伊豆町町議会議員選挙において、マニフェスト、いわゆる政策宣言をいたしました。この私のマニフェスト、政策宣言につき町当局はどのような考えを持っているかを一般質問により確認し、今後の議会活動の目安に、目標にしていきたいと思っております。

まず、初めに老人健康福祉センターの建設について質問をいたします。

このことにつきましては、菊池町長時代より何度となく一般質問を繰り返してきました。平成7年12月、平成11年12月、平成12年12月、平成13年12月、平成14年3月の定例町議会、実に過去5回の質問をしてきました。私が町議会議員に初当選した年、平成7年12月の定例町議会では、保健福祉センター並びに役場庁舎の建設についてと題して、時の菊池町長に一般質問をいたしました。このときの質問は当時の南伊豆町老人クラブ連合会会長でありました中木の萩原弘二さんから、「高齢化の進展の早い南伊豆町には、保健福祉センターが必要である。梅本君、一般質問をしてぜひ保健福祉センターの建設のために汗を流してくれ」と依頼されたことがきっかけでした。その当時の当局の答弁は、たしか建設財源の問題並びに管理運営費の問題があるので、十分に検討をするとのことであったと思っております。

次に、質問をしたのが平成11年12月の定例町議会でした。やはり老人福祉センターの建設についての表題で一般質問をいたしました。町長は現在の岩田町長でした。この時の答弁は前向きに検討をするというお決まりの答弁であったと記憶しております。検討期間が長いので、翌年平成12年12月の定例町議会で、再度老人福祉センターの建設について一般質問しました。この時の答弁も検討するというお決まりの答弁であったと記憶しています。町当局に変化があらわれたのが翌年、平成13年12月の定例町議会であったと記憶しています。来年度の予算編成方針についての一般質問の中で、担当課長が来年度予算で調査費を執行部に請求するとの答弁があったと記憶しております。私は、萩原さんにこのことを報告し、ともに喜びました。

しかしながら、平成14年、新年度予算に調査費の計上はありませんでした。私は、平成14年3月の定例町議会に新年度予算についての表題でまた一般質問をし、当局の誠意のない態度をなじった記憶があります。しかし、それも過去のことであり、今般の定例町議会の補正予算案に、保健福祉センターの設計コンペ謝金50万円及び保健福祉センター設計委託料と用地、地質調査委託料 1,755万 8,000円が上程されました。あとは議会の議決を経て実現の運びとなったことについて心から喜んでおります。少子・高齢化の進展が早い南伊豆町に、老

人健康福祉センターがないことが非常に残念であり、今般の町長を初めとした町当局の英断に心より拍手を送りたいと思います。

元気の老人が日本で一番多い町、寝たきりの老人が日本で一番少ない町を目指すことにより、介護保険の町民の負担を軽減することができるのは自明の理です。そのための老人健康福祉センターであり、非常に意義のある事業であります。そこで、具体的な質問をいたします。

昨日、同僚議員より質問がありましたが、再度確認の意味を含めまして質問をいたします。答弁内容が重複する場合は答弁は結構です。

まず、第1に建設予定地ではありますが、いろいろと取りざたされてきましたが、昨日の町長の答弁により役場敷地内のテニスコートにほぼ決まったとの話がありました。役場を中心とした前原通りがここ数年過疎化等により、徐々にさびれていることを考えたとき、ぜひ下賀茂温泉公園を含めた役場敷地内に老人健康福祉センターを建設し、少しでも前原通りの活性化に役立てばと考えていました。

昭和初期から前原通りは南伊豆町の経済の中心であり、町内各地の人が集まってきて栄えた通りです。このことを考えても、前原通りの果たした役割は南伊豆町にとって非常に多大なものがあったと思います。地元議員として、町長初め当局の決定にお礼を申し上げます。

次に、老人健康福祉センター内にデイサービス施設を併設する考えはないかを質問する予定でしたが、昨日の答弁で保健部門、福祉部門等の内容の中に、デイサービス施設も考えているとの話がありました。高齢化の進展する中、ぜひ必要な施設であります。現在、南伊豆町社会福祉協議会は、在宅介護支援センターの運営をしていますが、当然にデイサービスセンターの運営も南伊豆町社会福祉協議会が運営するものと考えますが、この点をお伺いいたします。

あわせて、南伊豆町社会福祉協議会の事務所も、この施設の中に入るのかをお尋ねしたいと思います。

次に、老人健康福祉センター内に温泉浴場施設を併設する考えはないかをお尋ねいたします。

現在、温泉浴場としてみなと湯と銀の湯はありますが、シーズン中は非常に混雑し、ゆっくりと入浴することができない状態です。老人専用の温泉浴場があってもいいのではないかと思います。

最後に、社会福祉協議会、老人会、地元商店会等施設を利用し、影響を受けるであろう人

たちを中心に、建設諮問委員会をつくる考えはないかお聞きいたします。これは開かれた行政運営を標榜する町長の政治姿勢にも合致いたします。そのような中でいろいろと意見を聞き、十分満足のいく老人健康福祉センターの建設をしていただきたい。

以上質問をいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 建設予定地については昨日述べたとおりでございます。この温泉公園も、そしてテニスコートも交渉がようやく成立する運びになりましたもので、昨日と一緒にございます。そして、デイサービス施設を併設する考えはないかということでもありますけれども、ああ、これはいいね。いま言ったようなわけです。

それから、温泉施設を併設する考え、これも昨日のとおり高齢者が要介護にならないために、予防と温泉利用による健康増進を図るため浴室の整備を考えています。それと建設諮問委員会ということですが、現在助役を中心とした庁内の建設検討委員会が設置しております。必要に応じて民間の意見を取り入れていきたい。そして、設計についてはコンペを実施し、使い勝手のいい、そして民間の知恵も拝借しながら、建設に向けて考えていたいと思います。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） それでは、社会福祉協議会の関係につきまして、お答えいたします。

デイサービス事業につきましては、他市町村の施設と同様に社会福祉協議会に入っていたら、委託をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（齋藤 要君） 梅本和雄君。

〔6番 梅本和雄君登壇〕

6番（梅本和雄君） それは事務所に入るわけですね。大体話は聞いたわけですが、建設諮問委員会に関してですが、町長、今庁内の中で検討をしているという話ですが、やはり一般の人の意見も随時聞いていくということも聞きましたけれども、もしこの諮問委員会をつくらないのであるなら、いわゆる一般の人たちを集めて聴聞会みたいな、意見を聞く会みたいなものを何回かやられたらどうかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その辺、ご意見を取り入れながら、コンベというあれもありますけれども、民間の地元といいたいでしょうか、一番頻度の多い方々とかいろいろなことを考えながら、前向きに考えております。

議長（齋藤 要君） 梅本和君。

〔6番 梅本和君登壇〕

6番（梅本和君） どちらにしても、過去5回の質問をして、やっとこういう形で健康福祉センターができると。こういう形で南伊豆町の社会福祉というか、そういうものが一歩前進してきたんだと。これは非常にありがたいことで、ぜひ町民から期待されるようなすばらしい施設にしていだきたいと、このようにお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

次に、ジャングルパーク問題でございます。この問題について質問します。

たしか6月定例町議会を開かれた時期の全員協議会で、町長よりジャングルパークを経営する岩崎産業株式会社から、この9月30日をもって閉園するとの話があったと報告がありました。また、昨日は9月定例町議会の行政報告で、石廊崎ジャングルパーク閉園に係る対応について報告されました。行政報告にあるとおり、石廊崎ジャングルパークの閉園は、石廊崎地区にとっては当然、南伊豆町にとっても非常に重要な観光並びに経済問題であります。また、ひとり石廊崎、南伊豆町の問題だけではなく伊豆全体の問題といっても過言ではありません。昨日、同僚議員から質問がありましたが、私からも質問をいたします。

私が今般の選挙で、やはりジャングルパークのことにつき、第三セクター方式による経営の存続を町当局に提言し、その実現に努めますと街頭演説をいたしました。閉園まではあと数十日を残すのみであり、事は緊急を要すると思います。施設を賃貸し、第三セクター方式、またはNPO方式等により経営の存続は図るべきだと考えますが、町当局の考え、または対応をお聞かせ願いたいと思います。

次に、最後の質問をさせていただきます。

閉園問題をインターネットのホームページやいろいろな方法で情報を発信し、石廊崎、南伊豆町だけでなく、伊豆全体の観光問題であり、伊豆の観光の浮沈にかかわる問題であることを強調し、この問題に対し伊豆全域で連帯すべきであるということを訴えることが必要と思われるが、町当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。

既に、町長は県知事を初めとする県当局にことの重大さを訴え、その協力を求めていると

昨日の答弁にありましたが、伊豆全体の問題として伊豆半島の首長や、観光業者にもこの事の重大さを訴えて、その協力を求めるべきであると思いますが、この点についての町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、話の視点を変えますが石廊崎の総合的開発を考えたときに、閉園後の跡地に対する対応は非常に重要なことでもあります。町長は全員協議会で南伊豆町、下田市、河津町が合併後に合併特例債でジャングルパークの土地を取得してほしい旨を、下田市長、河津町長に伝えたという話がありましたが、事は緊急を要するわけです。まだ決定もしていない、合併後の話では今後のジャングルパークの閉園問題に対応することは非常に困難であると思います。先ほど話しましたとおり、運営の存続をどのように形にするのか、例えば岩崎産業が施設の賃貸契約を承認するのかしないのか、買い取らなければ施設の利用をさせないのか、この点町当局はどのような情報を持っているかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、賃貸借契約にしても、売買契約にしても、土地の利用権を町が取得した場合に、ジャングルパークの運営方法をどのように考えているか。先ほど話したこともありますけれども、公設公営でいくのか、公設民営でいくのか、公設民営の場合その方法は第三セクターを設立するのか、NPO法人等に依頼するのか等々いろいろ考えることが多いと思います。ただ、言えることはジャングルパークの運営や跡地の利用を考えたときに、私は施設を含めた土地を買い取る方が、法律関係を含め安定すると考えております。この点は町長の考えと同じです。

昨日の答弁では、町長は特定民有地買い上げ補助事業の適用等の財源を探しているとの話もありました。そこで、町長にお聞きしますが、町長はかねがね下賀茂にある厚生労働省の薬用植物試験場の跡地取得を考え、その財源としてふるさと創生基金約2億円を充てたいと話したことがあったと思いますが、石廊崎ジャングルパーク問題は急を要することであり、このふるさと創生基金を跡地取得の財源とする考えはないか、お聞きしたいと思います。

本来、岩崎産業株式会社は、南伊豆町、石廊崎の観光資源を十分過ぎるほどに利用し、過去数十年間企業活動を成し利益を上げてきているはずですが。石廊崎ジャングルパークを閉園するに当たっては、事業用地を南伊豆町に寄附してもよいと言えるような感じでございます。なぜなら、企業の社会的責任を放棄して撤退する以上は、企業のあるべき姿として当然のことであると思われま。

であるがゆえに、跡地取得をする場合に、ちまたの噂で聞きますと岩崎産業株式会社の売却希望価格である2億5,000万円どはもってのほかであります。売却価格に折り合いのつか

ない場合は、施設を野ざらしにすることもいとわない。岩崎産業にそのような覚悟で、今後の売買交渉なり賃貸交渉をしていってもらいたい。岩崎産業株式会社の企業としての社会的責任を、住民と行政で今後追及し続ける姿勢があってもいいのではないかと思います、そういう意味で。町長は安易な妥協はしないと信じておりますが、交渉の席においては企業の社会的責任を追及し、岩崎産業株式会社が南伊豆町、石廊崎に対する責任を果たすように、強く申し入れてもらいたい。それと何度も申しますが、事は緊急を要する問題であります。町長はいち早くジャングルパーク閉園対策庁内検討委員会を立ち上げ、問題把握や解決の方法を協議していますが、ぜひ精力的に会合を開き、活発な議論をしてよりよい解決の方策を考えていただきたいと思います。

以上、質問をいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 1点目で第三セクターといことと言われておりますけれども、東京データバンクの資料で第三セクター経営実態調査によりますと、1998年から2001年の間に第三セクターの倒産が39件、負債総額が8,492億円というデータも出ております。このような中で現状で第三セクター等による経営の存続は現在のところ視野に入れておりませんが、今後、経営コンサルタント等による経営内容分析も考慮し、方向を模索する上での一つの指針にしたいと考えている。ということは、もうからないからやめるといような第三セクターでいいのかなど。いろいろ資料はそろえておりますけれども、まだその方向性は定まっておりません。ということは、売買するのか賃貸するのか、それと特例債によるのか、またその方向づけがしっかりしていないので、第三セクターもまだそこまでは煮詰めていないということが現状でございます。

それから、ホームページ等でこの問題をということでございますけれども、伊豆全体の観光問題として位置づけておりますが、現在のところホームページの掲載はしておりませんので、今後検討をさせていただきたいと思えます。しかし、9月16日に開催された伊豆地区観光推進協議会において、商工観光課長がジャングルパークの問題について町の対応を報告し、各町村との協力をお願いするということで世間、要するに伊豆の首長、伊豆地区観光協会推進協議会の中で発表をし皆さん周知のこととなっております。

そして、賃貸、売買ということでございますけれども、基本的には例えば法律関係からいうならば、ジャングルの岩崎産業の本社がどうなるのか。私、その問題があったときに、聞

いたときに一番最初に見つけたのは、梅本さんと同様でプロでございますので、法務局の謄本をとりました。そして、その中に更地であるということ。それならば私は賃貸してもいいだろうし、買っていいだろうしということで、その件を石川知事にもすぐ報告し、公函等を送りながら、登記簿の謄本、そして売買等もできる可能性があるということも実際報告しております。

しかし、これからやる場合に、先ほど言いましたけれども、ジャングルパークについてはふるさと創生資金ということでございますけれども、これを町で単独で買うのが一番いいのか、いろいろ手法があろうかと思っておりますけれども、私とするならば県を入れた中でのことは、将来あそこを開発するとか、ただ土地だけ荒れるから買うだけではなくて、当然それを何億円かの金を投資するわけですから、有効利用ということ考えたときに、私は県にお願いし、県と何ぶんの幾つか折半しながらやるべきではないのかということで、昨日も言いましたけれども、石川知事に時間をとっていただくように申し込んであります。

しかし、国体だとか、議会とかなかなかとれませんけれども、またその日にちがとれたときにはご協力を願いながら陳情に行きたいなど。その前の段階として要望書は提出しておかなければということで、今、企画と要するにセンターと相談しながら文案を作成中でございます。

それから、ふるさと創生資金でございますが、一つの論法として、昨日は合併の前にそれだけ、これからどういう合併の方法になるかわかりませんが、鈴木議員の方からそういう案もあれして、今、梅本議員の方からふるさと創生基金ということもありました。ふるさと創生基金についても、今度は財務省の方もすぐ売買価格の交渉になろうかと思っております。そういうことを踏まえた中で決断しなければいけないんですけれども、とにかくこの大きな問題として、そして皆様方に協議を願いながら、円満な解決を図りたいなど、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 梅本和君。

〔 6 番 梅本和君登壇 〕

6 番（梅本和君） いろいろ答弁あったわけですが、まず町長、賃貸契約が可能なのか、これは緊急を要することありますので賃貸契約、売買ということになりますと交渉の期間も大分時間がかかるでしょうけれども、賃貸であるならある程度期間的にも短期間で可能ではないかと思っております。そういう意味の中で、例えば賃貸契約を結ぶことによって、あそこも閉鎖されることをなるべく避ける。そして、何とかその今までどおりとはいかな

くても駐車場が使えるとか、そういう形の運営を考えていかななくてはいけないのではないかと。これはもう今年とかというような状況で考えていかなければいけないことではないかなと思うんですけれども、町長どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 昨日の情報ですけれども、岩崎産業の資産管理部長が明日の3時ごろ来るということになっています。梅本議員の意見を十分に生かしながら、当町とするならば売買ですけれども、その売買成立する間の賃貸ということも、これから交渉の一つの手法として考えてさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 梅本和雄君。

〔6番 梅本和雄君登壇〕

6番（梅本和雄君） ちょっとしつこいんですけれども、町長、その土地の利用権の関係はそれで理解しますけれども、あとは運営方式ね。例えば町が完全に管理運営していくのか、いろいろ町の公営の施設としてやっていくのか、それとも私が言った第三セクター、当然町がやっても管理費、そのコストは当然いるわけです。第三セクターがやっても赤字になる可能性は非常に多い。ただ、本当に町で公設してやっていくだけの財源とかそういうものが確保できるのかという問題が一つあると思うんですけれども、そういうことを含めて今町長はどのように考えているんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほどちょっと言いましたけれども、撤退ということは、赤字だから撤退ということ考えたときに、公設もかなり厳しいかなと。一つの案としてもしやるならば今の施設を縮小しながら、本当に有効利用を精査しながら、現状をそのまま利用ではなくて施設の整備ということを考えて、そして施設自体の縮小、それから契約を踏まえた中で、本当に採算に合うのかどうか、それはまだ正直言ってそこまで打ち合わせ、計画しておりませんけれども、そういうことも一つ考えなければいけないのかなと。ですから、現状で引き取るのか、引き取ったにしても、現状の施設そのままではなくて、縮小しながら採算性の合うような形を前向きに考えていかなければいけないのか、それも一つの基本ではないのかな、考えの一つではないのかなとは思っております。

議長（齋藤 要君） 梅本和雄君。

〔 6 番 梅本和 君登壇 〕

6 番（梅本和 君） 十分検討をされているようですし、明日資産部長ですか、来られたときに、ぜひ岩崎産業の企業としての社会的責任ということを町長の方から、それをぜひ言ってください。そして、社会的責任を考えたときに、あなたたちはもう十分利益を上げているだろうと。聞くところによりますと、あそこの土地の買い取り価格は、昭和30年当時、大体2,000万円から3,000万円くらいのものであったのではないかと、このような話も聞いているわけで、今、2億円とかというような数字になると、非常に財政的にも厳しいものがあると思います。そして、そういうことを考えたときにぜひそういう交渉をしていていただきたい。そしてまた、石廊崎のためにぜひいい方向、南伊豆町のためにいい方向というものを考えていていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 売買価格の件ですけれども、たまたま河津が鉢の山を122町歩ですか何か安く買ったということもありますから、そういう今契約書も取り寄せております。そういうことの資料のもとに、公共で買う場合はこの程度だよということで、多分それでなると思います。まだ計算はしておりませんが、そういう資料をそろえながら交渉には臨むべきではないかと考えております。

議長（齋藤 要君） 梅本和 君。

〔 6 番 梅本和 君登壇 〕

6 番（梅本和 君） この件はこれで終わりにいたしたいと思います。よろしく町長お願いいたします。

それではみなみの桜と菜の花祭りについてを質問いたします。

みなみの桜と菜の花祭りについて、ことしの来遊客は約29万人、その経済波及効果は静岡経済研究所の調査結果によりますと80億円とも言われています。観光立町である南伊豆町にとり、年々歳々祭りが拡大発展することは喜ばしいことでもあります。しかしながら、発表をされる来遊客数や経済波及効果ほどには現実に祭りの効果を下賀茂地区以外の地域では感じられないとの意見をよく耳にします。下賀茂地区以外の町民にとって、みなみの桜と菜の花祭りは下賀茂の祭りであり、自分たちが祭りに協力する理由がわからない。このような意見を非常に多く聞きますが、それではみなみの桜と菜の花祭りがどれだけ大きなイベントになっても、これからの南伊豆町の発展にはつながらないと考えますが、この問題を当局はどの

ように考えますか。みなみの桜と菜の花祭りを南伊豆町全体の祭り、イベントとするにはどのような方策があるか、町当局は考えがあるかをお聞かせ願いたいと思います。

私は、みなみの桜と菜の花祭りの来遊客に、翌年度のリピーターとなってもらうため宿泊割引券を発行することを提案したいと思います。この宿泊割引券は下賀茂地区以外の宿泊施設のみで利用が可能であるということにより、宿泊客が南伊豆町全域に及ぶようにし、みなみの桜と菜の花祭りを南伊豆町全体の祭り、イベントとして育てることができると考えております。

なぜこのような提案するかというと、下賀茂地区の旅館、ホテル、民宿等宿泊施設はみなみの桜と菜の花祭りの期間中は、聞くところによると満室の状況であるとのこと。下賀茂地区以外で利用可能な宿泊割引券を発行しても、下賀茂地区の旅館、ホテル、民宿等宿泊施設の経営を圧迫することはないと考えられます。町当局は今年12月の定例町議会に宿泊割引券を発行するための予算を補正計上してもらいたいと思います。

3年ほど前だったと思いますが、伊豆七島の三宅島が噴火しましたが、東京都はその年の夏の伊豆七島への旅行者に1人1万円の割り引きをする予算を10億円ほど計上いたしました。これは三宅島噴火による影響がほかの伊豆七島に及ぶことを懸念しての施策でありました。観光立町と昔からよく言われますが、現在南伊豆町の観光は危機的状態にあります。先ほど質問しましたジャングルパーク問題が南伊豆町の観光の危機的状態を象徴しております。みなみの桜と菜の花祭りを南伊豆町全体の祭り、イベントに育て上げるためには、行政当局の果たす役割が非常に大きいことを理解していただきたいと思います。

具体的な話になりますが、宿泊割引券発行のための補正予算は最低額 300万円、1人5,000円の割引券で600人分の宿泊割引券を発行することにより、このことが呼び水になり下賀茂以外の宿泊施設の売り上げに結びつけば、予算措置は十分意義のあるものになると思います。町当局、特に町長の英断をお願いし、以上質問をいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） みなみの桜と菜の花祭りが町全体のイベントとしてとらえ、特に昨年度は町内施設めぐりのシャトルバスを運行するなど、配慮をしながら実施しております。また、出店におきまして下賀茂地区のみならず町内各地からの大勢の方々も出店しております。

昨年度議会のご理解をいただき補正予算をいただきましたが、本年度も引き続き補正予算

要求をさせていただき、にぎわい交流事業として菜の花畑の結婚式にもう一つ企画を盛り込み、会費制による観桜ツアーを計画しております。また利用者の割引券の件でございますけれども、宿泊割引券の配布方法等の難しさがありますので、今年度はまず観桜ツアー第一弾として実施させていただき、宿泊割引券については今後の研究課題とさせていただき、今回の補正予算にありますけれども、観桜ツアー第一弾ということで観光課長の方より説明させていただきます。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） にぎわい交流事業でございますけれども、昨年度からこの補助金をつけていただいておりますけれども、昨年はシャトル関係と菜の花畑の結婚式等に費用を費やしましたけれども、ことしは補正をいただきまして会費、この企画でございますけれども、1人9,000円の会費、民宿を調整しておりますけれども、主に補助金の方が充てられるのは町内に入ってからバス輸送の関係を8台を町がもって、募集した方々に足代を上乗せさせてもらって9,000円で施設と桜と温泉ということで企画をいたしました。

宿泊の割引券でございますけれども、いろいろ観光協会等が話し合いをしたんですけれども、回収方法あるいは配布の方法等々がちょっと難しさがあったり、ちょっと不安のところがありましたものですから、本年はこういう形で一度実施して、直接耳にはしませんですけども、中木から伊浜の方の方々からのいろいろなお指摘等がありますものですから、なるべくお客様を西側の方の民宿に散らして、全体で盛り上げていこうかなという考えで、募集人員には不足がありますけれども、第一弾ということで前向きに取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 梅本和雄君。

〔6番 梅本和雄君登壇〕

6番（梅本和雄君） 今、先ほど町長が言われた花めぐり観光ツアーですか。その課長、花めぐり観光ツアーは大体何人くらいを、9,000円というやつは何人くらいを予定しているんですか。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） これは正直言って80名です。バス2台ということでやりますけれども、観光協会そのものが旅行業者のライセンスを持っていませんので、大きくはできませんですから、ある程度東海バス等々にご協力を願って、試しに南推協の方で花めぐりツアーをやっておりますけれども、大変好評でありますのでいいものはうちの方でも取り入れて

いこうということで、試験的にということで第1弾をやらさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 梅本和君。

〔6番 梅本和君登壇〕

6番（梅本和君） 先ほど中木とか伊浜の今後の宿泊施設ということでしたけれども、このバス2台で約80名、この人たちが宿泊するところは、個々人の希望によるわけですか、それともバスの方から指定してくるわけですか。バスへ乗ったらバス会社か何かこのツアーを運営する会社から。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） 宿泊場所の指定にしましては地理感がないと思いますので、受付場所は観光協会にしましてもどちらでということ、平均をとりながら中木から伊浜までの民宿をあっせんしてまいります。バスの都合でルートとしましては、下田に入って下田から桜会場、桜会場でゆっくり時間をとって、銀の湯に浴びてもらって宿に入ると。それから、お迎えの方は中木から伊浜に向かって波勝崎苑を見学して帰りはアロエセンター、あるいは花狩り園で花狩りをして、その花をお土産に持って帰ってもらうという企画でございます。

議長（齋藤 要君） 梅本和君。

〔6番 梅本和君登壇〕

6番（梅本和君） これに対する行政側の予算というのは、大体どれぐらいですか。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） にぎわい交流事業として、総予算で405万円を予算化しました。参加費として80名で72万円、桜祭りの会計から133万円、それから補助金として今回の補正であげてあります200万円ということで405万円であります。バスの2台の2日分として33万6,000円、宿泊費は54万6,500円でございます。入園料としまして参加者分500円ずつを見ております。銀の湯に関しましては、町からの提供ということで無料で入浴をしていただきます。

それから、広報関係にしまして100万円。募集ちらし等の費用として100万円、菜の花畑の結婚式を昨年までは2組をやっておりましたけれども、今回は1組にして、この結婚式の関係は、桜祭りをいかに目を引いてもらうかというPR効果をねらったの結婚식을3回やってきました。その結果、静岡県観光大賞という賞をもらったんですけども、宣伝効果がなければすべてやめてもいいよという話の中で、今年度は1組とさせていただきました。菜

の花畑のステージ関係に 105万円がかかります。通信費が2万円、管理費が9万 8,000円と  
いうことで 405万円になります。ですからツアーの関係でいきますと、町のあてがい分が33  
万 6,000円ということになります。

議長（齋藤 要君） 梅本和雄君。

〔6番 梅本和雄君登壇〕

6番（梅本和雄君） 課長、今の話だと、大体1人頭 5,000円から 6,000円の補助になる計  
算ですか。銀の湯の分、それとバス代、そして宿泊施設で 3,500円くらい補助するんですか。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） 原則として宿泊費は参加者に持っていて、町の方の持  
ち分として貸し切りのバス代と銀の湯の無料分が入ります。あとは3施設の 500円ずつは、  
個人が払うのではなくてまとめて払ってもらおうという形でやります。

議長（齋藤 要君） 梅本和雄君。

〔6番 梅本和雄君登壇〕

6番（梅本和雄君） ことしはこの形でやると、そしてその中で好評を博した場合、町長、  
ぜひ来年度はこの33万円とかそういう数字ではもう80名とかというのでは、それほど呼び水  
にならないと。もっとバスの台数をふやすと。需要があるんなら5台、10台というような形  
でのバスの需要をふやす。その予算を町の方でもつぐらいの決断をしていただきたいと、そ  
ういう要望をしてこの質問を終わりにいたします。

次に、市町村合併についてでございます。これはもう既に何人かの同僚議員からの質問が  
ありましていろいろと意見がありました。そして、先ほど河津町が法定協議会の設置につい  
て可決という情報が入りました。そういう中で質問をさせていただきます。

南伊豆町、下田市、河津町の1市2町の合併の実現に向けての町長の決意、昨日から何度  
も聞いておりますが、再度私がお聞きしたいと思います。

市町村合併については、合併反対の意見や合併慎重論、そして合併賛成論があります。私  
は、合併賛成論者ですが、社会統治の仕方を考えたときに、政府与党が進める今の型の地方  
分権の推進には必ずしも賛成ではありません。しかしながら、我々が、国民が選んだ国会議  
員が議員内閣制のもとで総理大臣を選び、その行政府が行財政改革のために地方分権の推進  
を決定し、そのもとで市町村合併の推進が行われています。日本国の財政赤字がたびたび言  
われますように約 700兆あります。このための行財政改革の一環として、小泉内閣は三位一  
体の改革を標榜し、地方交付税の見直し・削減、補助金の廃止・縮減と地方への税源の移譲

を方針として表明しています。この政府の対応を考えたときに、今後どのような南伊豆町の財政運営が可能なのか、地方交付税を削減され、補助金を廃止・縮減され、さらに少子・高齢化時代の今のままの税体系で、南伊豆町の将来の税収が減少することは一目瞭然のことであり答えはおのずから決まっています。

町民の多様な行政ニーズに対し、対応することのできる財源の確保は、市町村合併をしないままでは不可能であります。もし財源確保ができるとするなら、町民に税や使用料、手数料等の負担増を容認してもらうほか手立てはないと考えます。地方に税源を移譲されても、もともと税源となり得る産業が少ない南伊豆町のような地方自治体にとっては、先ほど申しましたように直接住民に負担増をお願いするか、行政サービスの質を落としたり、または廃止するしかないのではないのでしょうか。市町村合併をしないで行政サービスの低下をさせないことになる。繰り返しますが、例えば介護保険料や水道使用料、保育料の増加やごみ処理費の本格的な有料化等を容認するか、それらの行政サービスを極力受けない覚悟が住民に必要になってくるのではないのでしょうか。

話は変わりますが、ごみ処理問題を考えても、昭和30年代は行政がごみを処理していなかったと思います。ごみは各家庭で焼却したり、埋めたり、肥料にしたり、特に生ごみは家畜の飼料、特に豚を飼っている家庭ではよく収集してくれた記憶があります。このようにごみ処理は行政の仕事ではなく、ごみ処理費は財政上必要はなかったと思います。その後、衛生上の問題からごみを地方自治体が収集し焼却するようになりました。このことにより、町はごみ処理費を予算計上するようになりました。現在南伊豆町では年間約1億8,000万円のごみ処理費。正式にはごみ収集事務約8,500万円、焼却施設維持事業約8,500万円、最終処分場維持事業約500万円がかかっております。

昨年、一昨年はダイオキシン対策のためにごみ焼却場の煙突、正式には排ガス高度処理施設等整備事業と言うそうですが約8億円をかけて改修しています。そしてさらに、これから最終処分場を建設するのに約5億円程度の予算措置が必要になると思われます。このように、ごみ処理一つをとっても、行政経費は年々増加の傾向にあります。

また、次に役場職員の数でその変化を申し述べたいと思います。合併当時は昭和30年の南伊豆町の人口は1万6,376人で職員数は71名、予算規模は3,455万2,000円でした。48年を経過した現在、平成15年の南伊豆町の人口は実に6,000人減って1万3,555人で職員数は168人、予算規模は実に52億1,000万円と膨大になりました。

このことを考えると、人口は減少しているのに職員数がふえている。昭和30年当時町民

320 人に 1 人、現在は町民 61 人に 1 人の職員数であります。これはとりもなおさず行政の果たす役割、いわゆる行政の仕事が格段にふえたことを意味するものであります。行政の仕事がふえることにより、住民生活は非常に楽になり便利になっていると思います。例えば学校給食や幼児保育を考えれば、このことは一目瞭然であります。経費削減のために職員数を減らさなくてはならない。しかしながら、職員数を減らせば今までどおりの行政サービスを求めることは住民エゴであります。現在の行政サービス水準を維持し、さらに住民負担増を極力抑えるにはどのような方法があるのか。合併による規模の経済性を追求するのが一番いい方法ではないかと私は考えます。

よく言われるように、ひとり暮らしより 2 人暮らしの方が生活が楽になる。例えば 1 人ずつ生活すれば住居や生活用品、テレビ、洗濯機や冷蔵庫等それぞれが必要になります。それだけお金が必要となります。共同生活ができるのであれば、このようなむだをなくすことができるはずで、このように、ある一定の規模までは経済が効率的になることを規模の経済性と言うそうです。

合併にも同じ規模の経済性が当てはまります。これは統計上のことですが、市町村運営における住民 1 人当たりの行政経費は、1 万人規模の町村では年間約 28 万円ほどかかりますが、これが 10 万人規模の市町村では年間約 22 万円ほどで済むそうです。規模の経済性を追求し、住民負担を極力抑えることが我々に課せられた使命であると思います。

当然、昨日からの町長の答弁を聞いておりますと、これに対する決意をされていると思います。そして、先ほど同僚議員から紹介がありましたが、今月 7 日の静岡新聞の社説は、「厳法がやってくる。それでも合併を見送りますか」との見出しで、片山総務大臣、つまり政府の考えを紹介しています。現在の合併特例法の期限後は新法を制定する。昨日からの一般質問でも新法の話が何度も出ております。そのとらえ方も一様ではなく差がありましたが、静岡新聞の社説では、これは強制合併を示唆する法律となるであろうとの見解であります。私も同様に考えます。地方制度調査会は人口 1 万人以下の小規模自治体の権限を縮小し自治権を骨抜きにする。その権限は住民への窓口サービス等に限定し、教育委員会の存在も認めない。議員は原則無給とし、地方交付税は人口が少ないほど今までは優遇されていた割増し補正は 1 万人で頭打ちにする。人口 1 万人に満たない小規模自治体の存在をはっきりと否定する。そのための兵糧攻めである。

理想に酔い、霞をくらって生きられるわけではない。福祉、医療、環境、教育など重い行政需要に現実的な目を向けなければならない。地域住民みずからが公共活動の場を形成して

いくローカルガバナンスが求められているとき、首長や議長が将来展望を誤れば、その市町村の発展はない。必ず後世において住民の非難にまみえることになる。

これが以上社説の要約です。非常に厳しい政府の姿勢がそこにあります。また、社会の公器である新聞、それも静岡新聞の社説で、これほどまでに論説するとは驚嘆のことです。このような状況の中でも、合併反対論や合併慎重論の人たちは合併しなくても十分に現在の行政サービスの水準を維持し、住民に負担増を求めなくてもいいという主張をするのであれば、その根拠を示すべきではないでしょうか。

財源は当然として、行政運営の方法等を住民の納得のいくように説明すべきであります。ただ、根拠もなく住民サービスが低下するとか、市町村合併のデメリットを声高く叫び、いたずらに住民感情を煽り、住民の考えを左右することは厳に慎むべきであります。また、合併慎重論の方に申し上げますが、私は平成12年3月定例町議会で地方分権と合併の表題で一般質問をし、岩田町長に考えをただしました。あれから実に3年半の歳月が流れていました。市町村合併論議は、平成12年10月19日設立の賀茂地区の市町村合併を勉強する議員の会を立ち上げ、下田市、賀茂郡の当時市町村議員104名全員に問題提起をしてきました。十分の議論をしたと自負しております。もし合併慎重論を唱えるのであるならば、合併特例法の期限後の合併が期限前の合併よりもメリットがあり、十分住民にとり意味のあるものであるとの理由を開示し、説明すべきであると思います。

ただ単に行政側の説明が不十分であるというのは理由にならないと考えます。確かに行政側は地区懇談会を何度かの機会に分けて100回の会合を開催したと申しております。昨日の一般質問の答弁で、住民説明会776名の出席があったと報告がありました。説明不十分ではなく、住民みずからがその説明を積極的に求めるのが本来の姿であり、本来の住民自治はそこに育つのではないのでしょうか。少子・高齢化時代であり、地方分権の時代が目の前に来ています。自立した自治体は住民一人一人に自己決定、自己負担、自己責任を求めます。住民が安心して暮らせる町、そのような地方自治体の形を求めたときに、私は市町村合併をすることは必要であると結論いたしました。

以上、合併賛成の立場から申し上げましたが、町長の合併に対する意見を再々申しわけありませんが、決意を聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 梅本議員のお考えに対して、私は本当に感謝するという気持ちでござ

います。この静岡新聞の社説にもあります。最後の結論でございますけれども、「市町村は市町村長や議員の所有物でない」と、こう結論づけておりますけれども、私の立場をとらえるならば、先ほど保坂議員にもありましたけれども、ドンキホーテという言葉は私は常々使う。ということはまちづくりだとか、それぞれ政治家にとって一番大事なことは、その町に産業をおこすこと、私はそうだと考えています。そのために4年間の積み重ねを行い、そしてその中で里山構想という、これが最終的には住民の一つの公約数になると、そういうことの中で私は里山構想と。水こそこの行政の基本であるという考え方のもとでやってきたわけです。しかし、この合併という問題が出たときに、それを当面は放置しなければならないこの情勢に追い込まれていることに、今、梅本議員の本当に切なる心を聞いたとき私は感謝するわけでございます。同じ意見でございます。

ですから、私はここで答弁いたしません、本当に一命を投げてではございませんけれども、ともかく衆議院議員の「退路を絶って」と言いますけれども、その心境で本当に自分の政治生命を絶ってまでこれはやる。本当に後世が見たときに、あの岩田はばかだったと言われるかもしれません。しかし、よくなったとも言われるかもしれない、それほど重要なことでございます。

私は本当に町民のことを考えていないわけではなくて、自分の10年後、20年後を少なくとも考え、もし町長をやめたならば私は一町民になるわけです。あと20年後になったら背中が曲がった老人になるわけです。その時にどうあるべきかということ私常日ごろ考え、そして常に町民の目で、これは行政で運営しなければいけないというのは常々言っております。そういう高所から私は少なくとも公務員というのは全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないというのは常々言っております。そして政治の王道とは何か。誠実なる心を持ち、奉仕の心をもって町民に奉仕するのが政治の王道でございます。その本旨にしたがってやるならば、考えるならば、この合併はぜひ成功させなければいけない。そしてもしかすると批判されるかもしれません。でも、今の現況、日本国の現状、そして少子・高齢化を踏まえたときに、決断せざるを得ないのが今の心境です。ですから苦汁の選択というのはそういうことでございます。

本当に貴重なご意見をありがとうございました。

議長（齋藤 要君） 梅本和君。

〔6番 梅本和君登壇〕

6番（梅本和君） これで終わりますけれども、町長が野中広務さんの言葉を借りて、退

路を絶ってという決意をされた。本当に市町村合併成し上げても、決して成した首長、議会の人たちが町民から評価されることはないと思います。それはなぜかという、政治には実験はないし、やり直しはきかない。だから、あのときああしておけばよかった、こうしておけばよかったという意見がうんと出てくるのではないかと思います。ただ、町長がされた苦汁の選択というのは、私も同じ気持ちであります。ぜひ合併に向かって邁進していきたいと、このような決意を述べて私の質問を終わりたいと思います。

議長（齋藤 要君） 梅本和雄君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩をいたします。

（午後 1時57分）

---

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、議会を再開いたします。

（午後 2時10分）

---

議第42号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第42号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第42号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員であります浅野忠誠氏につきましては、平成15年10月26日をもってその任期が満了いたします。浅野氏は平成11年10月27日就任以来、約4年間にわたり教育行政の発展にご尽力してまいりました。人格も高潔で、教育文化に見識を有しており、教育委員として適任者であると存じます。つきましては、引き続き教育委員として、手石729番地の浅野忠誠氏を任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第42号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は同意することに決定をいたしました。

---

議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第43号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第43号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員であります渡辺権氏につきまして、平成15年10月26日をもってその任期が満了いたします。

今回ご審議いただきます内山世紀子氏は、男女協働参画社会推進のため女性をご提案させていただき、女性の立場から教育行政の発展にご尽力いただきたいと考えております。人格も高潔で、教育文化に見識を有しており、教育委員として適任者であると存じます。つきま

しては、新たに教育委員として子浦1955番地、内山世紀子氏を任命いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第43号議案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は同意することに決定をいたしました。

---

議第44号～議第47号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第44号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第45号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第46号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第47号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを、一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ただいま一括上程させていただきました4議案とも、職員等の旅費に関係する条例改正であります。

議番号順が逆になりますが、基本となっております議第47号の職員の旅費に関する条例改正より、順次提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町行政改革推進実施計画により、行財政改革の一環として職員等の出張旅費を適正な水準に引き下げ、また出張の実態に則した旅費条例とするための一部改正であります。

主な改正は別表の旅費額表の引き下げ改正です。別表、車賃のうち庁用車使用の場合8円、6円適用の距離基準を、「往復 150キロメートル以上」を「片道 100キロメートル以上」に引き上げ、また要綱規定で自家用車は原則使用しないものとするが、許可を得た場合は1キロメートル当たり35円を支給する規定を新たに設ける。日当のうち下田市及び賀茂郡内町村を管内出張とし、「1000円支給」を「支給しないもの」に改める。

日帰り加算支給の距離基準を「往復 150キロメートル以上」から「片道 100キロメートル以上」に対象地を狭め、加算額を宿泊料の3分の1から5分の1相当に2,600円に引き下げたものです。また、このほか改正は別表改正にあわせ、本則の条文を「旅行」から「出張」に改める等の条文整理をしたものです。

なお、この改正は平成15年10月1日から施行するものです。

次に、議第46号 特別職の常勤の者四役の旅費につきましての改正ですが、一般職の職員に準じて別表の改正を行いたいものです。

続きまして、議第45号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、申し上げます。

本案の1点目の改正は、選挙執行関係の非常勤の特別職の職員に公職選挙法の一部改正により、期日前投票制度が平成15年12月1日から創設されることに伴い、期日前投票所の投票管理者と同立会人を新たに加える別表1の改正です。

2点目としては、議第46号と同様に非常勤特別職の職員の費用弁償を一般職の職員の旅費改正と同様に改正する。南伊豆町特別職の非常勤の者の給料等に関する条例に委任し、別表第2の旅費額表を削除する。また、管内出張の場合の費用弁償として従来どおりの日当を支給する所要の改正を行うものです。

一括提案最後の議第44号 議員の費用弁償に係る一部改正について申し上げます。

出張の際、費用弁償として支給する旅費の額を、一般職の職員と同様に改正する南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例に委任し、別表の旅費額表を削除する。また、新たな第4条の2は会議等の費用弁償の額を規定、また下田市及び賀茂郡内町村への管内出張の場合については、費用弁償として従来どおり日当を支給できるよう所要の改正を行いたいものです。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、説明させていただきます。

初めに、職員等の旅費改正の内容説明ですが、本則条文の5号「旅行」を実態に合わせて「出張」に改める。新旧対照表がございますが、議第47号を参考にさせていただければと思います。

第3条の4項ですが、出張命令を実態にあわせ通常の出張命令の管内出張を出張命令票と簡素化を図ること、それと条文整理を講じたものです。

第5条は、旅費の種類を別表の内容に合わせて条文整理を行う。内容的にはほとんど変わっておりませんが、表現が違っておりますので条文整理等をするものです。

第9条は、町内出張を町内に下田市地内及び賀茂郡内町村を加え、管内出張と認めるということです。

第10条は、旅費を精算する際の旅費支給明細書及び管内旅費支給明細書の様式等は規則運用とするということであります。

第11条は、10日以上長期研修の場合の宿泊料についてですが、1泊1万3,000円を超えない範囲で実費の5割増しの額とすると規定を加えるということでございます。これにつきましては、東海道線の長期出張の規定がなかったものですから、詳しくさせていただいたところですが。

第13条については、条文整理でございます。別に規則に改めるということを入れたものでございます。

それから、町長が提案理由で申し上げましたとおり、別表改正で車賃1キロ当たりの金額

算出距離基準による減額、これは「往復 150キロ」だったのを「片道 100キロ」にするということであります。管内出張の日当削減は「1,000円」から「ゼロ円」にすると。日帰り加算額を「4,333円」から「2,600円」に引き下げの改正を行います。例をとりますと、出張先で一番多い下田市ですと1,000円減額。これは6円掛ける距離数だけになったと。それから沼津市の日帰りの出張で庁用車使用の場合ですと、片道が84.2キロありますので1キロ当たり6円とする。また、日帰り加算の対象となるために4,686円でいきます。また、沼津市の鉄道利用の場合で4,334円の減となります。静岡市の場合ですと、日帰り加算も減額するのみで1,734円の減額となります。

なお、管内出張の場合の日当減額は、非常勤勤務も特別職の委員さん及び町議会の議員さんは該当ならないで、従来どおり日程1,200円が支給されるということです。

それから、議第45号で新しい法律改正に伴いまして、期日前投票の制度が設けられました。これにつきまして申し上げます。

新たな期日前投票制度は、公職選挙法の一部改正が平成15年6月11日に公布されまして12月1日から施行をされます。その改正の中で不在者投票制度の見直しとして創設されたということになりました。見直しの背景といたしましては、不在者投票制度が当日投票主義の例外として投票日以外の日に投票記載を認めていますが、投票の受理、不受理は選挙日に投票管理者が決定する仕組みになっております。しかしながら、選挙人の考え方としては、投票所同様に投票を行っているという認識があるのが一般的であります。特に投票用紙を内封筒、外封筒に入れ署名することが、投票の秘密を犯すと誤解されている向きもあります。加えて不在者投票の増加もあり、見直さなければということになったというところがございます。

現在の不在者投票制度は、施設入所者、あるいは投票日20歳当該者、あるいは郵便投票のために一部改正して残ることになりました。その内容ですが、不在者投票制度の補完として、新たな期日前投票の該当を申し上げます。

対象となる投票につきましては、名簿登録地の市町村選管で行う投票です。

投票期間は、今までの告知日でしたんですが、告示日の翌日から投票日の前日まで。不在者投票も同様に変更されました。投票を行うことのできるものは、不在者投票と同等の理由があるものです。投票を行う場所は市町村に1カ所以上設けられる物質的に隔離された1室で投票をする。今考えられるのは南伊豆町役場の1階の会議室等を考えております。

投票時間、投票手続は原則不在者投票と同じですが、投票用紙を直接投票箱へ入れることができる確定投票となります。選挙権の認定の時期は、期日前投票を行う日となります。投

票を行った後に、死亡、転出が発生して選挙権を失ったとしても有効な投票として扱われます。

概要は以上ですが、これにより市町村には期日前投票所を設置し、地区投票所と同様に期日前投票の管理者及び立合人2人を置かなければならなくなりました。報酬額につきましては、法律の基準により投票管理者日額1万1,200円、立会人、日額9,600円となります。

以上で内容説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第44号議案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第45号議案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第46号議案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第47号議案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第48号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第48号 南伊豆町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第48号の提案理由を申し上げます。

本案は、条例第5条の改正でありまして、下水道への宅地内接続工事の際、排水設備等の設計及び工事の実施の規定であります。このうち設計については、下水道法では特別の定めがなく、一方建築士法では一定規模以上の建築物の排水設備の設計、または工事管理は建築士でなければできないと規定されております。

条例第5条の設計について規定することは適当でないので、これを削除する所要の改正を行いたいものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第48号議案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第49号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第49号 下田市・河津町・南伊豆町合併協議会の設置についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第49号の提案理由について申し上げます。

本案は、下田市・河津町・南伊豆町市町村合併についてであります。

市町村合併は、地方分権の時代を迎えた今日、市町村が行財政基盤を強化する上で有効な手法であり、住民とともに将来あるべき姿を展望しつつ、積極的に検討や議論を行っていくべき重要な課題であると考えております。このため、下田市・河津町・南伊豆町の合併に関する基本的な計画の作成、その他合併に関する協議を行うため、下田市ほか2町合併協議会を設置する必要があるものです。

なお、この規約は1市2町の長が協議して定めた日から施行したいものです。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 私は大事なことですから、1点お聞きをしておきたいと思います。

合併を賛成する立場からお聞きをしたいわけでございますけれども、先ほど同僚議員の2番議員、清水清一君からの一般質問の中にありましたけれども、1市2町の長が取り交わした合意書の件でございます。この件で先ほど町長は、これは方向性であって、一つの合意案だということを町長言ったんですけれども、それでは困るわけです。ちゃんとしてもらわないと。案ならば案とここに入れてもらうことが大事なことですけれど。ただ、それを案ではなくて、合意書を取り交わしたんだから、案の方を取り消していただきたいなということで、その辺をはっきりしていただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 1市2町の合意書、要するにそれをたたき台にする合意書ということで考えていただければ結構です。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） わかりました。それでは案を消してよろしいということですね。わかりました。ありがとうございます。

議長（齋藤 要君） ほかに。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 同じ質問なんですけれども、たたき台ということでありましてけれども、河津町の町長が出してきた背景には、これに基づいてやらなければやらないということで、たたき台というよりは前提条件ではないかと私思うんですけれども、そのところはもう一つはっきり、これでなければやらないということを河津の町長は言っておられるのではないかと思いますけれども、町長の考え方をもう一度確認の意味で言っていただきたいと思っています。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） これは合意書でございます。ということは、この合意書に基づいて検討、協議するという事になっておりますので、合意書と考えて結構でございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） たたき台ではなくて前提条件になっていることを確認したいと思うんですが。中身については、委員会付託なるわけですけれども、この中でこの合併協議会が住民に公開をするという文言が入っておりませんが、住民に対して公開をするという中身を付記をすべきではないか。

もう一つは、必要に応じて住民の総意を酌み尽くすアンケート等々も含めて、そういうことが求められるというふうに思うんですが、それについての見解を答えていただきたいと思っています。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） お答えします。

この規約については規定はございませんが、要望という形で協議会の会議録等公開要綱と言う形で、別にこれを情報公開という形でありますけれども、要綱をつくってそちらの方で規定はしてございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 要綱の案もあるわけですね。

企画調整課長（谷 正君） はい。

12番（横嶋隆二君） 議会にそれ提出してもらえますか。要綱はあれなんですね、規約だけです。

企画調整課長（谷 正君） そちらの方に現在議案としてお渡ししてあるのが規約です。

12番（横嶋隆二君） 規約だけです。

企画調整課長（谷 正君） はい。

12番（横嶋隆二君） 議事録の公開ということがありますけれども、議事の公開ももちろんするわけですね。

企画調整課長（谷 正君） はい。そうですね。

12番（横嶋隆二君） よろしいですね。それともう一つ、住民の総意を反映するという条項が必要だというふうに思いますけれども、それについてはどのような見解ですか。それも要綱ですか。委員会付託になるからまたあれですけれども、要綱の案があれば、それはきちんと出していただきたいんです。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） それは現在のところ、規約が制定されてからというふうにな

るものですから、手続上は。現在は案ということなんですが、それは22日ですか、そのときにコピーという形になりますがお出しします。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を、第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第49号議案は第1常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、議会を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時42分）

## 平成15年9月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第3日）

平成15年9月19日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第51号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議第52号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議第53号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議第54号 平成15年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議第55号 平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第56号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第57号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第58号 平成14年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第59号 平成14年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第60号 平成14年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第61号 平成14年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第62号 平成14年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第63号 平成14年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第64号 平成14年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第65号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第66号 平成14年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和雄君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	鈴木博志君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 修 治

主 事 勝 田 智 史

---

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成15年9月定例会本会議第3日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 勝 幸 君

4番議員 谷川 次 重 君

---

議第51号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第51号 平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

本案は、7月の本算定実施により、歳入では国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金、繰越金の増額と国民健康保険税の増額補正であり、また歳出では、総務費の増額と介護納付金の減額が主な内容であり、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ 212万 2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億 4,479万 1,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、住民課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

住民課長（内山力男君） それでは、平成15年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容について説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ 212万 2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億 4,479万 1,000円とするものであります。

最初に、歳出から説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

歳出の第1款総務費、1項1目7000番の一般管理費でございますが、14万円。その内訳ですか、節として需用費で4万円、18の備品購入費で10万円ですが、これはおのおの関連しているわけでございますけれども、レセプトというのがあるわけですが、そのレセプトのボリュームがふえてきたため、レセプトの保管庫を庁用備品として購入したいと。それに対する資材費として、消耗品を4万円計上させていただきました。

次に、2項1目の賦課徴収事務費でございますけれども、節で職員手当等でございます。10万円でございますが、保険税の徴収が低迷する中、時間外の手当を増額させていただきました。

次に、2款保険給付費でございますが、ここの2款1項、あるいは2項でございますが、財源区分の変更であります。

さらに、めくっていただきまして14ページでございますけれども、4款介護納付金、1項1目介護保険事務納付金でございますが、236万 2,000円の減額でございます。これは実は15年度分が、待機率ですか、14年度と、それが確定したためにおきまして減額するということになったわけでございます。

次に、前の方に戻るわけですが、7ページをお願いしたいと思います。

1款の国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億 3,574万円の減額でございます。その内訳といたしまして、1節の医療給付分現年課税分ですが、この7月の本算定によりまして1億 2,851万 5,000円の減額になります。さらには、介護納付金の現年分につきましても722万 5,000円の減額。さらに、2目でございますが、退職被保険者等の国民健康保険税が27万 7,000円の減額でございます。その医療給付分の現年度分は107万 9,000円の増額、介護保険分の現年は135万 6,000円の減額であります。

次のページをお願いいたします。

3款の国庫支出金でございますけれども、2項1目財政調整交付金でございますが、1節

の普通調整交付金 6,747万 9,000円、増額させていただきました。これは、前年度等の実績を考へて計上させていただきます。

次に、4款の療養給付費交付金でございますけれども、70万 6,000円でございます。14年度、精算した結果、70万 6,000円、過年度分として入る見込みとなりました。

10ページ、次のページをお願いしたいと思います。

そんな中、繰り入れといたしまして2項の1目でございます、支払準備基金繰入金 3,500万円を計上させていただきます。

次に、9款の繰越金でございますが、14年度の決算をしたところ、その他の繰越金といたしまして 3,071万円の増額となりました。

それでは、前の方になりますけれども、6ページをお願いしたいと思います。

全体でいきますと、今回の補正額、212万 2,000円の減額でございますけれども、それに伴いまして11億 4,479万 1,000円となるわけでございますが、この内訳といたしまして、国県の支出金が 6,747万 9,000円の増、さらに一般財源が 6,960万 1,000円となります。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ちょっと教えていただきたいと思ひますけれども、12ページの箇所、時間外勤務手当の10万円でござひますけれども、これは時間外に集金に行くときの費用と解積していいのか。

議長（齋藤 要君） 住民課長。

住民課長（内山力男君） そのとおりでございます。夜間、昼間は案外いないんです。なもので、夕方というか6時、7時、そういう時間帯に滞納整理へ行くということでご理解願ひます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） わかりました。本当に不納欠損がないように、一生懸命これだけ、10万円も補正になっているわけですがけれども、大変でしょうけれども、時間外に。本当に昼間はないと思ひますよ、皆さん勤めがあるから。そういう中で、努力もしていただきたいなというふうに要望して、ありがとうございました。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第51号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第52号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第52号 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第52号の提案理由を申し上げます。

平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ364万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ4億4,469万8,000円とするものです。

歳出の主な内容としましては、手石処理分区地質調査2カ所分の委託料の増と処理場ポンプ等の施設備品が故障した場合の予備として置きたいための備品購入費等で、364万8,000円追加するものです。

歳入につきましては、第5款繰入金 364万 8,000円を追加するものです。

詳細につきましては、下水道課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（佐藤 博君） 平成15年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

歳出、1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業は 231万 4,000円を増額し、2億 2,643万 6,000円とさせていただこうとするものです。11節需用費の増ですが、書類の整理棚がいっぱいになり、スペースがなくなったため、購入させていただこうとするものです。12節役務費については、電話料、郵便料の年間経費の不足分の増額です。13節委託料 199万 5,000円の増ですが、手石処理分区の地質調査2カ所を実施したく計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

2款業務費、2項2目下水道施設管理事業は 133万 4,000円の増、14節使用料及び賃借料につきましては、中継ポンプ場の清掃時のユニック車と、停電時に備えて車両の発電機の借上料を計上させていただくものです。18節備品購入費の主な内容としましては、脱臭設備のポンプ、モーター、ファンベアリングが故障した場合に対応するため、予備として購入したく計上いたしました。

次に、歳入です。7ページをお開き願います。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金 364万 8,000円の増でございます。

最後に、6ページをお願いします。

今回の補正は、補正前の額 4億 4,105万円に 364万 8,000円を追加し、歳入歳出の総額を 44億 469万 8,000円とさせていただこうとするものです。

なお、補正額の財源内訳は、一般財源の 364万 8,000円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

失礼しました。予算総額ですけれども、4億 4,469万 8,000円でした。訂正させていただきます。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第52号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第53号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第53号 平成15年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第53号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,814万1,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳出では、要支援にかかわる給付件数の伸びに伴い、居宅支援サービス計画給付費負担金44万 2,000円、平成14年度保険給付費等の確定に伴う国・県への返還金90万 4,000円、過年度分大規模被保険者還付金22万 3,000円を追加するものです。

歳入につきましては、居宅支援サービス計画給付費負担金に充当するため、介護保険料特別徴収保険料を44万 2,000円、前年度繰越金が確定し、返還金等に充当するため、繰越金を112万 7,000円それぞれ追加するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） それでは、議第53号 南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容のご説明をさせていただきます。

歳出より説明いたしますので、恐れ入りますが、9ページをお開きいただきたいと思えます。

第2款保険給付費、2項5目居宅支援サービス計画給付事務、これにつきましては、提案説明にもありましたとおり、要支援の介護サービスの計画策定に伴う負担金でございまして、月8件ほどで予算計上してございましたが、8月、9月の実績が11件ほどに伸びてきておりますので、44万 2,000円を追加するものであります。

6款の諸支出金ですけれども、2項1目償還金事務ですけれども、14年度の介護保険事務、それから介護保険の給付費の交付金等の実績に基づきます精算でございまして、90万 4,000円を追加するものであります。それから、3目の第1号被保険者保険料還付金でございしますが、これも特別徴収分ですけれども、社会保険庁より通知に基づきまして、前年度分を15年度に返還するものでありまして、22万 3,000円を追加するものであります。

恐れ入りますが、7ページ、歳入ですけれども、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、7月に本算定を行いまして、増額になりましたので、44万 2,000円を追加するものでございます。

次に、8ページですが、繰越金を112万 7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ156万 9,000円を追加、予算総額は6億 3,814万 1,000円になります。

以上で内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第53号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第54号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第54号 平成15年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、水道事業収益を15万7,000円、水道事業費用を300万円おのおの増額するものです。

詳細は水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

水道課長（渡辺 正君） それでは、平成15年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

それでは、11ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款水道事業収益は15万7,000円を増額し、2億8,129万3,000円とします。内訳としまして、2項営業外収益、3目消費税還付金、1節消費税還付金を15万7,000円増額するものです。

続きまして、12ページをお開きください。

支出であります。

1款水道事業費用は300万円を増額しまして、2億9,215万3,000円とします。内訳としまして、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費、11節委託料を200万円増額するもので、これは石綿セメント管等の産廃処理費でございます。4目簡易水道等費、16節材料費を100万円増額します。これは、簡易水道等施設修繕用の材料費です。

以上で内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第54号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第55号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第55号 平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 監査委員の決算審査報告につきましては、お手元へ配付いたしました決算審査意見書をもって報告にかえます。以下、各会計についての監査委員の決算審査報告も同様省略とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第55号の提案理由を申し上げます。

平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額54億 9,111万 6,761円、歳出総額52億 1,139万 2,966円で、歳入歳出差引残金実質収支額は2億 7,972万 3,795円となりました。これを平成13年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては 4,429万 7,356円、0.5%の増、同じく歳出につきましても 5,755万 8,572円、1.1%の増となりました。

平成14年度の予算執行に当たりましては、第4次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画の着実な具体化に努めるとともに、その執行に際しましては、計画的かつ効果的な執行を心がけております。本決算は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

なお、決算の内容につきましては、収入役より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） 平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算の内容についてご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入から説明します。

款につきましては、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の順に説明しますが、不納欠損の欄及び収入未済額の欄がゼロの場合はそこは省略させていただきます。項につきましては、収入済額のみ説明とさせていただきます。

1 款町税、予算現額 9 億 986 万 1,000 円、調定額 11 億 4,339 万 1,728 円、収入済額 9 億 5,755 万 5,302 円です。これは前年比 97.8% であります。約 2,133 万ほど昨年より減っております。不納欠損額 748 万 9,438 円、これは時効による不納欠損額です。収入未済額 1 億 7,834 万 6,988 円、この内訳としまして、平成13年度現年度分として 3,471 万 8,239 円、それ以前の分として 1 億 4,362 万 8,749 円です。予算現額と収入済額との比較は 4,769 万 4,302 円の増であります。

歳入総額に対する町税の割合は 17.45% でありました。ちなみに昨年度、13年度は 17.97% でありました。

以降、各款の歳入総額に占める割合は、附属資料の主要施策の成果を説明する書類、4 ページに掲載してありますので、参考にごらんになっておいてください。

1 項町民税、収入済額 2 億 8,298 万 9,012 円、前年比 94.6% でありました。2 項固定資産税、収入済額 5 億 4,488 万 300 円、これは前年比 100.4% です。3 項軽自動車税、収入済額 1,797 万 7,500 円、これは前年比 104.2% となります。4 項町たばこ税、収入済額 6,518 万 5,392 円、前年比 97.7% です。5 項特別土地保有税 1,829 万 7,300 円、これは前年比 88.0% です。6 項入湯税、収入済額 2,822 万 5,798 円、これも前年比 88.0% になります。

2 款地方譲与税、予算現額 6,900 万円、調定額、収入済額とも同額の 7,222 万 2,000 円です。予算との比較として、322 万 2,000 円の増であります。1 項自動車重量譲与税、収入済額 4,436 万 9,000 円です。2 項地方道路譲与税、収入済額 2,785 万 3,000 円です。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金とも同額でありまして、予算現額 1,000 万円に対しまして、調定額、収入済額、同額の 1,086 万 2,000 円です。予算現額との比較は 86 万 2,000 円の増であります。

4 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、これも同額であります。予算現額 8,400 万円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 8,236 万 7,000 円です。予算との比較は 163 万 3,000 円の減です。

5 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、これも同額であります。予算現額 1,700 万円、調定額、収入済額とも同額の 1,712 万 7,739 円、予算との比較で 12 万 7,739 円の増であります。

6 款特別地方消費税交付金、1 項特別地方消費税交付金、これも同額であります。予算現額 1,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともゼロであります。比較として 1,000 円の減であります。

7 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、これも同額であります。予算現額 4,900 万円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 5,036 万 4,000 円です。予算との比較は 136 万 4,000 円であります。

8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、これも同額であります。予算現額 2,390 万 6,000 円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 2,390 万 6,000 円です。予算との比較はゼロであります。これは町民税の減税による交付金であります。

9 款地方交付税、1 項地方交付税、これも同額であります。予算現額 20 億 964 万円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 21 億 2,629 万 3,000 円です。これは前年比 96% に当たります。8,840 万ほど昨年より減っております。予算現額と収入済額の比較として 1 億 1,665 万 3,000 円です。

10 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、これも同額であります。予算現額 100 万円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 116 万 4,000 円です。予算との比較は 16 万 4,000 円の増であります。

11 款分担金及び負担金、予算現額 6,300 万 9,000 円、調定額 6,309 万 3,833 円、収入済額 6,262 万 5,233 円、収入未済額 46 万 8,600 円、これは保育料です。予算現額との比較として、38 万 3,767 円の減になります。

次のページをお願いします。

1 項分担金、これは土木費及び三坂漁港改修事業の分担金であります。収入済額 1,538 万 1,000 円。2 項負担金、これは民生費の負担金でありまして、収入済額 4,724 万 4,233 円です。

12 款使用料及び手数料、予算現額 9,366 万 3,000 円に対しまして、調定額 1 億 22 万 9,264

円、収入済額 9,979万 4,954円、収入未済額43万 4,310円、これは道路占用、河川占用の未  
集金であります。予算現額と比較しまして、613万 1,954円の増であります。1項使用料、  
この主なものとしましては、弓ヶ浜とか銀の湯会館の使用料でございます。収入済額 8,806  
万 314円。2項手数料、これは総務手数料、清掃手数料でございます。収入済額 1,173万  
4,640円。

13款国庫支出金、予算現額3億 4,692万 2,000円、調定額、収入済額とも同額の3億  
4,986万 4,796円。予算現額との比較は294万 2,796円の増であります。1項国庫負担金、  
これは民生費、衛生費、災害復旧費の国庫負担金であります。収入済額1億 6,266万 4,134  
円。2項国庫補助金、これは衛生費、農林水産費、土木費等の国庫補助金であります。収入  
済額1億 8,132万 9,609円。3項委託金、これは国民年金、児童手当等の委託金ございま  
す。収入済額 587万 1,053円。

14款県支出金、予算現額2億 5,013万 3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも同額  
の2億 5,336万 7,410円。予算現額との比較は323万 4,410円。1項県負担金、これは民生  
費、衛生費の県負担金でございます。収入済額 5,722万 9,015円。2項県補助金、これはバ  
ス対策、老人福祉、商工費等の県補助金です。収入済額1億 7,937万 8,907円。3項委託金、  
これは総務委託金、徴収費の委託金でございます。収入済額 1,675万 9,488円。

15款財産収入、予算現額 218万 3,000円、調定額、収入済額とも同額の 235万 5,639円。  
比較として17万 2,639円の増でございます。1項財産運用収入、これは財産貸付と預金利息  
でございます。収入済額 235万 5,639円。2項財産売払収入、ゼロでございます。

16款寄附金、1項寄附金、これも同額でありまして、予算現額 185万 8,000円に対しまし  
て、調定額、収入済額とも同額の 185万 8,604円。比較として 604円の増であります。

17款繰入金、予算現額4億 2,971万 3,000円、調定額、収入済額とも同額の4億70万  
3,000円。予算現額との比較は2,901万円の減であります。1項特別会計繰入金、これは三  
坂財産区への繰入金です。収入済額 971万 9,000円。2項基金繰入金、これは財政調整基金、  
減債調整基金の繰入金でございます。収入済額3億 9,098万 4,000円です。

18款繰越金、1項繰越金、これも同額でありまして、予算現額2億 9,298万 5,000円に対  
しまして、調定額、収入済額とも同額の2億 9,298万 5,011円です。比較として11円の増で  
あります。

19款諸収入、予算現額 5,076万 3,000円、調定額 5,810万 5,937円、収入済額 5,470万  
1,073円、収入未済額 340万 4,864円、これは災害援護資金貸付金の収入未済であります。

予算との比較は 393万 8,073円の増であります。1 項延滞金、加算金及び過料、収入済額39万 6,947円。2 項町預金利子、これは歳計及び歳計外現金の預金利子でありまして、収入済額 3万 3,811円。3 項貸付金元利収入、これは災害援護資金の貸付金の元利収入でございます。収入済額38万 8,234円です。

次のページをお願いします。

4 項雑入、ここの主なものとしましては、銀の湯会館の物品販売の収入と物品の貸し付けの収入でございます。収入済額 5,388万 2,081円。

20款町債、1 項町債、これも同額であります。予算現額 6億 3,110万円、調定額、収入済額とも同額の 6億 3,100万円、予算との比較は10万円の減であります。この町債の主なものとしましては、清掃債、ダイオキシン対策に 2億 5,050万円、臨時財政対策債に 1億 7,390万円、土木債の 9,640万円などが主なものでありますけれども、この詳細については、25ページと26ページに記載されておりますので、ごらんになっておいてください。

歳入合計、予算現額53億 3,573万 7,000円、調定額56億 8,126万 961円、収入済額54億 9,111万 6,761円、これは前年比 100.8%で、4,429万 7,356円の増になっております。不納欠損額 748万 9,438円、収入未済額 1億 8,265万 4,762円、予算現額と収入済額との比較 1億 5,537万 9,761円の増であります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。次のページをお開きください。

歳出につきましても、款につきましても、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に説明いたしますけれども、翌年度繰越額がゼロになっておりますので、ここは省略させていただきます。項につきましても、支出済額のみ説明とさせていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、これは同額でありまして、予算現額 7,501万円、支出済額 7,347万 1,269円、不用額 153万 8,731円、比較も同額の 153万 8,731円でございます。

2 款総務費、予算現額 6億 4,638万 1,000円、支出済額 6億 2,688万 6,031円、不用額 1,949万 4,969円、比較も同額の 1,949万 4,969円であります。1 項総務管理費、これは一般管理費、財産管理費、自治振興費、企画電算管理費等であります。支出済額 4億 7,249万 2,278円。2 項徴税費、これは税務関係の費用でございます。支出済額 8,772万 1,596円。

3 項戸籍住民基本台帳費、これは住民課関係の費用でございます。支出済額 4,290万 5,181円。4 項選挙費、これは選挙管理委員会、町長選挙の事務費等の費用でございます。支出済額 1,628万 7,116円。5 項統計調査費、支出済額 661万 9,130円。6 項監査委員費、支出

済額86万 730円です。

3 款民生費、予算現額7億 6,030万円、支出済額7億 2,472万 8,582円、不用額 3,557万 1,418 円、予算現額も同額の 3,557万 1,418円。1 項社会福祉費、これは総務、年金、老人福祉の社会福祉費です。支出済額3億 4,691万 9,750円。2 項児童福祉費、これは保育所、児童手当等でございます。支出済額3億 386万 1,019円。3 項災害救助費、支出済額53万 5,600 円。4 項介護保険費、これは介護保険特別会計への繰出金でありまして、支出済額 7,341 万 2,213円。

4 款衛生費、予算現額10億 8,756万 7,000円、支出済額10億 7,149万 2,929円、不用額 1,607 万 4,071円、予算現額の比較も同額の 1,607万 4,071円です。1 項保健衛生費、これは総務、老人保健、母子衛生、環境衛生等でございます。支出済額2億 6,103万 1,057円、不用額 786万 2,943円。2 項清掃費、これは総務、塵芥処理、し尿処理等の清掃費です。支出済額7億 4,811万 1,872円。3 項上水道費、これは水道事業会計への繰出金であります。支出済額 6,235万円です。

5 款農林水産業費、予算現額2億 3,633万 6,000円、支出済額2億 3,259万 3,252円、不用額 374万 2,748円、予算現額との比較も同額の 374万 2,748円。1 項農業費、これは農業委員会総務費、農業委員会農業振興費等であります。支出済額 8,907万 7,206円。2 項林業費、これは林業振興、森林整備費等でございます。支出済額 2,948万 4,823円。3 項水産業費、これは水産振興費、漁港建設、漁排の事業等でございます。支出済額1億 1,403万 1,223 円。

6 款商工費、1 項商工費とも同額でありまして、予算現額2億 9,080万 8,000円、支出済額2億 8,488万 3,637円、不用額 592万 4,363円。予算との比較も同額の 592万 4,363円。

7 款土木費、予算現額5億 7,954万、支出済額5億 6,558万 7,145円、不用額 1,395万 2,855 円、予算現額との比較も同額の 1,395万 2,855円。1 項土木管理費、これは土木総務費であります。支出済額 7,334万 4,209円。2 項道路橋梁費、これは道路維持費、道路新設改良、橋梁維持費等でありまして、支出済額が1億 9,967万 1,769円。

次の5ページをお願いします。

3 項河川費、これは河川維持、青野川ふるさとの川関連事業でございまして、支出済額が 3,834 万 1,988円。4 項港湾費、これは港湾管理費でありまして、支出済額 826万 236円。5 項都市計画費、これは都市計画総務、公園管理、公共下水道会計への繰出金でありまして、支出済額1億 6,761万 9,119円。6 項住宅費、これは町営住宅の管理等であります。支出済

額 7,834万 9,824円。

8 款消防費、1 項消防費とも同額でありまして、予算現額 2 億 9,670万 6,000円、支出済額 2 億 9,141万 3,127円、不用額 529万 2,873円、比較も同額の 529万 2,873円です。

9 款教育費、予算現額 6 億 3,229万 9,000円、支出済額 6 億 2,187万 350円、不用額 1,042 万 8,650円、比較も同額の 1,042万 8,650円。1 項教育総務費、これは教育委員会費、教育委員会の事務局費等でございます。支出済額 6,384万 2,059円。2 項小学校費、支出済額 3 億 6,547万 6,331円。3 項中学校費、支出済額 7,976万 2,248円。4 項幼稚園費、支出済額 3,381万 100円。5 項社会教育費、これは社会教育総務費、公民館費、図書館費等でございます。支出済額 6,761万 3,074円。6 項保健体育費、これは保健体育総務、武道館の管理事務でございます。支出済額 1,136万 6,538円。

10 款災害復旧費、予算現額 8,954万 1,000円、支出済額 8,742万 4,227円、不用額 211万 6,773 円。予算との比較も同額の 211万 6,773円です。1 項農林水産業施設災害復旧費、支出済額 679万 1,719円。2 項公共土木施設災害復旧費、支出済額 8,063万 2,508円。

11 款公債費、1 項公債費、これも同額でありまして、これは町債の元利償還金と一時借入金の利子でございます。支出済額 6 億 3,104万 2,417円。不用額 20万 6,583円。比較も同額の 20万 6,583円。

12 款予備費、1 項予備費、これも同額でありまして、予算現額 1,000万円、支出済額ゼロ、不用額 1,000万円、予算現額と支出済額との比較も同額の 1,000万円であります。

歳出合計、予算現額 53 億 3,573万 7,000円、支出済額 52 億 1,139万 2,966円、これは前年比 101.1%でありまして、約 5,755万ほどふえております。不用額 1 億 2,434万 4,034円、予算現額と支出済額との比較 1 億 2,434万 4,034円でありました。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額 2 億 7,972万 3,795円、うち基金繰入額ゼロ円。これは全額、平成 15 年度の一般会計に繰り越しました。

財産に関する調書は、135 ページから 138 ページに掲載してありますので、ごらんになっておいてください。

説明については以上でございますが、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類をごらんいただきたいと思います。

以上で、一般会計決算の内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第55号議案は各常任委員会に分割付託することに決定をいたしました。

ここで、10時45分まで休憩をいたします。

（午前10時32分）

---

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

---

議第56号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第56号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第56号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成14年度の決算額は、歳入決算額11億 2,742万 1,867円、歳出決算額10億 4,671万 998

円、差引残額 8,071万 869円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役から説明させますので、よろしくご審議のほど  
お願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） 139ページをお開きください。

平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

款項とも一般会計と同じ説明方法とさせていただきます。以後、各会計についても同様の  
説明方法とさせていただきます。

それでは、歳入からいきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、これも同額であります。予算現額 3 億 6,799  
万 9,000 円、調定額 4 億 7,901 万 9,005 円、収入済額 3 億 9,333 万 1,268 円、これは前年よ  
り 344 万 1,000 円ほどふえております。不納欠損額、これは時効による不納欠損額ですけれ  
ども、269 万 535 円、収入未済額 8,299 万 7,202 円、これは現年度分が 2,383 万 3,000 円ほ  
ど、滞納繰越分が 5,916 万 4,000 円ほどでございます。予算現額と収入済額との比較として、  
2,533 万 2,268 円でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、これも同額であります。これは督促手数料でありま  
す。予算現額 3 万円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 15 万 1,700 円、予算現額と  
収入済額との比較は 12 万 1,700 円であります。

3 款国庫支出金、予算現額 4 億 2,677 万 1,000 円、調定額、収入済額とも同額の 4 億  
4,838 万 6,831 円、予算現額と収入済額との比較は 2,161 万 5,831 円。1 項国庫負担金、こ  
れは療養給付費等の国庫負担金であります。収入済額 3 億 3,359 万 4,831 円。2 項国庫補助  
金、これは調整交付金でありまして、収入済額 1 億 1,479 万 2,000 円であります。

4 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金とも同額であります。予算現額 1 億 3,583  
万 3,000 円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 8,388 万 6,000 円、予算との比較は  
5,194 万 7,000 円の減であります。

5 款連合会支出金、1 項連合会補助金、これも同額でありまして、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額ともゼロ、比較として 1,000 円の減であります。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、これも同額であります。これは高額医療費でございます。予算現額 846 万 8,000 円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 1,002 万 500 円であります。比較としまして 155 万 2,500 円です。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、これも同額でありまして、これは支払準備基金の利子であります。予算現額 31 万 1,000 円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 4 万 8,394 円、予算との比較で 26 万 2,606 円の減であります。

8 款繰入金、予算現額 9,953 万 4,000 円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 5,048 万 6,600 円。予算との比較としまして 4,904 万 7,400 円の減であります。1 項他会計繰入金、これは一般会計からの繰入金であります。収入済額 5,048 万 6,600 円。2 項基金繰入金、収入済額、ゼロ。

9 款繰越金、1 項繰越金、これも同額でありまして、これは前年度繰越金であります。予算現額 1 億 4,108 万 6,000 円、調定額、収入済額とも同額の 1 億 4,108 万 6,474 円、予算との比較は 474 円の増であります。

10 款諸収入、予算現額 60 万 5,000 円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 2 万 4,100 円。予算との比較が 58 万 900 円の減であります。1 項延滞金及び過料、これは一般被保険者の延滞金でございます。収入済額 2 万 4,100 円。2 項預金利子、ゼロ。3 項雑入、ゼロであります。

11 款県支出金、1 項県補助金、これも同額でありまして、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額ともゼロ。予算との比較は 1,000 円の減であります。

歳入合計、11 億 8,063 万 9,000 円、調定額 12 億 1,310 万 9,604 円、収入済額 11 億 2,742 万 1,867 円、これは前年より 1,191 万 6,100 円減になっております。不納欠損額 269 万 535 円、収入未済額 8,299 万 7,202 円。予算との比較は 5,321 万 7,133 円の減であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。次のページをお開きください。

歳出につきましても、一般会計同様の説明とさせていただきます。以後、各会計についても同様の説明方法とさせていただきます。

1 款総務費、予算現額 949 万 1,000 円、支出済額 817 万 3,638 円、不用額 131 万 7,362 円、予算現額と支出済額の比較も同額の 131 万 7,362 円。1 項総務管理費、支出済額 640 万 1,976 円。2 項徴税费、これは賦課徴収費でございます。支出済額 116 万 2,832 円。3 項運

営協議会費、これは国保の運営協議会の費用でございます。支出済額17万 2,830円。4項趣旨普及費、これは健康家庭等の表彰費でございます。支出済額43万 6,000円です。

2款保険給付費、予算現額6億 8,869万 4,000円、支出済額5億 6,592万 8,884円、不用額1億 2,276万 5,116円、比較も同額の1億 2,276万 5,116円。1項療養諸費、支出済額4億 9,580万 8,912円。2項高額療養費、支出済額 5,791万 9,972円。3項移送費、ゼロ。4項出産育児諸費、これは出産育児金の1人当たり30万円掛ける23人分で、支出済額が 690万円。5項葬祭費、これは1人5万円で 106人分でございます、支出済額は 530万円です。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、これも同額であります。予算現額3億 8,971万 4,000円、支出済額3億 8,971万 2,687円、不用額 1,313円、比較としまして 1,313円です。

4款介護納付金、1項介護納付金、これも同額でありまして、介護保険納付金です。予算現額 5,598万 4,000円、支出済額 5,598万 3,185円、不用額 815円、比較も 815円です。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、これは高額医療費の共同事業の拠出金であります。予算現額 749万 8,000円、支出済額 685万 6,743円、不用額64万 1,257円、比較も同額の64万 1,257円です。

6款保健事業費、1項保健事業費、これも同額でありまして、これは保健衛生普及費でございます。予算現額 824万 1,000円、支出済額 730万 4,618円、不用額93万 6,382円、比較も同額の93万 6,382円です。

7款基金積立金、1項基金積立金、これも同額であります。これは支払準備基金の基金の積立金です。予算現額 503万 5,000円、支出済額 256万 8,000円、不用額 246万 7,000円、予算現額と支出済額との比較も同額の 246万 7,000円です。

8款公債費、1項公債費、これも同額であります。予算現額10万円、支出済額、ゼロ、不用額10万円、比較も10万円です。

9款諸支出金、予算現額 1,165万 5,000円、支出済額 1,018万 3,243円、不用額 147万 1,757円、比較も同額の 147万 1,757円。1項償還金及び還付加算金、これは保険税の還付金とか、療養給付費の交付金の返還金等でございます。支出済額 1,018万 2,683円。2項延滞金 560円。

10款予備費、1項予備費、これも同額でありまして、予算現額が 422万 7,000円、支出済額、ゼロ、不用額 422万 7,000円、予算現額と支出済額の比較も同額の 422万 7,000円です。

次のページをお願いします。

歳出合計、予算現額11億 8,063万 9,000円、支出済額10億 4,671万 998円、これは前年より 4,845万 9,505円ふえております。不用額 1億 3,392万 8,002円、予算現額と支出済額との比較も 1億 3,392万 8,002円であります。

次のページをお開きください。

歳入歳出差引残額 8,071万 869円、これは全額、平成15年度の国民健康保険特別会計へ繰り越しました。

また、財産に関する調書は 161ページにございます。ごらんになっておいてください。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、それと決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類をごらんになっておいてください。

以上で、国民健康保険特別会計決算の内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第56号議案は第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議第57号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第57号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第 233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付し、提案申し上げます。

平成14年度の決算額は、歳入決算額13億 3,809万 6,429円、歳出決算額13億 4,028万 6,583 円、差引不足額 219万 154円となりましたが、この歳入不足につきましては、繰上充用金で対応させていただきました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、163ページをお願いします。

平成14年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明を申し上げます。歳入から説明いたします。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、これは同額であります。これは医療費交付金、審査支払手数料の交付金であります。予算現額9 億 9,992万 5,000円、調定額、収入済額とも同額の9 億 1,156万 9,000円、比較として 8,835万 6,000円の減であります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、これも同額であります。これは医療費の国庫負担金であります。予算現額3 億 986万 3,000円、調定額、収入済額とも同額の2 億 6,007万 3,000 円、予算現額と比較しますと 4,979万円の減であります。

3 款県支出金、1 項県負担金、これも同額でありまして、これは医療費の県負担金であります。予算現額 7,711万 9,000円、調定額、収入済額とも同額の 6,812万 4,000円、予算現額との比較は 899万 5,000円の減であります。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、これも同額であります。予算現額 7,851万円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 7,851万円です。比較はゼロであります。

5 款繰越金、1 項繰越金、これも同額であります。これは前年度繰越金であります。予算現額 1,782万 2,000円、調定額、収入済額とも同額の 1,782万 1,135円、予算との比較で

865 円の減であります。

6 款諸収入、予算現額 5,000 円、調定額、収入済額とも同額の 199 万 9,294 円、予算との比較は 199 万 4,294 円です。1 項延滞金及び加算金、収入済額、ゼロ。2 項預金利子、収入済額、ゼロ。3 項雑入、これは第三者納付金であります。収入済額 199 万 9,294 円。

歳入合計、予算現額 14 億 8,324 万 4,000 円、調定額 13 億 3,809 万 6,429 円、収入済額 13 億 3,809 万 6,429 円、これは前年より 176 万 9,542 円減っております。予算現額と収入済額との比較は 1 億 4,514 万 7,571 円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお願いします。

1 款医療諸費、1 項医療諸費、これも同額であります。これは社保分、国保分の医療給付費等であります。予算現額 14 億 6,541 万 2,000 円、支出済額 13 億 2,246 万 5,448 円、不用額 1 億 4,294 万 6,552 円、比較としまして同額の 1 億 4,294 万 6,552 円であります。

2 款諸支出金、予算現額 1,783 万 2,000 円、支出済額 1,782 万 1,135 円、不用額 1 万 865 円、予算現額との比較も同額の 1 万 865 円です。1 項償還金、これは支払基金交付金の償還金でありまして、支出済額 1,782 万 1,135 円。2 項繰出金、支出済額、ゼロ。

歳出合計、14 億 8,324 万 4,000 円、支出済額 13 億 4,028 万 6,583 円、これは前年より 1,824 万 1,747 円ふえております。不用額 1 億 4,295 万 7,417 円、予算現額と支出済額との比較 1 億 4,295 万 7,417 円。

歳入歳出差引不足額 219 万 154 円、このため翌年度歳入繰上充用金 219 万 154 円であります。これは平成 14 年度の歳入不足 219 万 154 円を、平成 15 年度老人保健特別会計予算で調整するため、ことしの 4 月 30 日の第 1 回臨時会に提案し、承認されております。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類をごらんになっておいてください。

以上で、老人保健特別会計決算の内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第57号議案は第1常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

議第58号～議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第58号 平成14年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号 平成14年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号 平成14年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ただいま一括上程させていただきました3議案とも、財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法第233条第3項の規定により、議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第58号につきましては、歳入総額86万5,723円、歳出総額11万8,920円、差引残高74万6,803円。

議第59号につきましては、歳入総額14万1,897円、歳出総額5,000円、差引残高13万6,897円。

議第60号、歳入総額1,275万6,577円、歳出総額1,231万7,272円、差引残額43万9,305円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては、収入役から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） 173ページをお願いします。

平成14年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。  
歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、これは同額であります。これは財政調整基金の利子であります。予算現額 3,000円、調定額、収入済額とも同額の 5,269円、予算との比較は 2,269 円であります。

2 款繰越金、1 項繰越金、これも同額でありまして、予算現額85万 5,000円、調定額、収入済額とも同額の86万 416円、予算現額との比較は 5,416円であります。

3 款諸収入、1 項預金利子、これも同額でありまして、予算現額 1,000円、調定額、収入済額とも同額の38円、比較は 962円の減であります。

歳入合計、予算現額85万 9,000円、調定額、収入済額とも同額の86万 5,723円、予算現額と収入済額との比較 6,723円であります。

続いて、歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、これも同額であります。これは一般管理事務でございます。予算現額85万 9,000円、支出済額11万 8,920円、不用額74万80円、予算現額と支出済額との比較74万80円であります。

歳出合計、予算現額85万 9,000円、支出済額11万 8,920円、不用額74万80円、比較としまして74万80円であります。

歳入歳出差引残額74万 6,803円、これは平成15年度南上財産区特別会計に繰り越しました。  
なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書をごらんください。

以上で、南上財産区特別会計決算の内容説明を終わります。

次に、183ページをお願いします。

平成14年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。  
歳入から説明いたします。

1 款繰越金、1 項繰越金、これは同額でありまして、予算現額14万 1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の14万 1,897円、予算現額と比較して 897円の増であります。

2 款諸収入、1 項預金利子、これも同額であります。予算現額 1,000円、調定額、収入済額ともゼロであります。比較として 1,000円の減であります。

歳入合計、予算現額14万 2,000円、調定額、収入済額とも同額の14万 1,897円、予算現額と収入済額との比較は 103円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、これも同額でありまして、これは一般管理事務の費用でございます。予算現額14万 2,000円に対しまして、支出済額 5,000円、不用額13万 7,000円、予算現額と支出済額との比較13万 7,000円であります。

歳出合計、予算現額14万 2,000円、支出済額 5,000円、不用額13万 7,000円、予算現額と支出済額との比較13万 7,000円であります。

歳入歳出差引残額13万 6,897円、これは平成15年度南崎財産区特別会計へ繰り越しました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書をごらんください。

以上で、南崎財産区特別会計決算の内容説明を終わります。

次に、193ページをお願いします。

平成14年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明します。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、これは同額でありまして、これは土地貸付料の収入でございます。予算現額 1,263万 7,000円、調定額、収入済額とも同額の 1,269万 4,961円、予算との比較5万 7,961円の増であります。

2 款繰入金、1 項基金繰入金、これは同額でありまして、予算現額 1,000円、調定額、収入済額ともゼロでありまして、予算との比較は 1,000円の減であります。

3 款繰越金、1 項繰越金、これも同額でありまして、予算現額10万円、調定額、収入済額とも同額の6万 1,616円、比較として3万 8,384円の減であります。

4 款諸収入、1 項預金利子、これも同額でありまして、予算現額 1,000円、調定額、収入済額ともゼロ、比較は 1,000円の減であります。

歳入合計、予算現額 1,273万 9,000円、調定額 1,275万 6,577円、収入済額 1,275万 6,577円、予算現額と収入済額との比較1万 7,577円。

続いて、歳出について説明いたします。

次のページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、これも同額でありまして、これは役員の報酬や基金の積立金、一般会計への繰出金等であります。予算現額 1,273万 9,000円、支出済額 1,231万 7,272円、不用額42万 1,728円、比較も同額の42万 1,728円であります。

歳出合計、予算現額 1,273万 9,000円、支出済額 1,231万 7,272円、不用額42万 1,728円、  
予算現額と支出済額の比較42万 1,728円であります。

歳入歳出差引残額43万 9,305円、これは平成15年度三坂財産区特別会計へ繰り越しました。  
なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書をごらんください。

以上で、三坂財産区特別会計決算内容の説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第58号議案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第59号議案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第60号議案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

議第61号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第61号 平成14年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成14年度の決算額は、歳入総額 534万 3,805円、歳出総額 534万 3,805円、差引残額、ゼロとなりました。

なお、決算の内容につきましては、収入役から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、203ページをお開き願います。

平成14年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、これは同額でありまして、土地開発基金の利子であります。予算現額 1,000円、調定額、収入済額とも同額の 805円、予算に比べて 195円の減であります。

2 款繰入金、1 項基金繰入金、これも同額でありまして、これは一般会計よりの繰入金であります。予算現額 534万 3,000円、調定額、収入済額とも同額の 534万 3,000円でありま

す。比較はゼロであります。

3 款繰越金、1 項繰越金、これも同額でありまして、予算現額 1,000円、調定額、収入済額ともゼロ、予算との比較は 1,000円の減であります。

予算現額 534万 5,000円、調定額 534万 3,805円、収入済額 534万 3,805円、予算現額と収入済額との比較 1,195円の減であります。

続いて、歳出について説明します。次のページをお開きください。

1 款公共用地取得費、1 項公共用地取得費、これも同額でありまして、これは差田の体育施設用地の取得費であります。予算現額 534万 3,000円、支出済額 534万 3,000円、不用額ゼロ、比較もゼロであります。

2 款繰出金、1 項基金繰出金、これも同額でありまして、これは土地開発基金の繰出金であります。予算現額 2,000円、支出済額 805円、不用額 1,195円、予算現額と支出済額の比較 1,195円であります。

歳出合計、534万 5,000円の予算に対しまして、支出済額 534万 3,805円、不用額 1,195円、予算現額と支出済額の比較 1,195円であります。

歳入歳出差引残額はゼロであります。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんになっておいてください。

以上で、土地取得特別会計決算の内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1 常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第61号議案は第1 常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

議第62号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第62号 平成14年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成14年度の決算額は、歳入総額 2,381万 7,265円、歳出総額 2,381万 7,265円、差引残額、ゼロとなりました。

内容につきましては、収入役より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、211ページをお開きください。

平成14年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、これは同額でありまして、これは受益者の分担金であります。予算現額42万 1,000円、調定額、収入済額とも同額の42万 1,470円、予算との比較 470円の増であります。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、これも同額であります。予算現額 2,334万 4,000円に對しまして、調定額、収入済額とも同額の 2,334万 3,352円、予算との比較 648円の減であ

ります。

3 款繰越金、1 項繰越金、これも同額でありまして、予算現額 1,000円、調定額、収入済額ともゼロ、予算現額との比較は 1,000円の減であります。

4 款諸収入、1 項雑入、これも同額でありまして、予算現額 5 万 5,000円、調定額、収入済額とも同額の 5 万 2,443円、予算現額との比較は 2,557円の減であります。

歳入合計、予算現額 2,382万 1,000円、調定額 2,381万 7,265円、収入済額 2,381万 7,265円、予算現額と収入済額との比較 3,735円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、これも同額でありまして、これは排水施設の補修工事費等であります。予算現額 202万 7,000円、支出済額 202万 4,221円、不用額 2,779円、比較も同額の 2,779円であります。

2 款公債費、1 項公債費、これも同額であります。これは町債の元利償還金であります。予算現額 2,179万 4,000円、支出済額 2,179万 3,044円、不用額 956円、予算現額と支出済額との比較も同額の 956円であります。

歳出合計、予算現額 2,382万 1,000円、支出済額 2,381万 7,265円、不用額 3,735円、予算現額と支出済額との比較 3,735円であります。

歳入歳出差引残額はゼロであります。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんください。

以上で、子浦漁業集落排水事業特別会計決算の内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2 常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第62号議案は第2常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

議第63号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第63号 平成14年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第63号の提案理由を申し上げます。

本決算においても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げたものです。

平成14年度の決算額は、歳入決算額4億8,017万2,341円、歳出決算額4億5,517万2,341円、差引残額2,500万円となりました。この差引残金につきましては、平成15年度への繰越明許費の財源となるものです。

なお、詳しい内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、221ページをお開きください。

平成14年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、これは同額でありまして、これは受益者の負担金であります。予算現額2,160万4,000円、調定額2,404万8,050円、収入済額2,189万3,350

円、収入未済額 215万 4,700円、予算現額との比較28万 9,350円であります。

2 款使用料及び手数料、予算現額 1,985万円、調定額 2,006万 4,460円、収入済額 2,006万 617円、収入未済額 3,843円、比較としまして21万 617円であります。1 項使用料、これは下水道の使用料でありまして、収入済額 2,004万 9,817円。2 項手数料、これは督促手数料であります。収入済額 1万 800円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、これも同額であります。これは建設事業の補助金であります。予算現額1億 2,159万 2,000円、調定額、収入済額とも同額の 9,659万 2,887円、予算現額との比較は 2,499万 9,113円の減であります。

4 款県支出金、1 項県補助金とも、これも同額であります。予算現額 1,000円、調定額、収入済額ともゼロであります。比較として 1,000円の減であります。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、これも同額でありまして、予算現額1億 7,473万円、調定額、収入済額とも同額の1億 6,656万 8,687円、予算現額との比較 816万 1,313円の減であります。

6 款繰越金、1 項繰越金、これも同額であります。予算現額 2,500万 1,000円、調定額、収入済額とも同額の 2,500万円あります。比較として 1,000円の減。

7 款諸収入、予算現額1億 2,502万 2,000円、調定額、収入済額とも同額の1億 2,505万 6,800円、予算現額の比較3万 4,800円の増であります。1 項預金利子、収入済額、ゼロ。2 項雑入、収入済額1億 2,505万 6,800円、これは下水道の過年度の特債の国庫補助金となります。

8 款町債、1 項町債、これも同額でありまして、予算現額 2,500万円、調定額、収入済額とも同額の 2,500万円、比較としてゼロであります。

歳入合計、予算現額5億 1,280万円、調定額4億 8,233万 884円、収入済額4億 8,017万 2,341円、収入未済額 215万 8,543円、予算現額と収入済額との比較 3,262万 7,659円の減であります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。次のページをお開きください。

1 款下水道費、1 項下水道建設費、これは同額であります。予算現額3億 3,987万 7,000円、支出済額2億 8,290万 5,146円、翌年度繰越額 5,000万、不用額 697万 1,854円、予算現額との比較は 5,697万 1,854円あります。

2 款業務費、予算現額 3,507万 8,000円、支出済額 3,452万 6,276円、不用額55万 1,724円、比較も同額の55万 1,724円あります。1 項業務費、これは総務管理費でありまして、

支出済額 1,838万 7,141円。2項施設管理費、支出済額 1,613万 9,135円。

3款公債費、1項公債費、これも同額であります。これは町債の元利償還金であります。予算現額 1億 3,774万 5,000円、支出済額 1億 3,774万 919円、不用額 4,081円、予算現額との比較も同じく 4,081円であります。

4款予備費、1項予備費、これも同額でありまして、予算現額 10万円、支出済額、ゼロ、不用額 10万円、予算現額の比較も 10万円であります。

歳出合計、予算現額 5億 1,280万円、支出済額 4億 5,517万 2,341円、翌年度繰越額 5,000万、不用額 762万 7,659円、予算現額と支出済額の比較 5,762万 7,659円であります。

歳入歳出差引残額 2,500万円、これは平成15年度の公共下水道事業特別会計へ繰り越しました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんになっておいてください。

以上で、公共下水道事業特別会計決算の内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第63号議案は第2常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

議第64号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第64号 平成14年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第64号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前議案同様に地方自治法第 233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成14年度の決算額は、歳入総額 690万 3,063円、歳出総額 690万 3,063円、差引残額ゼロとなりました。

内容につきましては、収入役より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） それでは、237ページをお願いします。

平成14年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、これは同額でありまして、予算現額、調定額、収入済額、予算現額と収入済額の比較もゼロでございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、これは同額であります。予算現額 685万 5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 685万 4,385円、予算に比べまして 615円の減であります。

3 款繰越金、1 項繰越金、これも同額であります。予算現額 1,000円、調定額、収入済額ともゼロであります。比較としまして 1,000円の減。

4 款諸収入、1 項雑入、これも同額でありまして、予算現額 5万 1,000円、調定額、収入済額とも同額の 4万 8,678円、予算との比較 2,322円の減であります。

歳入合計、予算現額 690万 7,000円、調定額、収入済額とも同額の 690万 3,063円、予算

現額と収入済額との比較 3,937円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、これも同額でありまして、予算現額16万 9,000円、支出済額16万 5,438円、不用額 3,562円、比較としまして 3,562円であります。

2 款公債費、1 項公債費、これも同額でありまして、これは町債の元利償還金であります。予算現額 673万 8,000円、支出済額 673万 7,625円、不用額 375円、予算現額の比較も同じく 375円であります。

歳出合計、予算現額 690万 7,000円、支出済額 690万 3,063円、不用額 3,937円、予算現額と支出済額の比較 3,937円であります。

歳入歳出差引残額はゼロであります。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんください。

以上で、中木漁業集落排水事業特別会計決算の内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第64号議案は第2常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

議第65号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第65号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第65号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成14年度の決算額は、歳入総額5億9,382万9,229円、歳出総額5億7,834万6,917円、差引残額1,548万2,312円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役から説明させますので、よろしくご審議のほど申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

〔収入役 碓井大昭君登壇〕

収入役（碓井大昭君） 247ページをお願いします。

平成14年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、これも同額でありまして、予算現額9,577万4,000円、調定額9,905万2,520円、収入済額9,827万6,336円、不納欠損額2万6,364円、収入未済額74万9,820円、予算現額との比較250万2,336円であります。

2 款手数料、1 項手数料、これも同額であります。これは督促手数料であります。予算現額1万2,000円、調定額、収入済額とも同額の3万2,600円、予算との比較2万600円の増であります。

3 款国庫支出金、予算現額1億4,719万7,000円、調定額、収入済額とも同額の1億4,328万3,500円、予算との比較が391万3,500円の減であります。1 項国庫負担金、これは介護給付費の負担金でありまして、収入済額9,922万2,000円であります。2 項国庫補助金、これは調整交付金等であります。収入済額4,406万1,500円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、これも同額でありまして、介護給付費の交付

金であります。予算現額 1 億 8,595 万 9,000 円、調定額、収入済額とも同額の 1 億 8,595 万 9,442 円、予算現額との比較 442 円であります。

5 款県支出金、1 項県負担金、これも同額であります。これは介護給付費の県負担金であります。予算現額 6,669 万 5,000 円、調定額、収入済額とも同額の 6,669 万 5,000 円、比較はゼロであります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、これも同額であります。これは介護給付費の支払準備基金の利子であります。予算現額 6 万 5,000 円、調定額、収入済額とも同額の 462 円です。予算現額の比較 6 万 4,538 円の減であります。

7 款寄附金、1 項寄附金、これも同額でありまして、予算現額 1,000 円、調定額、収入済額ともゼロ、比較としまして 1,000 円の減であります。

8 款繰入金、予算現額 7,505 万 9,000 円、調定額、収入済額とも同額の 7,347 万 2,431 円、予算現額との比較 158 万 6,569 円の減であります。1 項一般会計繰入金、収入済額 7,341 万 2,213 円。2 項基金繰入金、これは介護保険の円滑導入基金の繰入金でありまして、収入済額 6 万 218 円であります。

9 款繰越金、1 項繰越金、これは同額でありまして、予算現額 2,610 万 4,000 円、調定額、収入済額とも同額の 2,610 万 4,409 円、予算現額の比較 409 円であります。

10 款諸収入、予算現額 9,000 円、調定額、収入済額とも同額の 5,049 円、予算現額の比較 3,951 円の減であります。1 項延滞金加算金及び過料、収入済額、ゼロ。2 項預金利子、収入済額 49 円。3 項雑入、収入済額 5,000 円。

歳入合計、予算現額 5 億 9,687 万 5,000 円、調定額 5 億 9,460 万 5,413 円、収入済額 5 億 9,382 万 9,229 円、不納欠損額 2 万 6,364 円、収入未済額 74 万 9,820 円、予算現額と収入済額との比較 304 万 5,771 円の減であります。

続いて、歳出について説明いたします。次のページをお願いします。

1 款総務費、予算現額 1,153 万 5,000 円、支出済額 1,091 万 4,834 円、不用額 62 万 166 円、比較も同額の 62 万 166 円であります。1 項総務管理費、支出済額 441 万 9,452 円。2 項徴収費、これは介護保険の賦課徴収費でありまして、支出済額 40 万 5,507 円。3 項介護認定審査会費、支出済額 608 万 9,875 円であります。

2 款保険給付費、予算現額 5 億 4,446 万 1,000 円、支出済額 5 億 2,758 万 319 円、不用額 1,688 万 681 円、比較も同額の 1,688 万 681 円であります。1 項介護サービス等諸費、支出済額 5 億 2,183 万 2,780 円。2 項支援サービス等諸費、これは居宅支援サービス用具の購入

費でありまして、支出済額 259万 4,621円。3項その他諸費、これは審査支払手数料等であります。支出済額が96万 9,469円。4項高額介護サービス等費、これは高額介護サービスの負担金でありまして、支出済額 218万 3,449円であります。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、これも同額でありまして、予算現額が 319万 6,000円、支出済額 319万 5,310円、不用額 690円、比較も同額の 690円であります。

4款公債費、1項公債費、これも同額でありまして、予算現額 1,000円、支出済額、ゼロ、不用額 1,000円、比較も同額の 1,000円であります。

5款基金積立金、1項基金積立金、これも同額であります。これは介護給付費支払準備基金の積立金であります。予算現額 3,333万 3,000円、支出済額 3,333万 3,000円であります。比較はゼロであります。

6款諸支出金、予算現額 334万 9,000円、支出済額 332万 3,454円、不用額 2万 5,546円、比較も同額の 2万 5,546円であります。1項繰出金、支出済額、ゼロ。2項償還金及び還付加算金、これは国・県の負担金等の返還金及び保険料の還付金でありまして、支出済額 332万 3,454円。

7款予備費、1項予備費、これも同額であります。予算現額 100万円、支出済額、ゼロ、不用額 100万円、比較も 100万円であります。

歳出合計、5億 9,687万 5,000円、支出済額 5億 7,834万 6,917円、不用額 1,852万 8,083円、予算現額と支出済額との比較 1,852万 8,083円であります。

歳入歳出差引残額 1,548万 2,312円、これは平成15年度の介護保険特別会計へ繰り越しました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書と、また附属資料の主要施策の成果を説明する書類等をごらんになってください。

以上で、介護保険特別会計決算の内容説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第65号議案は第1常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

議第66号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第66号 平成14年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成14年度水道事業会計歳入歳出決算を認定されたく提案申し上げます。

当期の事業の収益は、前期に比べ 1.3%減の2億 6,173万 9,000円となりました。内訳としましては、給水収益等の減によるものであります。事業費用は、前期に比べ 3.1%増の2億 5,839万 3,000円となりましたが、現在進行中の上水道第5次拡張事業により、減価償却費の増、簡易水道施設の老朽化に伴う簡易水道等費の増によるものであります。この結果、当期の損益は 334万 6,000円の純利益を計上することとなりました。資本的収入の決算額は 2億 3,740万 3,000円、同支出額は 3億 5,228万 1,000円という結果となり、不足額 1億 1,487万 8,000円につきましては、損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況等の内容につきましては、水道課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 渡辺 正君登壇〕

水道課長（渡辺 正君） それでは、1ページの平成14年度南伊豆町水道事業会計決算報告書から説明いたします。

初めに、（1）収益的収入及び支出のうち収入から説明をします。

第1款水道事業収益は、補正予算額を含めた予算額合計2億7,822万5,000円に対しまして、決算額は2億7,637万5,821円となりまして、予算額に比べまして184万9,179円の減となっております。

収益の内訳としまして、第1項営業収益、決算額2億7,477万3,826円、第2項営業外収益160万1,995円となっております。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額合計2億7,624万4,000円に対しまして、決算額は2億6,219万1,830円で、不用額は1,405万2,170円となっております。

費用の内訳としまして、第1項営業費用、決算額2億1,971万1,258円、第2項営業外費用4,225万6,718円、第3項予備費、ゼロ、第4項特別損失22万3,854円であります。

続きまして、2ページをお開きください。

（2）資本的収入及び支出のうち、初めに収入からです。

第1款資本的収入は、予算額合計2億3,461万7,000円に対しまして、決算額が2億3,740万3,022円となりまして、予算額に比べまして278万6,022円の増となっております。

収入の内訳としまして、第1項他会計繰入金、決算額5,906万7,000円、第2項国県補助金1,300万円、第3項企業債1億2,420万円、第4項給水負担金311万円、第5項建設改良工事負担金3,802万6,022円です。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、予算額合計3億5,617万4,000円に対しまして、決算額が3億5,228万1,477円で、不用額が389万2,523円であります。

支出の内訳としまして、第1項建設改良費2億9,457万4,202円、第2項企業債償還金5,770万7,275円、第3項予備費、ゼロであります。

資本的収入が資本的支出に不足する額1億1,487万8,455円は、過年度損益勘定留保資金9,744万4,810円、減債積立金200万円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額619万883円、並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額924万2,762円で補て

んした。

次に、3ページの平成14年度南伊豆町水道事業会計損益計算書について説明をします。

なお、この損益計算書は消費税抜きです。

初めに、1、営業収益でございますが、(1)給水収益2億5,645万3,695円、(2)受託工事収益517万3,500円、(3)その他営業収益6万4,314円で、営業収益としまして2億6,169万1,509円となっております。

2、営業費用は、(1)原水浄水送水配水給水費から(7)その他営業費用までの合計額が2億1,592万3,205円で、差引営業利益は4,576万8,304円であります。

4ページを開いてください。

3、営業外収益は、(1)受取利息及び配当金と(2)雑収益で4万7,911円であります。

4、営業外費用は、(1)支払利息及び企業債取扱諸費で4,225万6,718円で、差引営業外損益は4,220万8,807円の赤字であります。経常利益は355万9,497円となっておりますが、特別損失としまして、過年度損益修正損は21万3,196円を計上しましたので、当年度純利益は334万6,301円となっております。前年度未処分利益剰余金は3,132万5,611円がありますので、当年度未処分利益剰余金は3,467万1,912円となります。

次に、5ページをごらんください。

平成14年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書について説明をします。

初めに、利益剰余金の部であります。1、減債積立金、前年度繰入額200万円、当年度処分額200万円、当年度未残高としてはゼロです。

2、利益積立金については、増減残高ともございません。

3、未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金は3,332万5,611円で、減債積立金に200万円を積み立てをいたしましたので、翌年度利益剰余金年度未残高としましては3,132万5,611円となりました。当年度純利益は334万6,301円でしたので、当年度未処分利益剰余金は3,467万1,912円となります。

次に、6ページをお開きください。

資本剰余金の部について説明をいたします。

1、国県補助金。1、前年度未残高としまして3億687万8,913円、当年度発生高は1,238万952円で、当年度未残高としましては3億1,925万9,865円あります。

2、受贈財産評価額。1、前年度未残高2億5,453万1,499円、当年度未残高は同額の2億5,453万1,499円でございます。

3、工事負担金。前年度末残高としましては3億 8,251万 3,158円、当年度発生高 3,917万 7,164 円で、当年度末残高としましては4億 2,169万 322円でございます。

4、他会計補助金。前年度末残高 4,283万 476円、当年度発生高 396万 8,572円、当年度末残高としましては 4,679万 9,048円であります。翌年度繰越資本剰余金は10億 4,228万 734 円となっております。

次に、7ページの平成14年度南伊豆町水道事業会計剰余金処分計算書について説明をします。

1、当年度末処分利益剰余金は 3,467万 1,912円ですが、減債積立金、これは地方公営企業法の32条によりまして、利益剰余金があった場合は20分の1以上を積み立てるという項目でございまして、200万円を積み立てましたので、翌年度繰越利益剰余金は 3,267万 1,912 円となります。

次に、8ページの平成14年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表について説明をします。この表も消費税抜きでございます。

初めに、資産の部であります。

1、固定資産のうち、(1)有形固定資産は、イ、土地から、トの建設仮勘定までの減価償却累計額を控除しました有形固定資産の合計額が32億 5,820万 6,004円。(2)無形固定資産は、イの水利権とロの電話加入権で、無形固定資産の合計額としましては 167万 3,000円であります。固定資産の(1)の有形と無形を足しました額は32億 5,987万 9,004円となります。

2、流動資産の(1)現金預金は1億 9,304万 7,998円で、(2)未収金は、イの給水未収金と、ロ、未収消費税還付金と未収補助金で 2,983万 8,271円となっております。(3)貯蔵品は22万 4,240円で、流動資産の合計額としましては2億 2,311万 509円でございます。

資産額の合計としましては34億 8,298万 9,513円あります。

次は、負債の部でございます。

3、流動負債は、未払金で 1,934万 8,262円で、負債合計は同額でございます。

次に、10ページをお開きください。

資本の部ですが、4、資本金、(1)自己資本金は10億 7,649万 4,091円でございます。(2)借入資本金のうち、イ、企業債は13億 1,019万 4,514円で、資本金合計は23億 8,668 万 8,605円となります。

5、剰余金、(1)資本剰余金は、イの国県補助金から、二の他会計補助金までの資本剰

余金合計額は10億 4,228万 734円であります。(2)利益剰余金、イの当年度未処分利益剰余金は 3,467万 1,912円で、剰余金合計額は10億 7,695万 2,646円となっております。資本合計は34億 6,364万 1,251円であります。負債と資本を合わせました合計額は34億 8,298万 9,513 円で、これは資産合計と一致します。

以上で、内容説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長(齋藤 要君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(齋藤 要君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(齋藤 要君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(齋藤 要君) 異議ないものと認めます。

よって、議第66号議案は第2常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 散会宣告

議長(齋藤 要君) 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

各常任委員会に付託されました議案審議等のため、明日より25日まで休会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時28分)

## 平成15年9月南伊豆町議会定例会

### 議事日程（第4日）

平成15年9月26日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第49号 下田市・河津町・南伊豆町合併協議会の設置について
- 日程第 3 議第55号 平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第56号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第57号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第61号 平成14年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第62号 平成14年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第63号 平成14年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第64号 平成14年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第65号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第66号 平成14年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第50号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 発議第5号 道路整備予算の確保に関する意見書
- 日程第14 発議第6号 三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書
- 日程第15 発議第7号 「金融アセスメント法」の制定を求める意見書
- 日程第16 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第17 議員派遣の申し出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
3番	鈴木勝幸君	4番	谷川次重君
5番	鈴木史鶴哉君	6番	梅本和雄君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	鈴木博志君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺修治	主事	勝田智史
------	------	----	------

---

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しております。

これより平成15年9月定例会本会議第4日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 鈴木 勝 幸 君

4番議員 谷川 次 重 君

---

議第49号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第49号 下田市・河津町・南伊豆町合併協議会の設置についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場、平成15年9月22日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、9時30分、閉会、午後2時46分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第49号 下田市・河津町・南伊豆町合併協議会設置について、原案のとおり決定をいたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、意見または要望。

議第49号 下田市・河津町・南伊豆町合併協議会設置について。

1、行財政改革の推進を柱とした三市町で合意された、合意書の作成経過について質疑があり、答弁がなされた。

2、三市町による、合意書作成前に議会に合意内容を示すことができなかったか質疑があり、答弁がなされた。

3、本庁・支所の事務分掌及び支所長の権限内容について質疑があり、答弁がなされた。

4、住民サービス部門で支所として、どの程度の住民サービスになるのか、またそれに伴う予算措置について質疑があり、答弁がなされた。

5、南伊豆町の予算のうち、民生費等住民サービス予算配分が今後も継続できるかについて質疑があり、答弁がなされた。

6、河津町長の言っている合併条件として、共立湊病院を算作に移転するとの案について当町の考え方について質疑があり、答弁がなされた。

7、当町の最終処分場の利用についても合意書の中に加えるべきであるとの質疑があり、答弁がなされた。

8、各自治体の経営努力及び意思決定について質疑があり、答弁がなされた。

9、行財政のスリム化及び財政効率向上について質疑があり、答弁がなされた。

10、地方交付税の推移及び財源保証機能について質疑があり、答弁がなされた。

11、財政力指数がどの程度あれば自立できるのかについて質疑があり、答弁がなされた。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 私は、本案に対する反対の討論を行います。

今法定協議会の議案ですが、8月19日に、下田市長、河津町長、南伊豆町長との間に交わされた合意書が前提となって、この法定協議会を動かしている、こういうことが明らかにされています。

この法定協議会、合意書では5項目の確認事項がありますが、これは新市が、そのもとに法人格を有する地域自治組織を設置すること、また地域自治組織の事務事業が旧町村単位の地域の特性を生かした独自の事業を展開できるものとするということをやっていますが、この第1章にも書いてあるように行政の二重構造化が懸念されているものであります。また、3章でうたっている財源の問題では、基準財政需要額等々を勘案して、それぞれの旧市町に配慮するというものであります。

しかしながら、こうした合意書の原案が、法になっていない地方制度調査会の中間報告を大前提にしているという点で、大きな問題があると言わざるを得ません。そもそも私たちは自治法、あるいは合併特例法に基づいてこうした問題を見ているわけですが、法になっていないものを前提として、これを提出すること自体がまず矛盾だということであります。

同時に、こうしたことほど、委員会報告にもありましたように、前提にないものに対しての合意書、みずから取り交わした合意書に対して質問を行なったところが、町長と助役の見解も認識に違いがある、こういうことも明らかになりました。

私は、こうした内容を前提として法定協議会を設置すること自体が、誤りであるということ強く指摘せざるを得ません。

また、この合意書に至っては、その前に河津の町長から7項目にわたる基本方針案というものを受けての合意書であります。これはいみじくも初期に住民説明会をやった合併の方針が、やはりそれでは周辺地の住民のサービスが守れないということが図らずも示されたものであり、答弁の中でも、今、南伊豆の住民サービスを守るために、この合意書に盛られている中身を実行したいということであります。

こうした点からも、合併のそもそもの動機も崩れさっているということを言わざるを得ません。しかも、許せないことには、河津町長は自分の町を守るために、こういう基本の方針案、苦渋の策で出してきたわけですが、南伊豆町は、河津町長は今9月議会の一般質問の答弁に対しても、共立湊病院を賀茂の中心に持っていくという病院移転の方向を公式に答弁しているに至る問題。また、湊地区に建設予定である一般廃棄物最終処分場の問題、湊地区との合意でも、河津、下田市のごみは将来にわたって入れないという合意。これに対して、この三町の首長の間で何ら文書でもって正式に申し入れも、意見も出していない。こういう点は、厳しく指摘せざるを得ません。

私は、こうした点に立って、合意書の前提となる地方制度調査会の最終報告が出て、それが法と確立してから法定協議会を設置することが、本来、議論をすべきに値する問題だとい

うことを強く指摘して、反対の意見表明とさせていただきます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

反対者の発言を許可します。

漆田修君。

8番（漆田 修君） 私は、反対の立場で討論を行います。

実は、総務省の打ち出した22カ月合併マニュアルに基づいて、事務事業というのは推進するわけでありますが、今般の三市町の動きは、端的に申し上げますと、南伊豆町の新議会構成を待って、法定協議会の規約を9月定例議会に上程するという手続をとっております。

実は、そのマニュアルに基づきますと、6月に各部会、専門部会であるとか、そういうものを既に立ち上げて着々と準備をするというのが、そのマニュアルのスタート、前段に書いてございます。そういう意味からいいますと、手続は全く逆であります。そして、さきの6月定例議会でもそうですが、職員の出向に対する諸経費を一般会計の補正等へ計上しております。私は、他の重要な案件もありましたので、黙って反対の意を表明しました、6月議会においては。そのような意味もあって、前回、6月定例議会では反対したのであります。まず、それが第1点であります。

第2点目が、実は住民の不安をぬぐい去る、要するに歴史的、伝統的、文化的な同一性の崩壊であるとか、遠隔地は中心部に外れて、昭和の大合併の山間部の衰退と同様に、そういうことが起こるのではないかという住民の不安は実はあるわけであります。そういう手続が先行した6月時点で、実は執行者は各住民に対して、そういう説明責任が実はあったということなんです。ですから、私は逆に東伊豆も含めた4市町で、自治体の連合を逆に模索すべきだという意見を持っております。そのような意味で、今回の法定協議会の認定については反対を申し上げます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに反対者の発言はございませんか。

次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

保坂好明君。

1番（保坂好明君） 私は、賛成のお話をさせていただきますけれども、まず第1点目は湊地区に建設が進んでいます一般廃棄物最終処分場への、他の市町のものを合併後も入れないということを前提にしまして、また2点目においては、共立湊病院が病舎の老朽化や、それ

から利便性を理由に他に移譲しない、移設しないということを前提としまして、私は賛成の  
討論とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに賛成者の発言を許可します。

梅本和 君。

6番（梅本和 君） 賛成討論をいたします。

私は、一般質問でも申し述べましたが、現在の南伊豆町の財政状況を考えたときに、行財  
政改革は最重要の政治的課題であると考えます。少子高齢化の進展する中で、将来の町税の  
減少は一目瞭然であり、また国制度の三位一体の改革による地方交付税の削減、補助金の縮  
減等、税源の弱い地方への税源移譲等を考えたときに、町政運営に必要な財源の確保が、近  
い将来、非常に難しくなると考えるからです。財源の不足が生じれば、従来どおりの行政サ  
ービスはもとより、新たな住民のニーズに即した行政運営はできなくなります。財源の確保  
のためには、規模の経済性を考えた市町村合併をするか、町民に負担増をお願いするかの方  
法が考えられます。私は、町民負担増は極力避けるべきであると考えます。

よって、市町村合併を推進する立場から、下田市・河津町・南伊豆町合併協議会の設置に  
賛成を表明いたします。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第49号議案は委員長報告のとおり原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決されました。

---

議第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第55号 平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを  
議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 第1常任委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場、平成15年9月22日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、午前9時30分より、閉会、午後2時46分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局も記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第55号 平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般について、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

議事件目、意見または要望。

議第55号 平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。

- 1、災害対策本部の設置基準について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、災害時の対応及び災害に対する認識について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、携帯電話で町のホームページに災害情報をアクセスできる方法を検討すべきではないかとの質疑があり、答弁がなされた。
- 4、下田警察及び伊豆急行とのホットラインについて質疑があり、答弁がなされた。
- 5、緊急地域雇用創出特別対策事業について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、全国半島振興市町村協議会があるが、その協議会の運営と対応について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、地域づくり推進事業委託料の事業内容と報告書について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、在宅高齢者等食事サービス事業について、土曜日・日曜日の対応ができないのか、また保健福祉センターでの対応について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、在宅高齢者の食事サービスの配達地域について質疑があり、答弁がなされた。
- 10、保育所、学校等の地震対策で窓ガラス等の飛散防止策の現状について質疑があり、答弁がなされた。

- 11、子育て支援事務及び学童保育計画について質疑があり、答弁がなされた。
  - 12、乳幼児医療扶助費について、就学前まで上乘せ助成することについて質疑があり、答弁がなされた。
  - 13、町税の不納欠損額及び未収金について質疑があり、答弁がなされた。
  - 14、町税の不納欠損処理の規定及び時効について質疑があり、答弁がなされた。
  - 15、合併処理浄化槽の設置基数と設置計画及び設置地区について質疑があり、答弁がなされた。
  - 16、路線バス維持事業補助金の内容及び今後の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。
  - 17、路線バス維持対策について、ワンコインシステム等観光面と結びつけた運行方法について質疑があり、答弁がなされた。
  - 18、議会の放映についてビデオテープを作成し、町民に貸し出すことについて質疑があり、答弁がなされた。
  - 19、伊豆つくし学園の公設民営化について質疑があり、答弁がなされた。
  - 20、共立湊病院の移設問題及び第三次救急医療について質疑があり、答弁がなされた。
- 以上でございます。

〔第2常任委員長 藤田喜代治君登壇〕

第2常任委員長（藤田喜代治君） 第2常任委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成15年9月24日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午後12時6分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。

議第55号 平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

会議状況、審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。

議第55号 平成14年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。  
意見または要望。

- 1、農業振興事業の報償費について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、農業振興費の中山間地域等制度交付金の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、林業振興費の森林整備事業補助金の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、花咲くみなみいず推進協議会補助金の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、下流区赤穂浦地区の河川に流れ着くカジメの撤去対策及び河川改修について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、町道の雑木林間伐状況及び実施計画について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、南伊豆歩道運営協議会負担金・環境省施設管理費負担金・亜熱帯公園管理費負担金があるが、その活動内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、遊歩道有用植物管理委託料について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、青野川河川管理委託料の事業内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 10、法定外公共物等譲与事務委託料について質疑があり、答弁がなされた。
- 11、内水面漁協補助金があるが、入漁料のうち、中学生も無料とされないか質疑があり、答弁がなされた。
- 12、橋梁維持補修工事の内容及び管理状況について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、森林振興事業の森林国営保険料について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、漁港建設事業の妻良・下流漁港調査業務委託料の業務内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 15、伊豆地区御前崎港海上高速航路推進協議会負担金・地域振興活性化事業補助金の事業活動内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 16、道路維持費のうち、報償費の境界立ち会い謝礼金の額について質疑があり、答弁がなされた。
- 17、亜熱帯植物園の管理及び利用方法について質疑があり、答弁がなされた。
- 18、伊豆急ケーブルネットワーク放送委託料及びFMあたま放送委託料があるが、宣伝の内容、放送の効果及び放送時間帯について質疑があり、答弁がなされた。
- 19、緊急地域雇用創出特別対策事業において、どのような募集方法をとっているかについて質疑があり、答弁がなされた。
- 20、回遊性資源増大パイロット事業及び稚貝稚魚放流事業の内容について質疑があり、答

弁がなされた。

21、花栽培及び花壇整備材料費、栽培用種苗代の事業内容について質疑があり、答弁がなされた。

22、庁用車の車検代金、消耗品費及び通信運搬費の内容について質疑があり、答弁がなされた。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 平成14年度南伊豆町一般会計決算認定に当たり、反対の討論を行います。

地方自治行政の執行における基本姿勢は、地方自治の本旨である住民自治、すなわち民主主義の徹底と団体自治、すなわち独立の団体による執行、国県に対する確固とした姿勢の双方がしっかり反映しているかという点であります。本決算の間では、町長選挙が行われました。同時に自治体の将来、町がなくなる可能性のある市町村合併の問題がありましたが、重大な意思決定を町村長間で結ぶ際に、議会にも事前に話し合い、あるいは住民説明会においても、こうした姿勢が欠如していることが明らかになってきました。

この市町村合併の問題に関しては、国からの押しつけが強まり、その面での必要はありません。問題は、税の使い方をどうするかという問題であります。国の700兆の借金を理由に、合併が必要だということもありますが、一向に国の税の使い方は改まっておりません。この間の大銀行やゼネコンに対する多額な、膨大な税の投入が明らかになりましたが、一方で市町村合併において町への歳出を大幅に減らして、国民統制と従来型政治の財政基盤を保とうという意図。こうした点を厳しく批判しながら、こうしたことに対して批判的な目を持ち、みずからの自治体を守るという姿勢が見られないのは非常に遺憾であります。

地方交付税は税法上、地方財源の一部であります。このため、地方交付税の不交付団体は日本全国自治体のわずか3.8%、130団体弱であります。今、国の強制合併に対して、真剣なまちづくりの点から批判の声と取り組みが広がっております。

地方制度調査会の中間報告であります。この内容、不十分な点もありますが、西尾私案

に対して全国の自治体、町村議会議長会が厳しい批判をした。こうした点が、現在の不十分なながらも、中間報告で西尾私案の乱暴な町村合併の強制的な推進に対して、一定の歯どめをかけたことを忘れてはなりません。数千人の小さな自治体でも、住民の生活を守るために、自立した道を選ぶ町がふえております。他力依存のまちづくりではなく、豊かな自然環境を真に生かした第1次産業をもう一度見直し、町内津々浦々の地域の活性を呼び戻す町政のあり方が強く求められるのであります。

町の税の執行の問題では、深刻な不況が長引く中、住民生活を守るために事業の不要不急を見きわめ、税の執行を行うことが強く求められており、その前提は公正公平である。執行の中の決算の議論で見ますと、その栽培等々の原資となった緊急雇用対策、これは今年度も含めて、これまで5,000万円の緊急雇用対策予算がありました。100分の100、国の負担であります。これが約5,000万円の予算のうち4,000万円が森林組合を通して執行されました。しかしながら、これがハローワークに事前に公表されることなく、事後報告になっていることは明らかになっております。指摘されたように公平さに欠け、また事業の理解や発展の妨げになっていることが明らかになり、強く改善を求めるものであります。

また、この事業が、遊休農地になっているところにハスの栽培をされたということ。これまで町長は、私的なところに対して公費を使うことはできない、私が全体の農業振興策で農産物の単価保証の質問をしたときに、こう言いましたが、実際には一部の私的な休耕地、町長みずからの親族の土地も含めたところに、こうした税金が使われているということ。これは農業振興対策の点での極端にバランスを欠く事業であり、この点を厳しく指摘しなければなりません。

不要不急の点では、今、県の事業で青野大師ダムの建設事業が行われています。県の事業とはいえ、大幅な水需要の減少から見て、これは一時中断して、景気刺激の方に予算を回すように県に意見申告をすべきであります。

分別収集委託料について、委託料の適正化を求めるものであります。

伊豆つくし学園については、だれもが平等な社会を求める、この時代にあって、ノーマライゼーションの時代にあって、人間らしい生活が保障されていない現在の施設、この老朽施設の改築を先延ばしして、民営化によるコストを口にするこの姿勢は許すことはできません。老朽施設の改善に全力を尽くすべきであります。

共立湊病院の管理者としての姿勢については、半島先端のへき地医療の基幹病院としての大きな役割を持っている共立湊病院、南伊豆の賀茂郡だけではなくて、半島先端に住む南伊

豆の住民にとってはかけがえのない病院であります。町村会長を初め、委託先の団体の理事長がこの共立湊病院の移転を口にする中、こうしたことを許さず確固としてこの病院の質的向上を求め、イニシアチブを発揮する点で大きな期待と責任を求めるものであります。

私は、こうした点を指摘をしながら、同時に地震対策では耐震性防火水槽の設置、あるいは保育園の、まだまだ十分とはいえませんが、保育時間等々の改善の問題、また町道の補修の問題、抜本的な対策が求められますが、イノシシ対策への対応、これはもっと、内容、補助を求めるものであります。こうした点、また高齢者の食事サービスの拡充等々の努力について評価をしながら、また学校教育、図書サービスなどの取り組みについては高く、河津町や下田市のサービスよりも、これが高いサービスを進める積み上げをしてきたこと、こうしたことを評価しながら全体として反対の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第55号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

議第56号、議第57号、議第61号、議第65号の委員長報告、質疑、

討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第56号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第57号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号 平成14年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員会委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 第1常任委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場、平成15年9月22日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午後2時46分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、委員長以下、記載のとおりでございます。  
事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第56号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

原案のとおり認定すべきものと決定。

議第57号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

原案のとおり認定すべきものと決定。

議第61号 平成14年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

原案のとおり認定すべきものと決定。

議第65号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

原案のとおり認定すべきものと決定。

会議状況。

議第56号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

1、医療費抑制について南伊豆町はどのように考えているか、質疑があり、答弁がなされた。

2、広域行政研究会の医療部会及び第三次救急医療について質疑があり、答弁がなされた。

3、国民健康保険給付等支払準備基金を取り崩して、保険料の引き下げを図ることについて質疑があり、答弁がなされた。

議第57号 平成14年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、特に意見、要望はなかった。

議第61号 平成14年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

特に意見、または要望はなかった。

議第65号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

特に意見、要望はなかった。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） まず、国民健康保険会計についてですが、法改正によって診療抑制が行われている事態が明らかになっています。同時に、こうした事態が、一層、医療費の高騰を招くことを指摘しなければなりません。今保険会計は、2億1,000万の支払準備基金が継続してあることが明らかになりましたが、高くても払いたくても払い切れないという国民健康保険会計、基金の一部を崩しても被保険者に対して保険料の軽減を進めるべきであります。

また……。続けてやってもいいのかな。介護保険の分も。いいですか。

議長（齋藤 要君） 続けてどうぞ。

12番（横嶋隆二君） 介護保険の問題であります。

今補正予算に老人保健センターの案が出ておりますが、今、高齢者福祉の環境の中で一番切実に求められているのは施設サービスの不足であります。介護保険料を払っても、特別養護老人ホーム、町内だけでも100人以上の待ちがある。何年待つかわからないというそういう不安な状態で、家庭介護でも高齢者世帯が非常に希望をしている。悲鳴が聞こえてきます。こうした点、保険あってサービスなしという事態を、一日も早く改善すべきであるという点を厳しく指摘して、反対の意思とさせていただきます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第56号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第56号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第57号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第57号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第61号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第65号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第65号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

議第62号～議第64号及び議第66号の委員長報告、質疑、討論、採決  
議長（齋藤 要君） 議第62号 平成14年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号 平成14年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号 平成14年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号 平成14年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第2常任委員会委員長。

〔第2常任委員長 藤田喜代治君登壇〕

第2常任委員長（藤田喜代治君） 第2常任委員会、委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成15年9月24日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、9時30分、閉会、午後12時6分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。

議第62号 平成14年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議第63号 平成14年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議第64号 平成14年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議第66号 平成14年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議事件目。意見または要望。

議第62号 平成14年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計決算認定について。

1、特に意見、または要望はなかった。

議第63号 平成14年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

意見または要望。

1、下水道使用料に関し、加入件数及び漁業集落排水事業による使用料の差について質疑があり、答弁がなされた。

2、公共下水道推進補助金について質疑があり、答弁がなされた。

3、公共下水道処理施設の規模、容量及び今後の増設計画について質疑があり、答弁がなされた。

4、下水道への加入促進方法について質疑があり、答弁がなされた。

議第64号 平成14年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

特に意見、または要望はなかった。

議第66号 平成14年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

1、有形・無形固定資産の当年度減価償却費及び年度未償却未済額について質疑があり、答弁がなされた。

2、過年度損益勘定留保資金の内訳について質疑があり、答弁がなされた。

3、給水未収金額について質疑があり、答弁がなされた。

4、給水原価及び供給単価について水道使用料との差について質疑があり、答弁がなされた。

以上であります。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

1 2 番（横嶋隆二君） 66号の水道事業会計です。

水は生活に欠かせないものであって、これに対して消費税がかけられているというこの点ですね、反対の意思を表明したいと思います。一日も早く、水道から消費税の適用を削除することを求めるものであります。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第62号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第63号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第64号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

採決いたします。

議第66号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第66号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

議第50号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第50号 平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第50号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成15年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）でございます。

補正予算額2億5,161万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,615万3,000円とするものです。

補正の歳出で主なものは、前号議案で提案、委員会付託になりました下田市・河津町・南伊豆町合併協議会の負担金、障害者施設入所者の支援費及び臨時保育士等にかかわる経費、保健福祉センター建設にかかわる設計委託料等の経費、公共下水道事業に伴う繰出金、急傾斜地崩壊危険区域指定にかかわる経費、並びに旧盆の豪雨災害による農道、町道、河川の災害復旧にかかる経費等を計上させていただきました。

歳入につきましては、災害復旧費、国庫負担金、前年度繰越金、普通交付税が主なものです。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

19ページをお開きください。

歳出です。

1 款議会費、1 項議会費、補正額19万 5,000円、議会事務、需用費19万 5,000円、消耗品、印刷製本費でございます。

次のページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、643万 2,000円の補正額です。

会計管理事務、2万円、負担金補助及び交付金2万円、これは町村会のペイオフ対策の金融機関調査報告書負担金でございます。

秘書事務、職員手当等15万 3,000円、時間外勤務手当です。

企画調整事務、625万 7,000円。3 節職員手当等 125万 4,000円。これにつきましては、合併協議会に職員を2人派遣しておりますが、その時間外支出を含めております。負担金として支出し、そのあと時間外があった場合は、ここで時間外を支出、それから雑入で協議会の方から戻ってくるというようなシステムになっております。需用費20万円、役務費49万 6,000円。これにつきましては、L G W A Nの回線使用料でございます。備品購入費69万 6,000円の減。負担金補助及び交付金500万 3,000円。下田市・河津町・南伊豆町合併協議会負担金500万 3,000円でございます。

土地利用調整事務、公害対策事務につきましては、財源区分の変更でございます。

交通安全推進事務、負担金補助及び交付金が2,000円で、負担金の増でございます。

戸籍住民基本台帳費79万 7,000円の補正。戸籍住民基本台帳事務、備品購入費で79万 7,000円、庁用備品ですが、これは住基カードの法的個人認証番号打ち込み端末一式でございます。

次のページをお願いします。

指定統計調査事務につきましては、財源区分の変更でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、4,288万 5,000円の補正増でございます。社会福祉総務事務、財源区分の変更でございます。社会福祉事業、4,029万 6,000円、19、負担金補助及び交付金107万 3,000円。中身といたしまして、精神及び知的障害者小規模作業所建設事業補助金でございます。49万円の減でございます。差田に建設する予定のものでございます。毛倉野区ゲートボール場建設事業補助金56万 3,000円、これは3分の2の補助でございます。精神及び知的障害者小規模作業場振興設備整備費補助金でございます。知的小規模作業場の作品、販売、修繕、農機具等を、県から2分の1の補助によりまして買うための補助金でございます。扶助費3,794万 5,000円。障害者施設支援費、これにつきましては施設への支

援費でございまして、20人からの対象者がございまして、国、県から4分の3の補助となるものでございます。身体障害者更生医療給付費、該当が9人いまして142万3,000円。人工透析等の更生医療でございます。障害者居宅支援費184万7,000円、ホームヘルパー、あるいはショートステイ、デイサービス等、5人の対象者がいます。償還金利子及び割引料127万8,000円、国県支出金返還金でございまして、過年度分を精算しまして、身体障害者保護費返還金でございます。

次のページをお願いします。

老人福祉事業、258万9,000円の増。工事請負費139万7,000円、これはひとり暮らし老人の緊急通報システムセンター装置改修工事でございます、下田消防署にあるものを改修するものでございます。扶助費213万7,000円の減、老人日常生活用具貸与給付事業扶助費を、これを139万7,000円減でございます。高齢者無料バス等乗車券扶助費74万円の減でございます。償還金利子及び割引料、在宅福祉事業の国、県の14年度分の精算返還でございます。

2項児童福祉費、1,469万円。児童福祉総務事務5万8,000円、これは町社会福祉協議会児童福祉事業補助金でございます。

児童福祉施設運営事務、1,355万円。賃金が1,350万円、これは臨時保育士賃金、13人分と臨時調理員賃金、2人分でございます。役務費5万円、立木伐採でございます。差田保育所運営事務、28万3,000円。施設修繕料でありまして、職員用の便所の増設でございます。南崎保育所運営事務、工事請負費でございまして57万9,000円。保育所、これもトイレ通路の間仕切り工事でございます。南上保育所運営事務、旅費が15万円、需用費が7万円の補正増でございます。

次のページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1,832万6,000円の増でございます。保健衛生総務事務、1,808万8,000円。報償費50万円、保健福祉センター設計コンペの謝金でございます。委託料1,758万8,000円、保健福祉センター設計委託料、これは1,268万3,000円でございます。保健福祉センター用地地質調査委託料472万5,000円でございます。保険衛生事業、6万9,000円。これは負担金補助及び交付金でございまして、第2次救急医療負担金でございます。小児救急医療分の増加に伴いまして、6万9,000円でございます。

環境衛生事業につきましては、財源区分の変更となります。

へき地診療対策事務につきましては、12万7,000円。職員手当でございます。

老人保健医療事業でございますが、4万2,000円で、委託料でございますが、老人の高額支給者名簿開発システムの委託料でございます。

3項の上水道費、118万2,000円の補正でございます。簡易水道事業、負担金補助及び交付金118万2,000円ございまして、中木簡易水道補助金でございます。3分の1の補助でございます。

次のページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、72万6,000円の増でございます。農業振興事業、72万6,000円。報償費が6,000円。旅費が1万5,000円。委託料60万3,000円、これは未登記農道測量調査及び登記委託料ございまして、一条の農道馬込線でございます。備品購入費は10万2,000円、これはイノシシの捕獲器を2個、買いたいものでございます。

2項林業費につきましては、財源区分の変更でございます。

3項水産業費、7万1,000円、水産業振興事業、1万円。これは負担金補助及び交付金1万円でございます。

漁港施設維持事業、6万1,000円。これは負担金補助及び交付金でございます。

次のページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、733万6,000円の補正増でございます。商工振興事業につきましては、財源区分の変更でございます。

観光振興事業、733万6,000円。委託料510万2,000円ございまして、石廊崎地区観光整備計画書作成及び用地調査業務委託料ございまして、これは県営の遊歩道をつくるための計画委託でございます。白水城周辺でございます。これにつきましては、まだ内示は受けておりませんから予算計上してございませませんが、県まちづくり補助の対象に見込まれております。負担金補助及び交付金223万4,000円、伊豆半島花とてくもぐウォーク事業負担金23万4,000円、みなみの桜と菜の花まつりにぎわい交流事業補助金200万円、これにつきましては菜の花結婚式、あるいは中木、伊浜等の宿泊客、ツアーの増加を得るためにバス相当額を補助するものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、730万1,000円の減。土木総務事務、給料を730万1,000円、これにつきましては災害復旧費の方で、補助事業の方で対応したものでございます。

2項道路橋梁費、286万9,000円の減でございます。道路維持事業、223万6,000円の増でございます。委託料158万円、未登記町道登記整理委託料でございます。原材料費65万6,000円、路面補修用材料費の部分でございます。

単独道路改良事業、510万5,000円の減。旅費の12万5,000円の増。工事請負費150万円の減、耕地線改良工事、これは手石でございますが、2,500万円減額します。万耕地線改良工事2,350万円の増でございます。万耕地線につきましては、補助でございます、耕地線の改良工事につきまして、ブロックどめから土破法等に変えたことによりまして、当初見込みより大幅に減りました。それで、万耕地線、耕地線ともに、本年度完了予定でございます。公有財産購入費、耕地線用地取得費1,390万円の減、これは25人分でございます。湯の川原線用地取得費352万円でございます。

次のページをお願いいたします。

補償補填及び賠償金665万円、これにつきましては、耕地線で3件対象がありまして、門扉とか生け垣等でございます。

5項都市計画費、364万8,000円。都市計画総務事務につきましては、財源区分の変更でございます。

公共下水道事業特別会計繰出金、364万8,000円、これは地質調査とかポンプ等の予備費でございます。

6項住宅費、375万円の補正増でございます。急傾斜地崩壊防止事業、375万円。これは委託料375万円でございます、二条、八反田でございますが、公民館裏の急傾斜地崩壊危険区域の指定促進のための測量調査でございます。

8款消防費、1項消防費、315万3,000円の補正増。下田地区消防組合負担金315万3,000円でございます、負担金補助及び交付金でございます。下田地区消防組合負担金でございます、これは基準財政需要額の消防費が決定によりますものと、それから職員の退手組合負担金、5人退職。それから、除細動器購入の負担金でございます。

次のページをお願いします。

9款教育費、2項小学校費、497万6,000円の増でございます。小学校管理事務384万円の増でございます。13委託料224万5,000円の増でございます、電気工作物保安業務委託料、これにつきましては、南上小のキューピクルの委託料でございます。三浜小学校水路付替申請登記業務委託料、水路の用途廃止、登記一式でございます。三浜小学校施設整備設計業務委託料、これは今、工事中でございますが、グラウンドの排水、暗渠工事の設計委託料でございます。工事請負費159万5,000円、南崎小学校補修工事、これは73万9,000円でございます。南上小学校補修工事85万6,000円でございます、これらは複式学級の関係で副スライド方式の黒板を設置するとか等でございます。竹麻小学校管理事務、55万6,000円。

需用費が44万9,000円でございます。施設修繕料でございます。備品購入10万7,000円、施設備品でございます。南上小学校管理事務、11万9,000円。修繕料でございます。三浜小学校管理事務、1万3,000円。自動車損害保険料でございます。

小学校教育振興事務、35万1,000円でございます。へき地教育負担金が1万4,000円でございます。それから、扶助費、準要保護就学援助費33万7,000円でございます。母子家庭等の転入者が多いため、6人増となりました関係でございます。

三浜小学校建設事業、備品購入費9万7,000円、これは給食用の器具庫でございます。

3項中学校費、139万8,000円の増でございます。中学校教育振興事務139万8,000円でございます。負担金補助及び交付金が100万5,000円、この関係もへき地校の負担金5,000円と、それから中体連出場補助金でございます。当該4件と、倍の件数が行っております。扶助費が39万3,000円でございます。準要保護就学援助費でございます。これも母子家庭等が2人増となっております。

4項幼稚園費、10万8,000円の増。南伊豆幼稚園事務、10万8,000円でございます。需用費でございます。

5項社会教育費、31万1,000円の増でございます。

次のページをお願いします。

公民館管理運営事務、20万円。需用費、修繕料でございます。

文化財管理事務、財源区分の変更でございます。

図書館管理運営事務、11万1,000円でございます。旅費を1万2,000円、需用費を9万9,000円でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、400万円の補正増でございます。農地及び農業用施設災害復旧事業、300万でございます。工事請負費300万でございます。これは旧盆豪雨災でございます。農道、毛倉野、洞ノ入峯田線の現年災工事でございます。単独農地及び農業用施設災害復旧事業、100万でございます。使用料及び賃借料で、機械借上料100万でございます。

林地及び林業用施設災害復旧事業、これは財源区分の変更でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1億4,780万円でございまして、道路河川等災害復旧事業、1億3,100万円でございます。給料が730万1,000円、一般職給でございます。職員手当が27万円でございます。需用費が274万8,000円でございます。委託料、これは町単になりますが、測量設計委託料540万円でございます。使用料及び賃借料10万円でございます。工事

請負費が1億 1,518万 1,000円でございます。旧盆豪雨災で道路が、町道が15件、川が3件、計18件のものがございます。

単独道路河川等災害復旧事業、1,680万円でございまして、委託料 100万円、測量調査委託料、これはやはり旧盆豪雨で公共災等にならない町単のものでございますが、加納区内7号線、公営住宅のところの道路の法が崩れたためのものがございます。使用料及び賃借料580万円、機械器具借上料でございまして、豪雨災の崩土除去でございます。工事請負費1,000万円、加納区内7号線で延長が17メートル、S Lが13メートルでございます。

次に、9ページをお願いします。

歳入でございます。

9款地方交付税、1項地方交付税、2,511万 6,000円、普通交付税でございまして、普通交付税の決定が、16億 7,531万 8,000円と決定になりました。予算額では15万 7,000円を見ております。今回、2,511万 6,000円を、歳入を財源といたしまして、地方交付税といたしましては 8,000万からの残がございます。

次のページをお願いします。

11款の分担金及び負担金でございます。1項分担金、3万円、災害復旧費分担金でございますが、農林水産業施設災害復旧費分担金3万円でございます。これは下小野の県単治山の工事完成による確定でございます。

2項負担金、43万円でございます。民生費負担金、社会福祉費負担金43万円、精神及び知的障害者小規模作業所建設費分担金、これは差田の作業所でございまして、6市町村の負担金でございます。当初 488万 7,000円を見込んでおりましたが、531万 7,000円を見込めるということで43万円の増でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、9,909万 7,000円。民生費国庫負担金、1,761万円でございまして、身体障害者保護費負担金、これは更生医療分でございます。2分の1の補助でございます。障害者施設支援費負担金、これにつきましても2分の1でございまして、1,689万 8,000円。

災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金 8,148万 7,000円でございまして、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。補助対象額が1億 3,167万円の「.667」、3分の2を掛けまして、当初見込みが 633万 6,000円でございますものですから、8,148万 7,000円の補正増でございます。

2款国庫補助金、137万 7,000円。社会福祉費補助金92万 3,000円、障害者(児)居宅支

援費補助金でございます。これはホームヘルパー等でございます。2分の1補助でございます。

教育費国庫補助金、小学校費補助金、準要保護児童就学援助費補助金でございます。これも2分の1の補助でございます。29万6,000円。中学校費補助金15万8,000円、これも2分の1補助でございます。

次のページをお願いします。

14款県支出金、1項県負担金、880万5,000円。社会福祉費負担金880万5,000円、身体障害者保護費負担金、これも更生医療でございます。4分の1補助でございます。障害者施設支援費負担金、これも4分の1補助でございます。844万9,000円。

2項県補助金、511万3,000円、社会福祉費補助金でございます。50万2,000円、障害者居宅支援費補助金46万2,000円、精神及び知的障害者小規模作業所建設費補助金46万円の減でございます。精神及び知的障害者小規模作業所振興設備整備費補助金、50万円でございます。

土木費県補助金、住宅費補助金250万円でございますが、急傾斜地の崩壊危険区域指定事業の補助金でございます。3分の2補助でございます。

災害復旧費県補助金、農林水産業施設災害復旧費補助金211万1,000円でございます。これは農地及び農業用施設災害復旧費補助金は65%の補助で、毛倉野の農道の関係でございます。191万1,000円。林地及び林業用施設災害復旧費補助金、これは下小野の県単治山分でございます。20万円の増。

3項委託金、21万3,000円の減でございます。総務費委託金が、4万3,000円の増でございます。

権限移譲事務交付金が、25万6,000円の減でございます。県の方の交付金が確定したためのものでございます。

次のページをお願いします。

16款寄附金、1項寄附金、8万円の減。社会福祉費寄附金、8万円の減、これはシルバーバス乗車券の1割分を寄附されて、その結果でございます。

18款繰越金、5,747万2,000円の補正増でございます。前年度繰越金でございます。2億7,972万3,000円が繰越金でしたが、これで繰越金はゼロとなりました。

次のページをお願いします。

19款諸収入、4項雑入、376万7,000円の増でございます。雑入、63万円。鍵ペア生成装

置等整備費助成金、これは地方自治情報センターからくるものでございまして、住基ネットの法的個人認証番号の打ち込み端末一式でございます——に対する助成金でございます。

過年度収入、313万7,000円でございます。民生費国庫負担金等過年度収入19万3,000円、南伊豆総合計算センター負担金過年度収入206万8,000円、伊豆斎場組合負担金過年度収入76万6,000円、南伊豆地区広域市町村圏協議会負担金過年度収入11万円でございます。

20款町債でございます。1項町債、5,070万円の補正増でございます。公共土木施設災害復旧債5,070万でございます。公共災が4,380万円、町単災が1,000万円でございます。5,070万でございます。

次に、8ページをお願いします。

今回の補正額が2億5,161万4,000円で、予算現額が55億1,615万3,000円でございます。補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金が1億1,417万9,000円、地方債が5,070万円、その他が101万円。一般財源を8,572万5,000円を計上したものでございます。

以上で説明終わります。よろしくをお願いします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

8番（漆田 修君） 歳出の20ページの合併協議会の負担金について、ちょっと質問させていただきます。

先ほど、法定合併協議会は承認されて可決されたんですが、実はこの直後の補正で、先ほど2名の出向者に対する時間外である——お互い、2人でキャッチボールして、その差額については受けるという説明でありましたけれども。これは本来、次の臨時会、もしくは12月議会、12月議会となりますと第3・四半期分も加算して、金額を調整するということになると思うんですが。技術的にはなると思うんですが、今回、執行者側の議会に対する熱意ある説得とか、全協とかということがありまして、議員の方々もある程度了解されて賛意を示したと思うんですが。本来であれば、そういう臨時議会、万が一、逆にですよ、否決されたら、ここでもう1回改めて、この分だけこの場で削除して、改めて上程するというのも実は考えられるわけです。ですから、私がお聞きしたいのは、先ほど可決された、30分のうちに補正で既に挙げてあるということは、その真意がちょっと理解できなかったんですよ。その辺の説明をしていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。

地方自治法の中で、合併の方の規約、設置の規約、それから予算と同時進行をさせるのが、新しい規約をつくる場合については予算の裏づけが必要だよと、そういったのが 222条でありますものですから、同時提案をさせていただいたと。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） よく理解いたしました。そういう法的な根拠がね。私自身も、実は不勉強だったという面もありますが、逆に否決されたらこれは全く意味がない数字になるわけですよね。これは否決ということは、実際にはあり得なかったんですが。そういうことまで実は、さきの6月議会もそうでした。百数十万の補正がありましたね。実は、今回の補正は私は賛成なんです。現年災の関係もあるしね、教育関係も非常に適宜な予算配分をしているという面がありますのでね。ただ、この点だけちょっと疑問に思いましたので、今、質疑を申し上げました。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

石井福光君。

11番（石井福光君） 2点ばかりちょっと質問したいんですが、議運の中である程度説明があったんですが、議運のメンバーというのは5名しかいないのでわからないと思うので、一応、再度質問します。

30ページの観光振興事業、委託料なんですが、510万そこそなんなんですが、これは石廊崎地区観光整備計画書作成と用地調査ということなんですが、さきにもちょっと触れましたが、2年ぐらい前ですか、県の観光事業の中で約29億という予算の中で、これは遊歩道を通ってきて、あれから東側は何て呼んだかわからないんですが、13億かけて橋を渡して、こっちの山を開発するという計画が、何か二、三年前に出たような、記憶しているんですが、それと今度の、いわゆる委託料については、全然、たしか左の……。これは今回の左の山は何ていうんですか、城山というんですか。

〔「城山です」と言う人あり〕

11番（石井福光君） 城山ですか。城山の開発になるわけでしょう。今回のこの計画書と用地委託料というのは、城山を開発するというので、今までの県のものとは全然関係がないわけですね。関連はないわけですね。それ1点、ちょっとお聞きしたいんです。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） お答えいたします。

13年度に予算をいただきまして、ユウスゲ公園から灯台、灯台からつり橋をかけて白水城址へと渡るといふ計画を――調査をいたしました。

県と国等に協議をして、県の事業でそれを進めていくということなんですけれども、ユウスゲ公園から石廊崎先端までの遊歩道新設の関係は、余りにも海岸すぎて起伏が激しいので、もっと緩やかなところを計画しなさいという意見をいただいて。それから、つり橋の方につきましては、県が昨年度、アンケートを実施いたしました。それによりますと、観光客の216名、町内者を、成人無作為に341名の住民の方にアンケートをしていただきまして、観光客に対しましては、賛成が49.07%、反対が37.96%、どちらでもよいが12.96%ということで、町民の方は賛成が61%、反対が13.5%、どちらでもよいが15%で、わからないが10%ということで、県の出した見解は、急いで橋をつくる必要はないだろうと、もう少し様子を見て、待ってから費用対効果を見ながら考えていきたいと思いますという返事をいただきました。

それで、白水城の今回の予算の関係ですけれども、つり橋と並行しながら順番にやっていくつもりでいたんですけれども、その話が、ジャングルパークがこういう状態になったという情報が入りましたら、県と国が白水城をやりましょうという約束がとれました。それで、これだけは町で支度をしてくださいというのが、所有権の調査と計画図です。それをつくってくださいということで、今回の500の予算を計上させていただきました。ですから、つり橋につきましては、待ってもだめということではなくて、見込みもありますので、今後とも協議しながら陳情を重ねていくつもりでございます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） よくわかりました。要するに、県の財政の中で、中断ということですね。それと関連性があるのかないか、多分ないんじゃないかなという中で説明したんですが。その整合性というか関連性が、橋と、あれが13億だという説明だったんだが、今の状態ではあり得ないだろうということの中で、今の説明の中でジャングルパーク閉園の話がでたわけだが、そのことにより開始しなさいという県の指導だということであれば、それはだから別個のものであればいいですよ。それで、その別個のものに対して、そのようなもの、用地調査等、要するに510万なんだけれども、内容、中をどういうところを開発するのか、何をする、ただ遊歩道だけつくるのか、それをつくって何か公益化するのか、その点をちょっとお聞きしたいんですが。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） 現在、古くなった歩道があるわけですが、それからまた先端にかけて土地が——土地が残っていると言ったらおかしいですけども、先端まで行きます。そこから、灯台の方も眺めますものですから、親切に総体的につくり直すという考え方で、漁業栽培センター方向も視野に入れて、あそこの山全体を新しくリニューアルして、栽培センターの方の関係でビジターセンターも中に入れ込んだ中で、国と県が開発してくれるという、新設してくれるということになっております。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 大体わかりました。遊歩道が主だと思うんですよ、ずっと見晴らしにするためにね。それと、途中に、休憩所を置くのか、それはそれで結構です。趣旨がわかれば結構です。

次に、保健福祉センターの建設については、町の方でも前向きに進んでいるということで多少関連するわけですが、その建設についてちょっと1点ばかりお聞きしたいんですが。

大体、設計と用地ですから、ほとんど設計したようなものではないかと思いますが、要するにテニスコートの後からこの公園にかけて大体つくる計画らしいんですが、600平米ぐらいですか、それぐらいの土地がほしいということなんで、つくったときに、ただ第1点、問題になるのは駐車場はどうなるかと。庁舎の問題はちょっとわかりませんが、そこをつくったときには駐車場、まず第1点になくなるんじゃないかと。その駐車場の問題は、果たしてどうするのかというのが第1点。

面積によっては、いろいろ金になる場合もあるだろうし、1カ所ではテニスコートの中でできませんで、こっちに来る場合もあるんだから、それはちょっと我々ではわかりません、設計の段階ですから。だから、駐車場の問題が第1点。

それと、ここにつくる前に、薬用試験場の問題がたびたびいろいろ出ているんですが、ちょっと2点ばかりお聞きしたいんですが。跡地の問題で、いろいろ薬草だとか塩をつくるのか、駐車場にするとか、いろいろな町長の話もあったんですが、あそこは結局、何をつくるにしろ、何を計画するにしても、あそこの用地を借りるのか、果たして売るのが、その価格は幾らなのかということが出なきゃ、一步も先に進まないわけですね。だから、果たして価格は、あそこは中心ですから、価格によっては当然、それはその活性化のためにも、南伊豆の町にも、買うべきだと思うんですが、価格がわからなければ前に進めないで、その価

格がいつ出るのか。大分、2年ぐらい前からこんな話があるんでね、賃貸なのか、価格はいつ出るのか、これについてもお聞きしたい。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 健康福祉センターの件について、私が委員長をやっているものですかからお答えします。

今、石井議員がおっしゃるとおり、テニスコート、これは一応、地権者との賃貸借の契約、契約はまだしていませんけれども、貸していただくという内諾が出ています。その中で、今後、設計にかかるわけです。その配置によって、今のところこういった配置ということが、まだ大まかな配置なものですから確定じゃないんですけども、その中で駐車場はもちろん確保しなきゃいけないということと、もう1つは庁舎が合併になった場合、支所的機能を果たすというような前提のもとで、この庁舎の建設も、一応基金があるものですから、そこらも見合わせた中で。駐車場はとにかく確保はできますので、どういう形で、どこをどういうふうな駐車場にするのかということの詳細までは、まだ決まっておりませんが、十分、駐車場の確保はできると今のところ思っております。

議長（齋藤 要君） 企画課長。

企画調整課長（谷 正君） 厚生省の跡地の関係ですが、6月の議会でも、土地の鑑定の委託料という形でお願いをして、それで財務省の沼津の方とも、いろいろな形の中で、国の方が9月1日現在で鑑定価格を入れるということがあったものですから。私どもの方も町の顧問弁護士の先生のご紹介で鑑定士を紹介していただきまして、その方に依頼しまして、9月1日現在の価格を出していただきたいということで、そこにつきましては、細かくやりますといういろいろ分かれています。宅地だとか畑だとか、どういう見方をするかということと、もう1つは源泉があそこにあるものですから、そういうものを含めた中で鑑定価格をお願いしたいということで、お願いしてあります。それは、出ると思います、近々。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 近々、これも大分、2年ぐらい前の話だから出ているんでね。いや、なぜ、あれいつ出るのかということは、今の助役の説明した中で、無理にこういう狭いところじゃなくとも……。私の考え方ですよ。ああいう広いところがあって、要するに価格が交渉できるのであれば、ああいうふうなところにつくった方がいいんじゃないかという中で私は質問しているわけなんです。だから、それは1年先になるのか、価格は、賃貸なのか、多分賃貸ということはある得ないと思うんですよ。国の方針では、これはほとんど絶対ない

と思います。これは売買だと思いますが、その価格は、いついつたって、大分、2年もたっているの、大体いつごろなのか。それだけ、期日をはっきりしてください。ある程度のはっきりできなかつたらある程度の目安を。

議長（齋藤 要君） 企画課長。

企画調整課長（谷 正君） 内々の価格につきましてはきまして、正式には今月中、もう日にちがないんですが、9月中というのは。今月中には、向こうからくると思います。9月1日なものですから、そういう形で正式な鑑定士の価格という形で提示はくると思います。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） よくわかりました。そういうことであれば、その価格はある程度出て交渉の段階だったら、また議会等の中で話し合いを持って、買うべきなのか、買うべきでないのかというのは、これは検討してみるべきじゃないかと思います。

最後にもう1点ですが、簡単なもの、直接、係に聞けばわかると思うんですが、23ページの社会福祉費事業の補助金で、ゲートボールの事業費助成金がありますね。これ町で3分の2を補助しているんですが、上限について、この前ちょっとわからなかったんですが、上限について幾らの上限が、100万円が上限なのか、200万円が上限なのか、1億が上限なのか、上限はわかりません、3分の2の補助は町の補助があるのはわかっていますが、上限がわかったらちょっとお知らせ願いたい。

議長（齋藤 要君） 福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 3分の2なんですが、ちょっと上限は、私もちょっと今、覚えていないものですから。もうちょっとすみませんが、あとで報告させていただきます。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） わかりました。質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

7番（藤田喜代治君） 石井議員の質問にちょっと関連しますけれども、企画課長にお伺いします。薬用試験場の跡については、当局の方で買いたいということの交渉を進めているというのは、たびたびの報告がありますけれども、今お話の中で、要するに賃貸は絶対ないと思っておるのか、確認を、当局の考え方をお聞きしたい。

議長（齋藤 要君） 企画課長。

企画調整課長（谷 正君） 今までの財務省、沼津の方との話し合い、交渉の中で、国の方が、こういう時代だから、一応売買のお話をという形できているものですから、そういう

認識で私どもの方は現在も進んできています。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

7番（藤田喜代治君） そういう国の方の考え方、今の立場、わかるんですが、町としても賃貸はあり得ないんだということではなくて、あるという判断もどこかにあるわけですね。法的にないということではなくてね。けども、国が今おっしゃったように、買ってほしいと、やるなら売買だと、こういう考え方ということでやらざるを得ないという判断をしていると、こういう認識でいいですか。

議長（齋藤 要君） 企画課長。

企画調整課長（谷 正君） 現在のところそのとおりです。

議長（齋藤 要君） ほかに。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 24ページの児童福祉施設運営事務です。

臨時保育士賃金と臨時調理員の内容、実態ですね。それと今後の見通しについてどのように。

議長（齋藤 要君） 福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 臨時保育士の13人、それから臨時調理員の2人ですが、これは当初からこの人員は変わっておりません。当初予算編成時に2分の1ほど計上してございましたので、残りを今回、補正させていただきました。

以上です。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 今、石井議員の方から健康福祉センターの建設についてご質問があったわけですが、私も一般質問で質問させていただきましたけれども、今、助役が、私が委員長だということなものですから助役に聞きたいと。

庁舎の建設基金の積み立てもあるわけですね。そういったものを、私も福祉施設をつくるのであれば、そういう児童会館だとか、あるいは勤労者の問題だとかということ、私、一般質問で申し上げましたけれども、そういったような建設、あるいは庁舎の積み立て基金もあるものですから、場所的にここがいいということなら、この庁舎も建てかえなきゃいけないということもあるわけですから、そういうものを併設した中で考えていく気があるのか、今後検討して。どうせ受けたらやるし、これからやる仕事ですから、いずれにしてもこの庁舎も併設するか、あるいはそれも併設していく考えが前向きにあるのかないのか、そういう点

をちょっとお聞きしたいなと。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 今、渡邊議員の質問でございますけれども、現在も健康福祉センター、既に設計にかかるうというような段階に入っております。そして、庁舎建設につきまして、確かに基金が6億6,000ございます。そういう中で、先ほど私が言いましたけれども、きょう合併法定協議会が設置されて、これが合併という形になれば、当然のこと、ずっと議論の中心になっている支所だとか、そういうのが果たすものに、この地域が、今の役場の場所などに。ですけど、これはもう既に耐震診断の結果、いつ大きい地震がきたら壊れるものじゃないかというふうな状態になっております。ですから、そういう中で、例えば規模が支所機能のどのくらいのをここでやるのかによって、その規模も当然決まってくるし、その段階で支所だけじゃなくて、渡邊議員のおっしゃるような複合的な施設を、ある程度考えた中で、住民が十分使えることができるような機能を備えた庁舎というか支所を、それを建設するということは一応考えております。でも、まだ実際に検討の段階ではないものですから、今ここでどの程度の大きさで、どういうものが入るかということは、まだ明確な答えはできませんけれども、一応そういう考えていることは申し上げておきます。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） ぜひ、どうせ建てるんでしたら、そういう形で前向きな姿勢で、この庁舎のことも、総合的な福祉施設、そういったものを検討しながら、私は進めていっていただきたいということを要望して終わります。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 1点、合併協議会の負担金の計上ということで、それについて反対ですが、最後、38ページ、39ページ、旧盆の災害での復旧工事、そして災害復旧とですね、

その後の町営住宅に隣接する道路、その復旧は、もちろんこれは当然でやらなければいけないということではありますが、合併協議会の関係、先ほど法定協議会設置の討論をしたとおり、法になっていない中間報告を前提にした法定協議会の設置の問題が含まれているので、それに対して反対であるということ。

もう1つは、保健福祉センターのことが出ていますが、やはり幾ら声が出ているとはいえ、これは委員会にきちんとかけて審議すべき内容のものであって、こうしたことをすべて議会に諮らないで進めていくこと自体が、やはり議会軽視と言わざるを得ないですね。しかも、今、合併を前提にして庁舎建設だ、基金を取り崩すだ、あるいは一方では基金を取り崩してほかの用地を買うだ、そういう議論なんですね。助役と町長は別々なところで、一般質問でも議論をする、議会でも飛び交うという異常な事態と言わざるを得ないですね。そういうことは戒めなければいけないし、すべて委員会にかけてこれを審議する、あるいは大事なことは全協にもきちんと相談をしながら進めるべきだという厳しい意見を言って、私の反対の意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第50号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決されました。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

（午前11時18分）

---

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時30分）

---

発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第5号 道路整備予算の確保に関する意見書を議題といたします。

本案は、藤田喜代治君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、道路整備予算の確保に関する意見書。

内容説明をいたします。内容説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、従来からの道路特定財源制度や有料道路制度により整備を推進してきたところであります。

本町では、コミュニティー相互の交流を促進し、地域の発展を図るため、道路の整備を中心に、各種活性化施策を展開しているところであります。

しかしながら、本町における道路の現状は大幅に全国平均を下回っており、その整備は地域振興を図る上で、緊急かつ重要なものであります。

地域間の交流を促進する道路、通勤・通学等の日常生活に密着した道路等、道路は生活に密着した基盤であり、町民生活の向上を図るため、その整備を一層推進する必要があります。

よって、国におかれましては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項に特段の配慮をされるよう強く要望いたします。

記。

1、平成16年度予算においても、この新たな計画に基づき、円滑に道路整備を推進できるよう、一般財源を大幅に投入し、必要な道路整備費を確保すること。

2、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備を一層推進すること。

3、渋滞対策、交通安全対策、沿道環境対策等、安全で快適な生活環境づくりを推進するための道路整備を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書の提出先は、東京都千代田区永田町2-3-1。内閣総理大臣、小泉純一郎。以下、記載のとおりであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号は原案のとおり意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

---

発議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第6号 三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書を議題といたします。

本案は、渡邊嘉郎君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

10番（渡邊嘉郎君） 発議第6号 三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書の内容説明をさせていただきたいと思います。内容説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

三島社会保険病院の存続と充実を求める意見書。

三島社会保険病院は、三島市における唯一の公的な医療機関であり、血管造影検査、CT検査、MRI検査を通じて、病院と診療所の連携、病院と病院の連携を行い、三島市内の医療機関のためにも貢献をしています。

また、救急医療では三島市内だけではなく静岡県東部地域の循環器科ネットワーク、脳外

科待機の一翼を担い、さらに、三島市医師会と協力する中で長年にわたり三島市及び周辺地域の二次救急の中心となり、地域医療に不可欠な公的な医療機関としての役割を果たしております。

さらに静岡県における腎移植医療機関として委任され、地域の透析医療の中核病院としての役割を担っています。

今国会に提出された医療制度改革関連法案の付則の中に「社会保険病院の見直し」が盛り込まれ、統廃合・売却が検討されることになりました。

万一、三島社会保険病院の統廃合・売却が実施される事になれば、三島市のみならず静岡県東部地域の医療に重大な支障きたす事になります。

政府におかれましては、三島社会保険病院が今後とも公的な医療機関として引き続き、存続、充実できるよう特段の配慮をされるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、小泉純一郎。厚生労働大臣、坂口力。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） きょう初めてこの意見書を見たので、質問ということではありません。質問というか。この間の本議会の討論を通じて、同じ名前を、三島社会保険病院を共立湊病院と変えてやるぐらいの重大さが南伊豆にも差し迫っているわけですが、その点は、この三島社会保険病院の存続に心を寄せた提案者と、その賛成者の皆さんの考え、湊病院の問題に関してはどのように思われているのか、その点、お答えしていただけますか。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） お答えをいたします。

今のこの意見書の中にもありますけれども、こういう形と、また共立湊病院組合等もやはり連携をされた中でもって、こういう意見書の内容として、私は意見書として提出をさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） もちろん賛成なんですけど、静岡県の医療圏域の中で、特に東部医療圏域、駿東なんですね。ベッド数に関しては、いわゆる平成16年までの保健医療計画の中で800床か、駿東圏域ではベッド数が不足している。こういう中で、この基幹病院をなくすということ、これはとんでもないことであります。

同時に、関連して伊豆半島の先端の僻地の公的医療機関である共立湊病院、これを異なる町村会長が、議会の公式な答弁でも、賀茂郡の中心地に持っていかこうとする発言をする、そういう方針ですね、合併と結びつけてやるということをはっきりと答弁をしている。また、委託先の地域医療振興協会の理事長以下、病院長も、病院の職員にこれを既成事実のように言っている。こうした点を考えると、非常にゆゆしき事態だというふうに思います。

私は、南伊豆町の住民の利益を守る議会の意思として、先ほど質問にもありましたが、共立湊病院の現地での存続と充実を求める意見書を早急に制定することを、決議を上げることに関連して述べて、私の意見とさせていただきます。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

---

発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第7号 「金融アセスメント法」の制定を求める意見書を議題といたします。

本案は、保坂好明君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 発議第7号 「金融アセスメント法」の制定を求める意見書をご説明させていただきますが、内容説明は朗読をもってかえさせていただきます。

地域と中小企業への円滑な資金供給で努力する金融機関を正しく評価する「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律」（金融アセスメント法）は、地域と中小企業への円滑な資金需給や不公平な取引慣行（物的担保、連帯保証等）の是正を軸とし金融機関の自主的な取り組みを事後的に評価し、公共性の役割や利用者への利便性を軽視しがちな金融機関を、地域経済や中小企業に向けさせる仕組みの法律です。

この法律案は、早くから金融自由化が進められたアメリカにおいて地域経済を守り活性化させたと高く評価されている法律（地域再投資法）を参考に作成しています。

今日の金融環境は「貸し渋り」問題の再燃を懸念させています。政府は不良債権の最終処理を急いでいますが、連鎖的倒産や失業者の増大を招く懸念があり、一刻も早く「金融アセスメント法」を制定するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

意見書提出先、内閣総理大臣、小泉純一郎。以下、記載のとおりでございます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番(横嶋隆二君) これもきょう初めて見たので、まだ金融アセスメント法に関しては議論の余地があると思うんですが、提案理由の中で、今日の貸し渋り問題の懸念、そして政府が不良債権の最終処理をしています、連鎖的倒産や失業の増大を招く懸念があるというものもありますけれども、現にこの間の、継続して竹中大臣が金融担当大臣になったわけですが、不良債権の処理を進める、いわゆる構造改革によって倒産、失業者の増大が。それと、年3万人以上に及ぶ経営者を含めた自殺者が出ているという事態。この政策を転換しない限り、アセスメント法を制定しても問題の解決にはならないということを肝に銘じなければいけないんですね。懸念ではなくて、実態はそういうことを、この2年間で示しているということ。これを指摘せざるを得ないものであります。現状の政策を転換することなしに、この法を制定することの効果に疑問があるし、その点で断固として反対ということではないんですけれども、まだ時期尚早じゃないかということですね、意見を述べます。

議長(齋藤 要君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(齋藤 要君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第7号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長(齋藤 要君) 賛成多数です。

よって、意見書は原案のとおり可決されました。

藤田喜代治君。

7番(藤田喜代治君) 休憩動議をちょっと出します。

議長(齋藤 要君) 賛成者が2名。

ここで10分間休憩をいたします。

(午前11時48分)

---

議長(齋藤 要君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時58分)

---

#### 閉会中の継続調査申出書について

議長（齋藤 要君） 日程第16、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長及び第2常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等議会運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

今、石井議員の方から、今、配付した紙に穴が開いていないのを了解してくださいということですが、報告いたします。

---

#### 議員派遣の申し出について

議長（齋藤 要君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付しましたとおり、県議長会及び郡議長会主催による研修会等の開催通知がありました。

お諮りいたします。

議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

---

#### 閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成15年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 0時00分)